



特
119



第六卷 治明 末集

史部十八類圖



北京 京東

特267
119

口繪解説

○「明治天皇御降誕」

(百官参賀)

五姓田芳柳畫伯謹畫

明治天皇は御名を睦仁と申し孝明天皇の第二皇子に在まします。嘉永五年九月二十二日(太陽曆の十一月三日)午后一時頃、京都御所石薬師御門内の中山邸にて御降誕遊ばされた。御生母は従一位中山忠能卿の女、慶子の方である。此日秋空高く晴れて常御殿の御庭には黄菊、白菊美しく咲き匂うて皇子の御生誕を誇ぎ奉る様であつた。父帝は皇子御生誕を聞召されて御満足あらせ給ひ近侍のものに御盃を賜つた。

○「大政奉還の發表」

(二條城内將軍出座)

五姓田芳柳畫伯謹畫

慶應二年十一月二十五日孝明天皇崩御あらせ給ひて同三年正月九日明治天皇は清涼殿代(小御所)に於いて御踐祚遊ばされ、御年僅かに十六歳にてあらせられた。此時幕威衰へて既に諸侯を統御する力なく十月四日、前上佐藩主山内豊信は其臣後藤象二郎等をして書を將軍慶喜に呈せしめ王政に復し政令一途に出づべしと獻言せしめた。依て十日慶喜は老中板倉伊賀守勝靜をして上佐藩の建白に付き之が意見を松平慶永に求めしめ、十二日老中以下の諸有司を召集して大政奉還の已むべからざるを懇諭した。而して十三日板倉伊賀守勝靜をして在京諸藩の重臣を二條城に召集して政權奉還の上奏案を示して意見を諮ねたが是時後藤象二郎は慶喜の決意を賛成し薩藩士小松帶刀も亦是に和したる爲、衆議一決し、翌十四日慶喜は参内して政權奉還を奏請したのである。本圖は即ち慶應三年三月十三日二條城内に於ける大政奉還發表の有様である。

幕末
明治
大正

回顧八十年史 第二輯 目次

口 繪 (原色版)

明治天皇御降誕(百官拜賀)……………五姓田芳柳畫伯謹畫
大政奉還の發表(二條城内將軍出座)……………同

玻璃版

德丸ヶ原の洋式練兵……………	二七頁
江川太郎左衛門像、葦山の反射爐、德丸ヶ原練兵圖、高島四郎太夫像、軍朝、 ブーチャチン長崎に通商を乞ふ……………	二八
ブーチャチン像、旗艦デアナ號、魯艦長崎入港圖、川路聖謨像、日露談判圖、軍樂隊上陸圖。 幕末の日露關係・レザノフの來朝……………	二九
ニコライ・レザノフ像と署名、ニコライ・レザノフ版畫、露使來朝當時の木版畫、レザノフ旗艦ナデシダ號、道中記。 蟬龍號獻上式・洋式船舶の始め……………	三〇
江戸灣に於ける英女皇贈進の快走船蟬龍號獻上式、幕府最初の洋式船鳳凰丸、君澤形。 咸臨丸の米國訪問……………	三一
咸臨丸艦長勝麟太郎、咸臨丸圖、咸臨丸寫眞、軍艦奉行木村攝津守、桑港インタナショナル・ホテル、木村攝津守使用 の名刺……………	三二
咸臨丸歡迎と乗組員一行……………	三三
桑港監理委員會の咸臨丸歡迎決議文、木村攝津守、咸臨丸乗込の一行寫眞、フィラデルフィヤ號より國書を揚陸する圖。 幕府の遣米使節……………	三四
遣米使節新見豐前守、白臺館に於ける一行、ブカナン大統領より第十四代將軍徳川家茂に贈られたる金時計、同金時計 の裏、萬延元年四月五日ワシントン海軍造船所に於ける一行。 米國に於ける遣米使節……………	三五
大統領の饗宴、メトロポリタン・ホテルに於ける紐育市主催大舞踏會、日本使節贈呈の馬鞍と火鉢。 櫻田事變……………	三六
井伊直弼像と共筆蹟、櫻田門外遭難の位置、烈士の遺筆、櫻田門外の變圖。 井伊直弼の遺筆……………	三七
埋木舎、直弼の和歌『爲君祈世』、直弼の和歌、直弼筆『鬼の寒念佛圖』、井伊掃部頭銅像。 井伊直弼の居城彦根城……………	三八
彦根城主閣、彦根城大手口、彦根城佐和口、直弼生誕の地槻館舊址。 直弼の品川連砲臺意見書案と開港意見書案……………	三九
品川連砲臺に就いての意見書、開港策の意見書。 和宮内親王の御降嫁……………	四〇
十四代將軍徳川家茂、和宮御肖像、和宮御眞筆、和宮御眞筆和歌、御降嫁御行列の圖。 阪下門事變……………	四一
安藤對馬守信睦像、阪下門事變現場見取圖、安藤對馬守筆蹟、阪下門寫眞、阪下烈士遺筆、小塚原阪下烈士の墓。 開港當時の横濱……………	四二

萬延元年の横濱風景、元治元年の横濱明細圖……………

開港後の横濱……………四二

横濱鈍宅之圖、横濱異人館の圖、横濱異人館座敷の圖、横濱異人屋敷之圖……………

米艦渡來後刊行の印刷物……………四三

年代記珍說晰、神奈川横濱太平餘樂、御貿易場圖……………四四

幕末の横濱と長崎……………四五

外人の撮影せる横濱、横濱青木町臺關門、長崎出島蘭館寫真、出島寫真と出島圖、海岸より見たる長崎出島……………

維新時代の列侯……………四六

徳川昭武、伊達宗城、松平容保、毛利元徳、島津久治、板倉周防守勝靜……………

幕末に活躍せる志士……………四七

平野國臣、戸原卯橋、西川耕藏、藤田東湖、梁川星巖、僧月照、頼三樹三郎書……………

維新時代の志士……………四七

桂小五郎(木戸孝允)、勝安房、山岡鐵舟、品川彌二郎、曲直瀬道策、坂本龍馬、前原一誠、岡本健三郎と佐々木高行……………

江戸城の舊觀……………四八

天主臺、吹上御苑、二重橋正門、西丸大手より北方を見る……………

江戸城の舊觀……………四九

昌平橋、百人二重橋、寺澤二重橋及巽三重橋、二の丸巽二重橋、清水御門、日比谷見附、二の丸下乗門及百人門、鍛冶橋、御本丸書院二重橋、本丸乾二重橋……………

明治初年頃の風俗……………五〇

聲色屋、傘屋、飛脚屋、箱根越の山駕籠……………

明治初年頃の風俗……………五一

齒醫者、町醫者、書生、寺小屋……………

下田に於けるハリスの遺跡……………五二

玉泉寺、玉泉寺ハリス記念碑、下田了仙寺、お吉の墓、下田了仙寺ハリスの部屋……………

記事

安政二年(續)……………

藤田東湖の壓死……………高島秋帆と江川英龍……………物故せる名士……………

安政三年……………

幕府の對外方針……………攘夷論の擡頭猛烈……………諸制度設備の漸變……………洋書の翻譯書續々刊行さる……………

安政四年……………

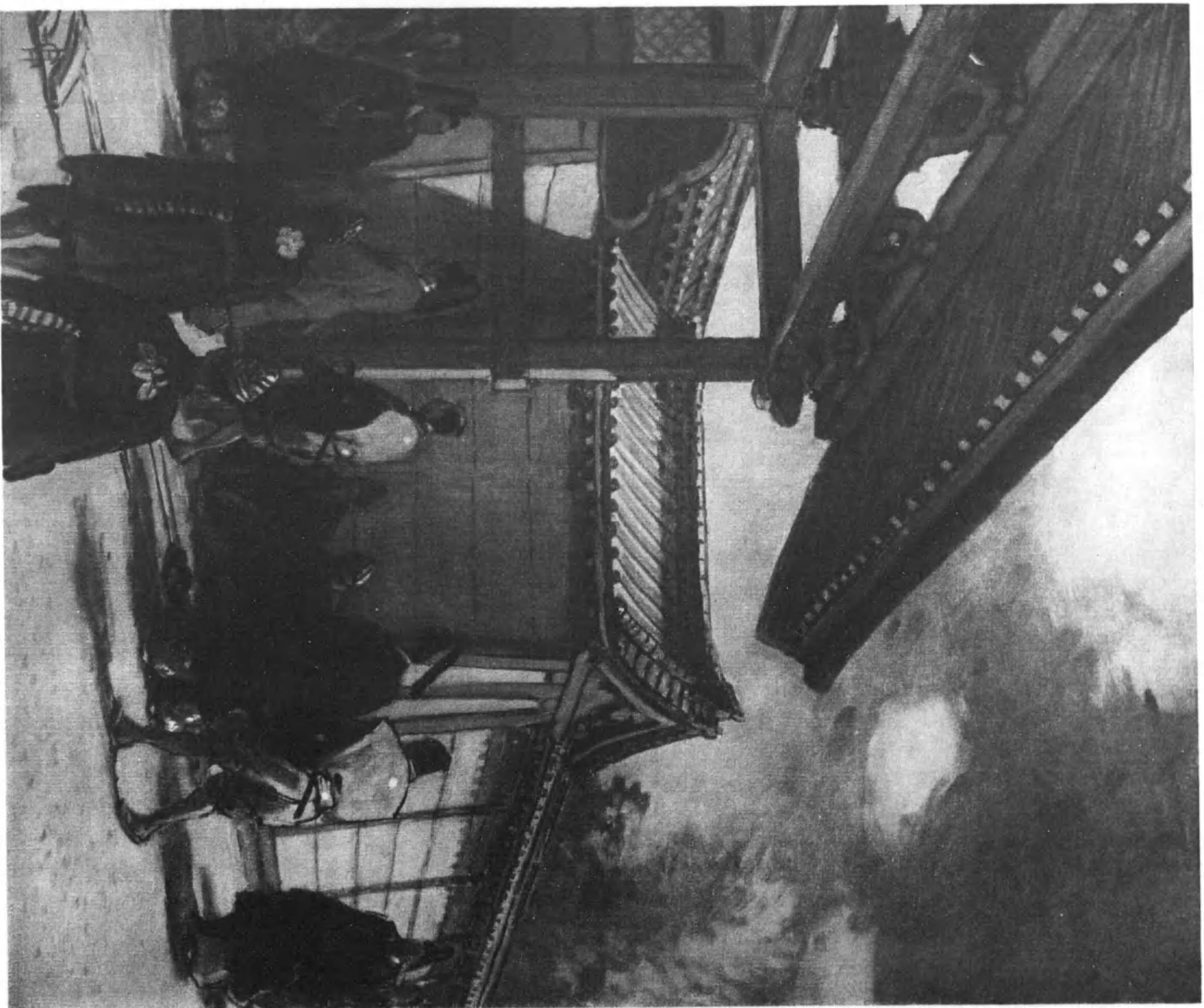
米使登場と將軍繼嗣問題……………幕府和親の勅許を奏請す……………製鐵工場の嚆矢……………

安政五年……………

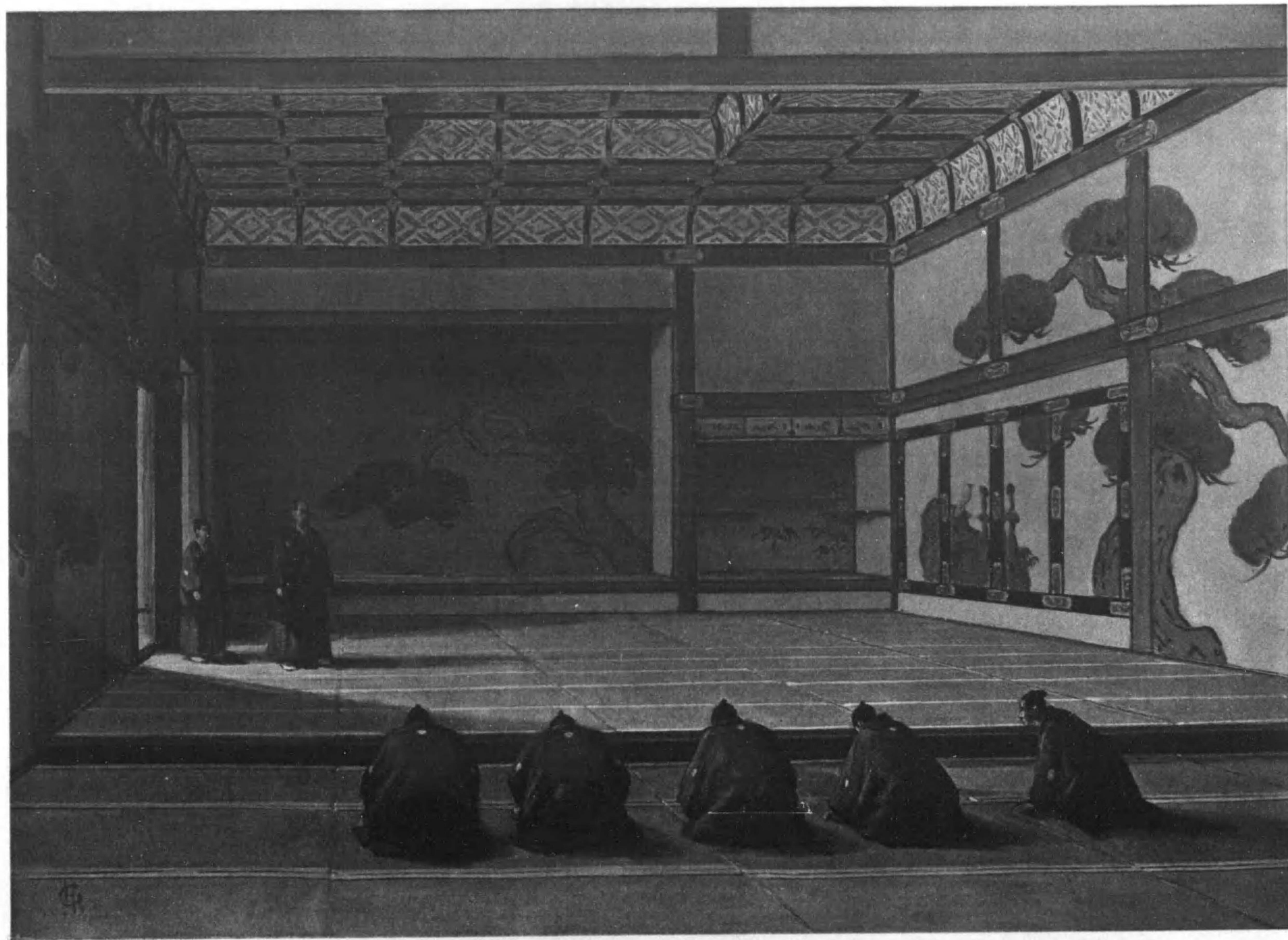
開老堀田正睦の失意……………密勅水戸藩に降下す……………所謂安政の大獄……………傳馬町牢屋の狀況……………コレラ病の流行……………

安政六年……………

勤王志士の處刑……………二朱銀を鑄造す……………開國の方針は諸侯の一致是認……………最初の渡米使節……………



（賀夢官百） 源 隆 御 皇 天 治 明
關東石所御都京、頃時一後午（日三十一の曆陽未）日二十二月九年五未産、しまし在于子皇二第の皇天明孝、十許は名御は皇天治明
白、菊黄は天庭御の殿御常て礼講く萬空林日此。るあで方の子徳、女の御能忠山中位一従は母生御。たれまは遊遊隆御てに郎山中内門御
のたつ間を至御にもの侍近の給やちあ足滿御てれさ召間を誕生御子皇は帝父。たつあで縁を奉き母を誕生御の子皇てう匂き吹くし美菊



大政奉還の發表 (二條城内將軍出座) 五姓芳柳伯書畫
 慶應二年十二月二十五日奉天明皇御崩御に於ては、御幼少に即代殿涼清皇天治明日九月正年三同ひ給せらあ御崩皇天明年日五十二月二十年二應慶
 大てし集召に城條二を役重の藩諸京在日三十月十年同てし察を勢大亦も喜慶めしせ議建を還奉政大てしを等郎二象藤後は堂容内山に時此。たふ給
 るあて様有の表發るけ於に内城條二は圖。たし表發を還奉政

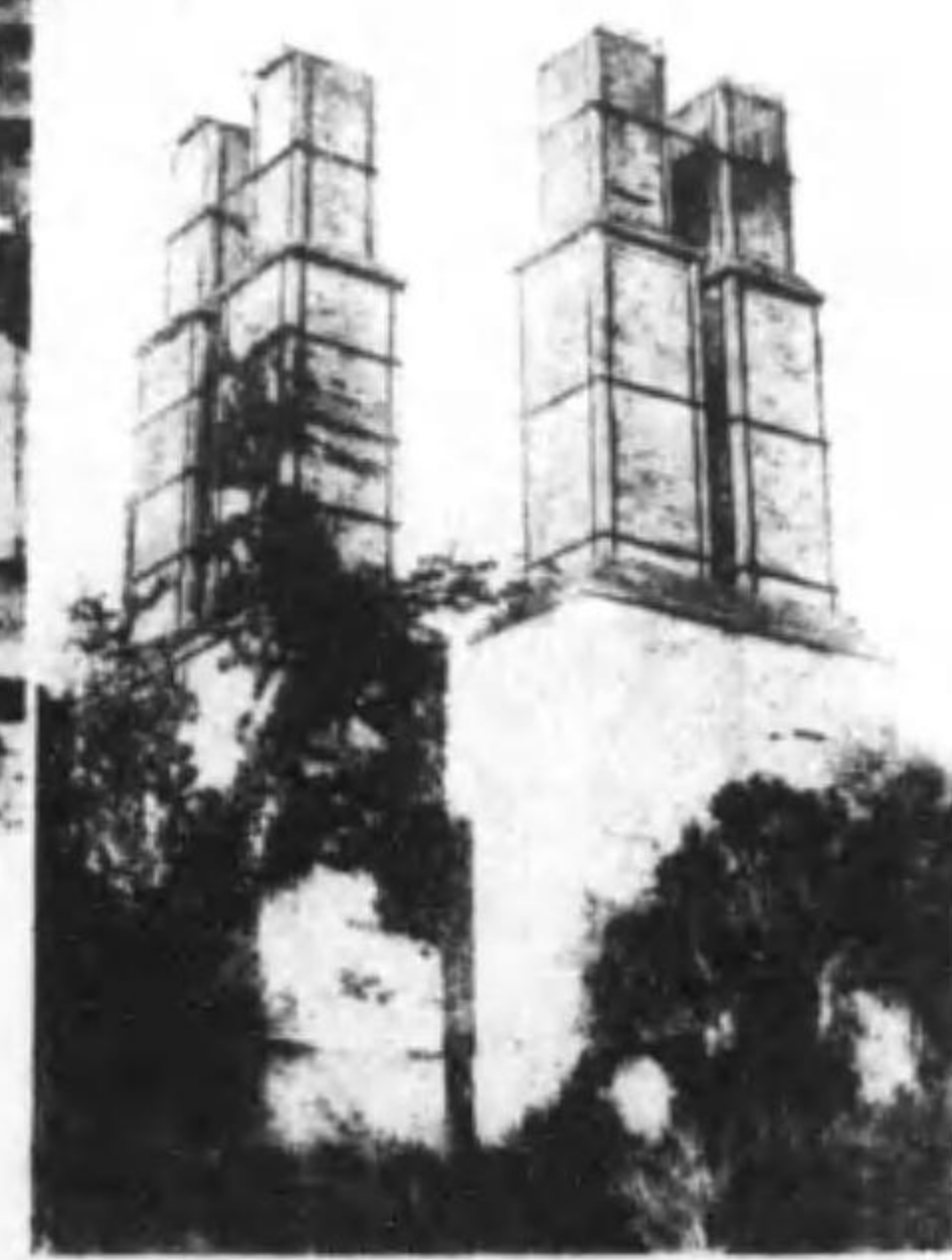
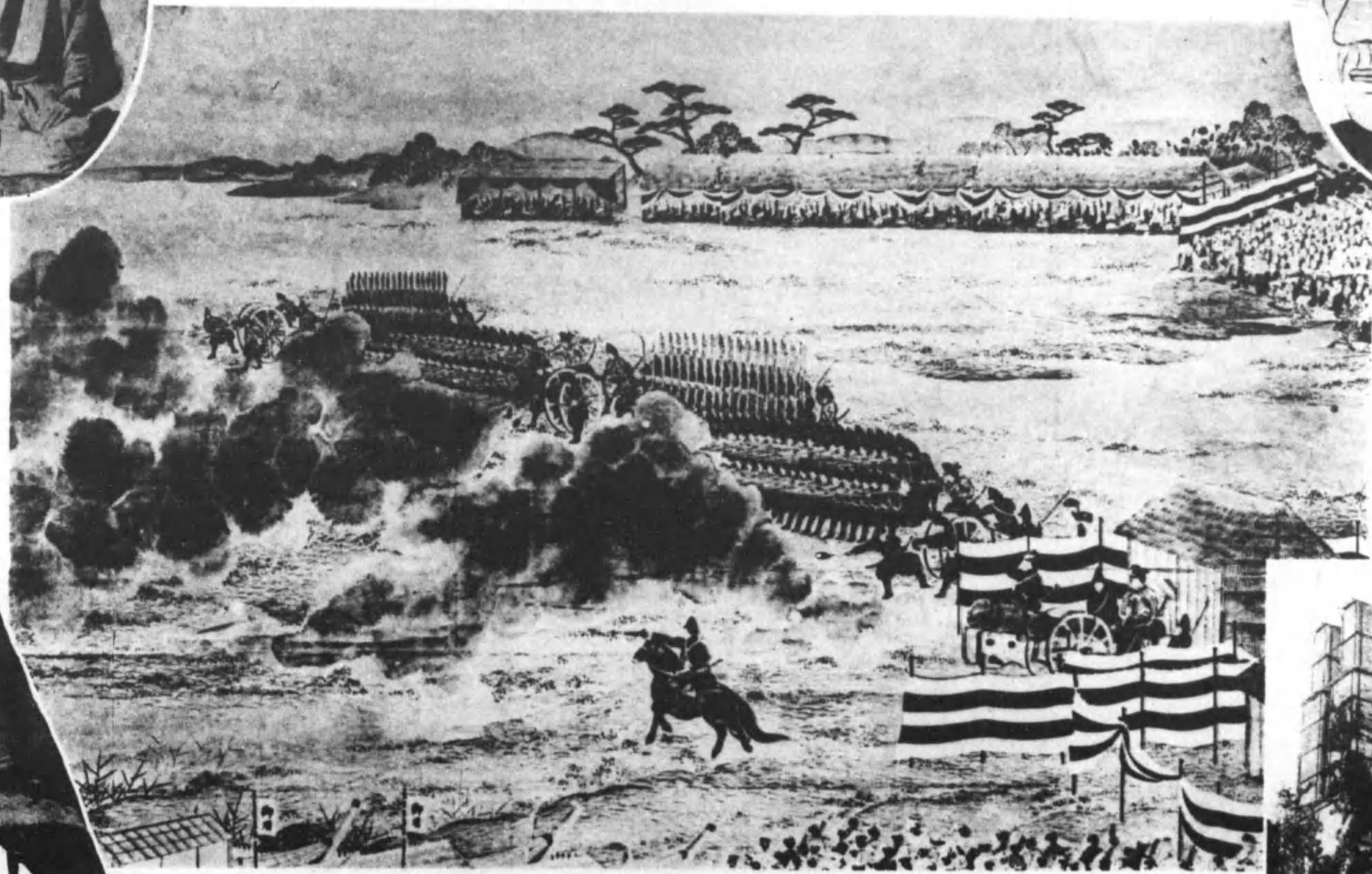
徳丸ヶ原の洋式練兵



高島四郎太夫儀(上)
軍帽(下)
高島四郎太夫の考案であつて和蘭式と陣笠との折衷せらるゝもので當時トッキョウ笠又はハトロン笠と云つたものである。
成田碩十郎氏藏

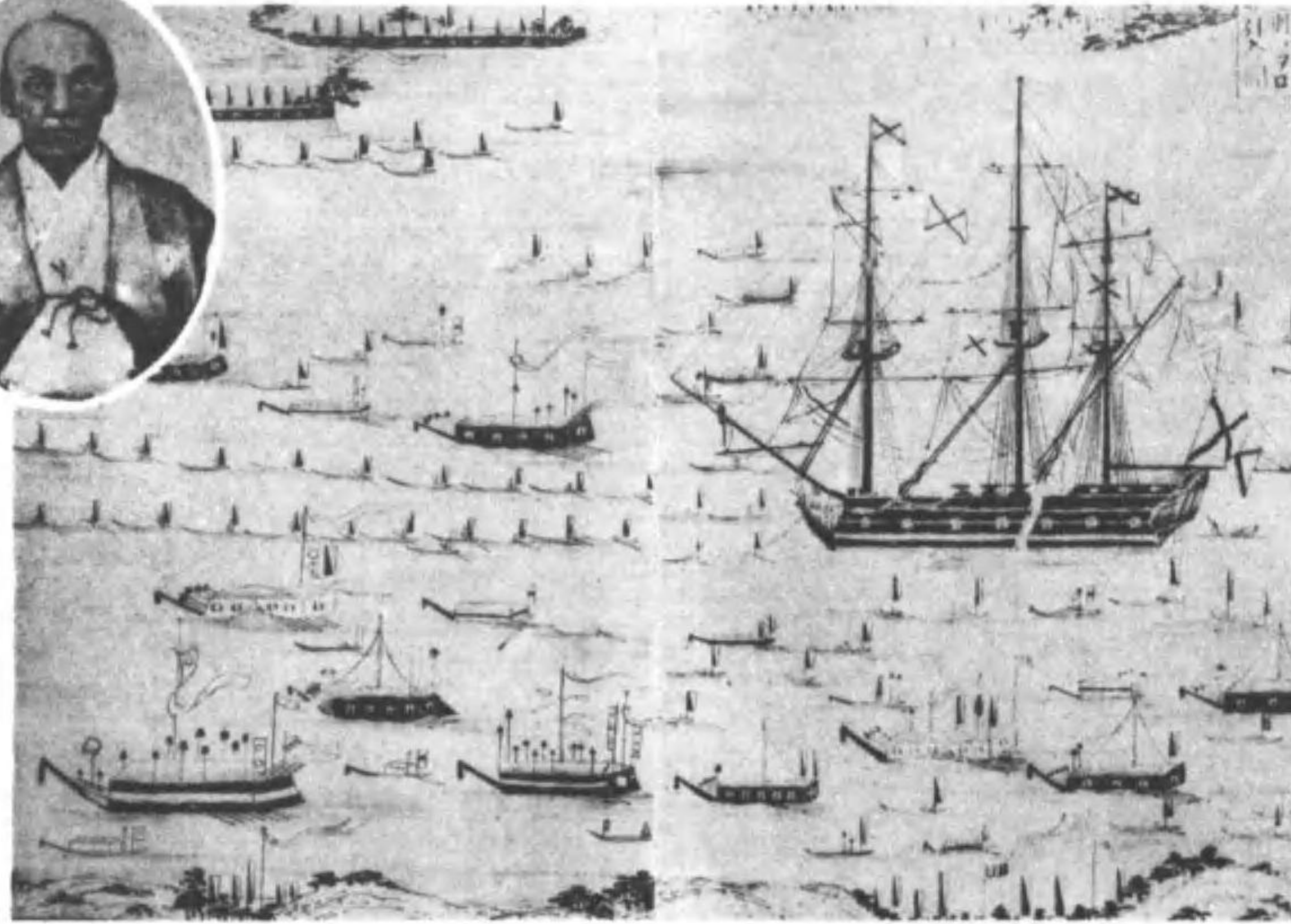


江川太郎左衛門儀(上)
江川家藏
葦山反射爐(下)
我邦の騎砲術を一變せしめたるもの

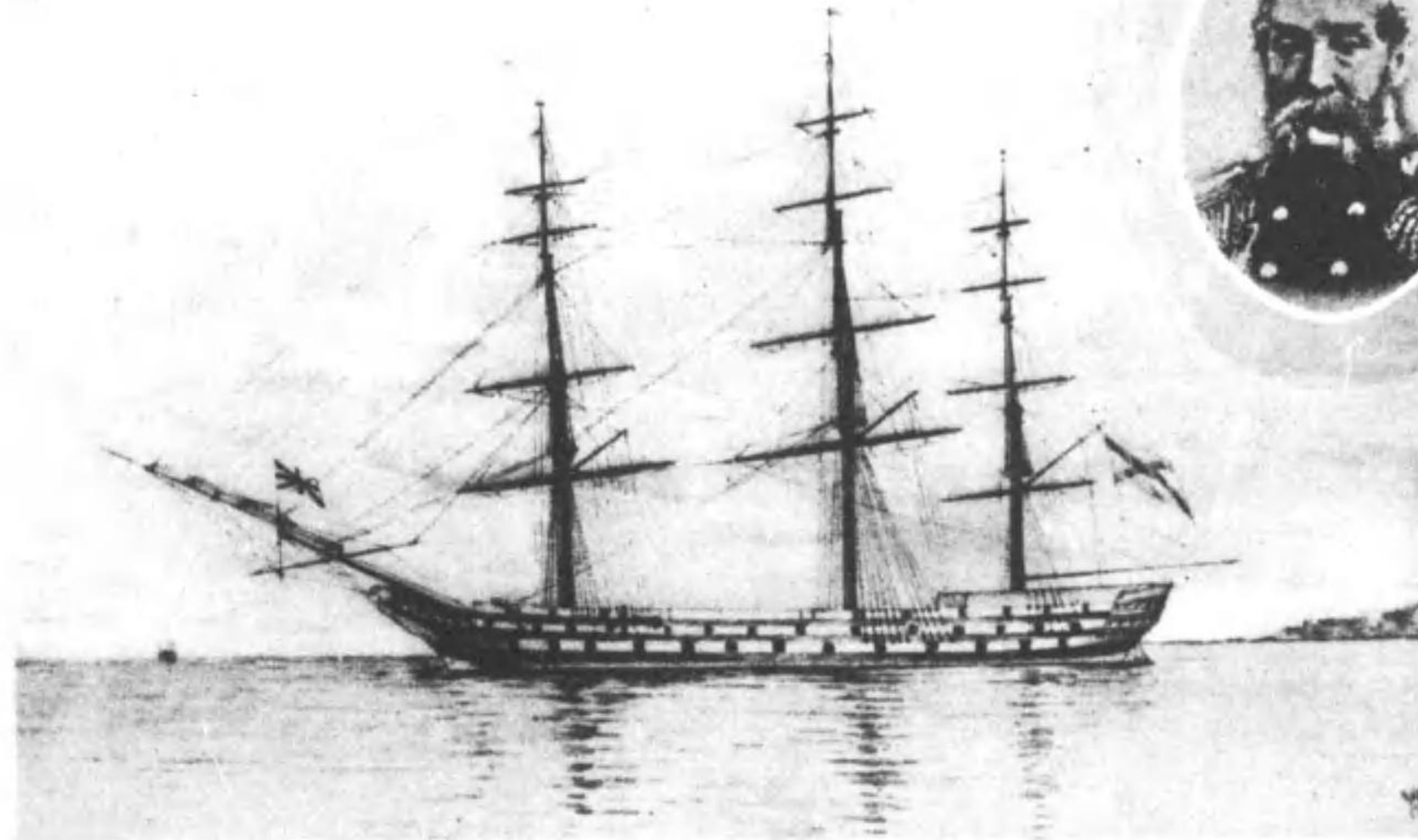


砲夫と兵練式洋に下の揮指の(夫太郎四)帆秋島高で(村塚赤郡島豊北藏武)原ヶ丸徳日九月五年二十保天 圖兵練原ヶ丸徳
るあて川荒は面水の前手左、席の名大諸め始夫太左上井方砲説、人舎野水附目、屋假の方遠、たつ行を營演の射登
るあて藏の兵馳阪有露男て筆の(既野)洲千木荒、上圖原

。ふ 乞 を 商 通 に 崎 長 シ チ ヤ チ ー プ



川路聖謨とアイブナ艦長時港入港の圖 (左)



ブリーチヤチン艦 (江川家蔵) と 旗艦アイブナ艦 (海軍省文庫蔵) (右)



露艦軍樂隊の行進 魯船渡來幕史談列 繪巻の一部 (黒田長成侯爵家蔵)



一のシチヤチープはのる居てし對相で等開門衛左路川守佐土尾荒 守前肥井筒で様有の中判談は左 (部一の巻繪藏家僧侯田黒) 涉交露日るけ於に所行奉崎長
チープ將軍海國露。うらあで品上銀のりよ使露は錦右で様有の判談の日回二第の日二十二月二十年六永嘉。うらあで郎一誰賀吉はのる居てしを掃通で央中行
十月七年六永嘉り來に島原笠小りよイソハリ廻を米南りよ洋西大へ從を隻三等船送運てじ乘にダラルバ艦軍 (曆露) 日七月十 (年五永嘉) 年二五八一はシチヤ
れき遣派りよ府幕でめ始に日四十月二十て來に崎長ひ月二十ひ向に海上郡支度一でのいな得を領要も然てし費空を月々三がたり乞を商通てし港入に崎長日七
話みの事の給供水薪に單。ずれらめ種取はのの商通や題問界境本掃がため進を判談てつ波に回敷後爾し接面と等守佐土尾荒 守前肥井筒 派開門衛左路川た
な策建ふ掃燒で船樂火はに時の一萬。りあものもす願志をり代身はに時たれき待招が等路川へ艦露。たつあて張點一の期延は員委我。てしすぎ過にたつ露が
。たつるでぎ藏た出もど

朝來のフノザレ・係關露日の末幕

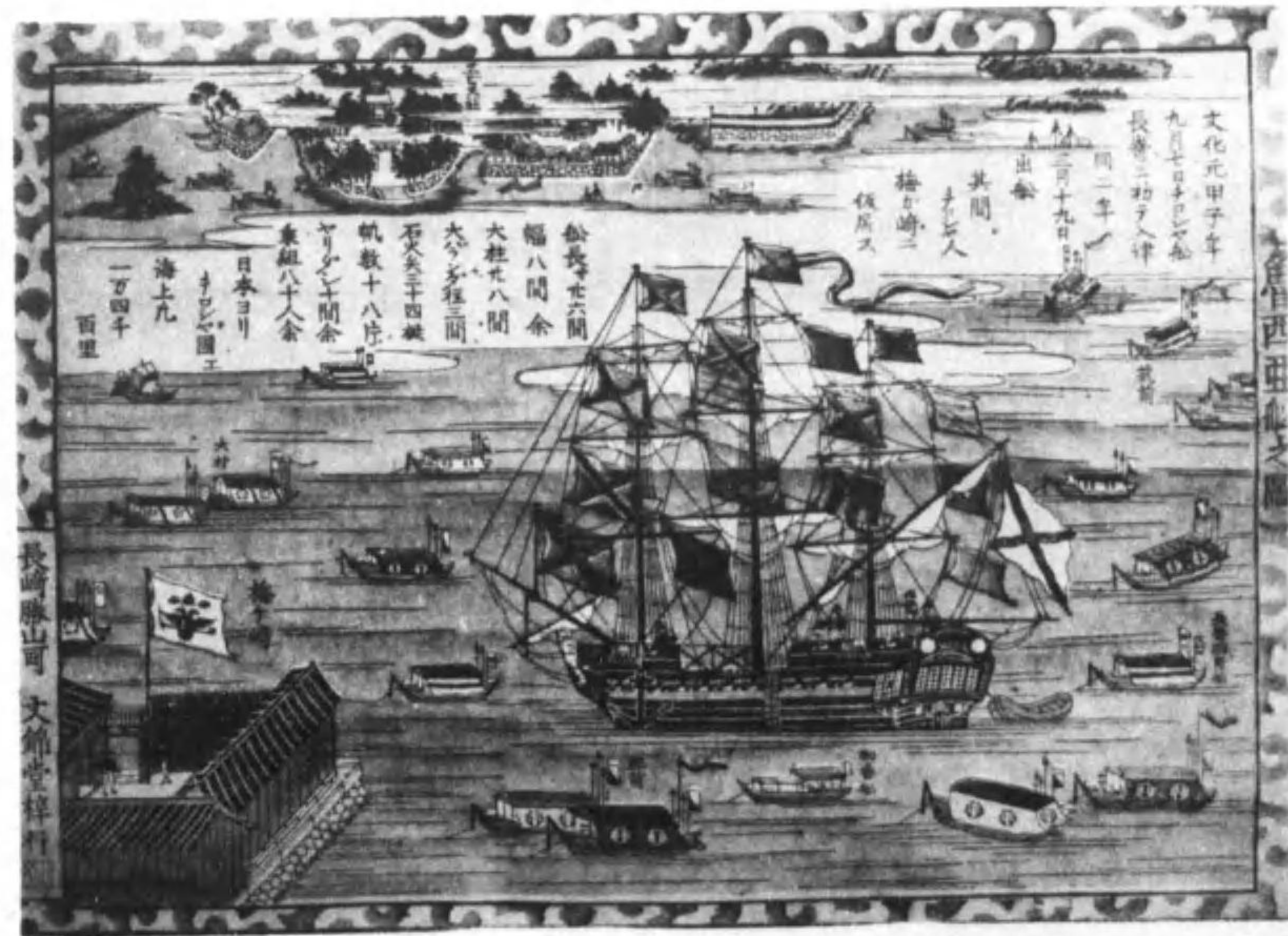
レザノフの旗幟「トアシダ」號（下）



露使來朝當時の木版圖（左）
レザノフ來朝當時の有様を畫いたものである。双頭鷲旗の下に居るのはレザノフである。

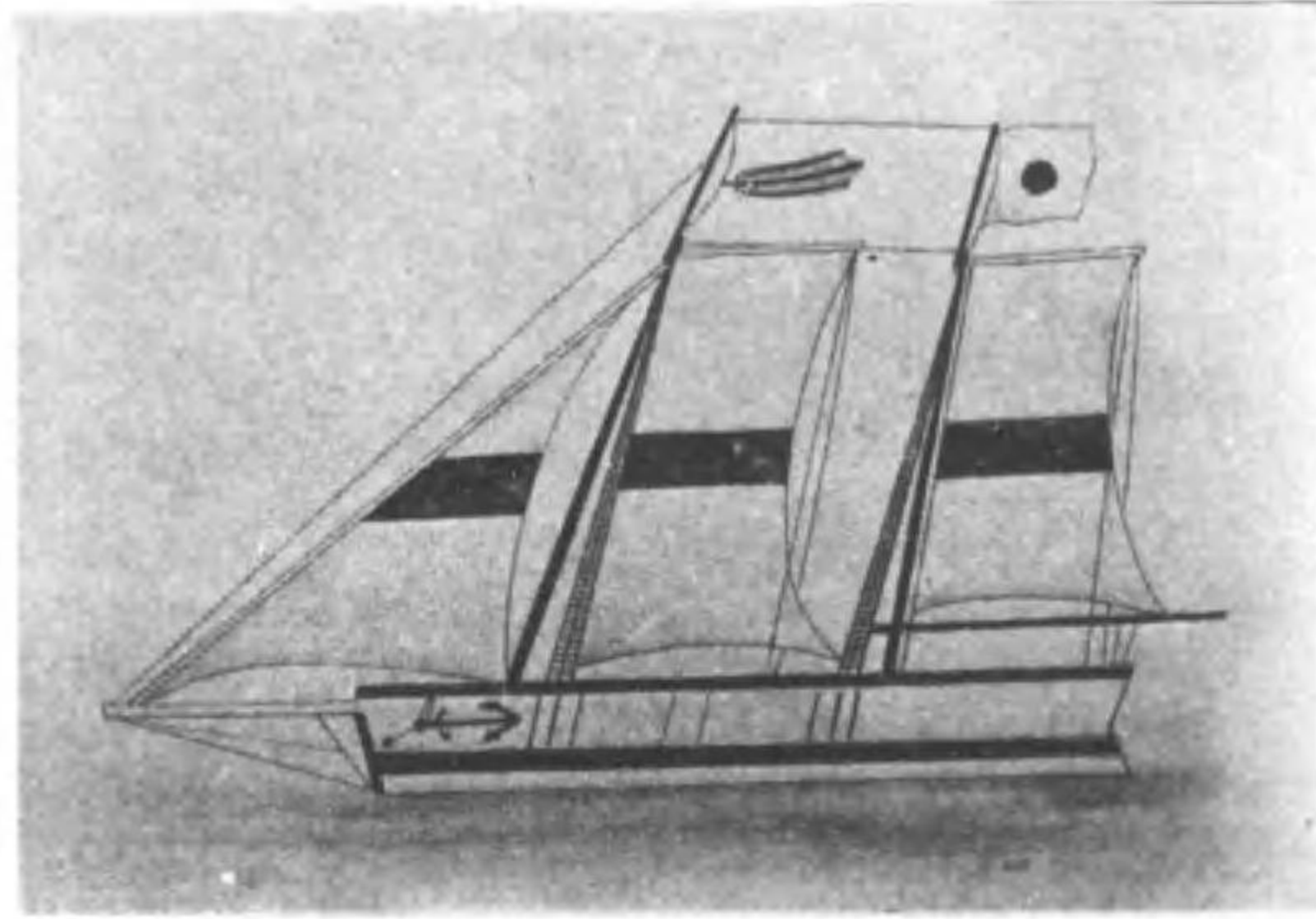


(上) 像フノザレ・イラコニ使露
(左) 畫版木のフノザレ・イラコニ
し朝來てし乘に號ダシテナ艦旗月九年元化文はフノザレ
ノスラタキ着に途歸路陸年六〇八一居に崎長迄度年翌
兼編を典辭語本日中滞在崎長。たし死病てにクスルヤ
。るさ歳秘に院士學ドーラグロトペ日今。千六數語たし

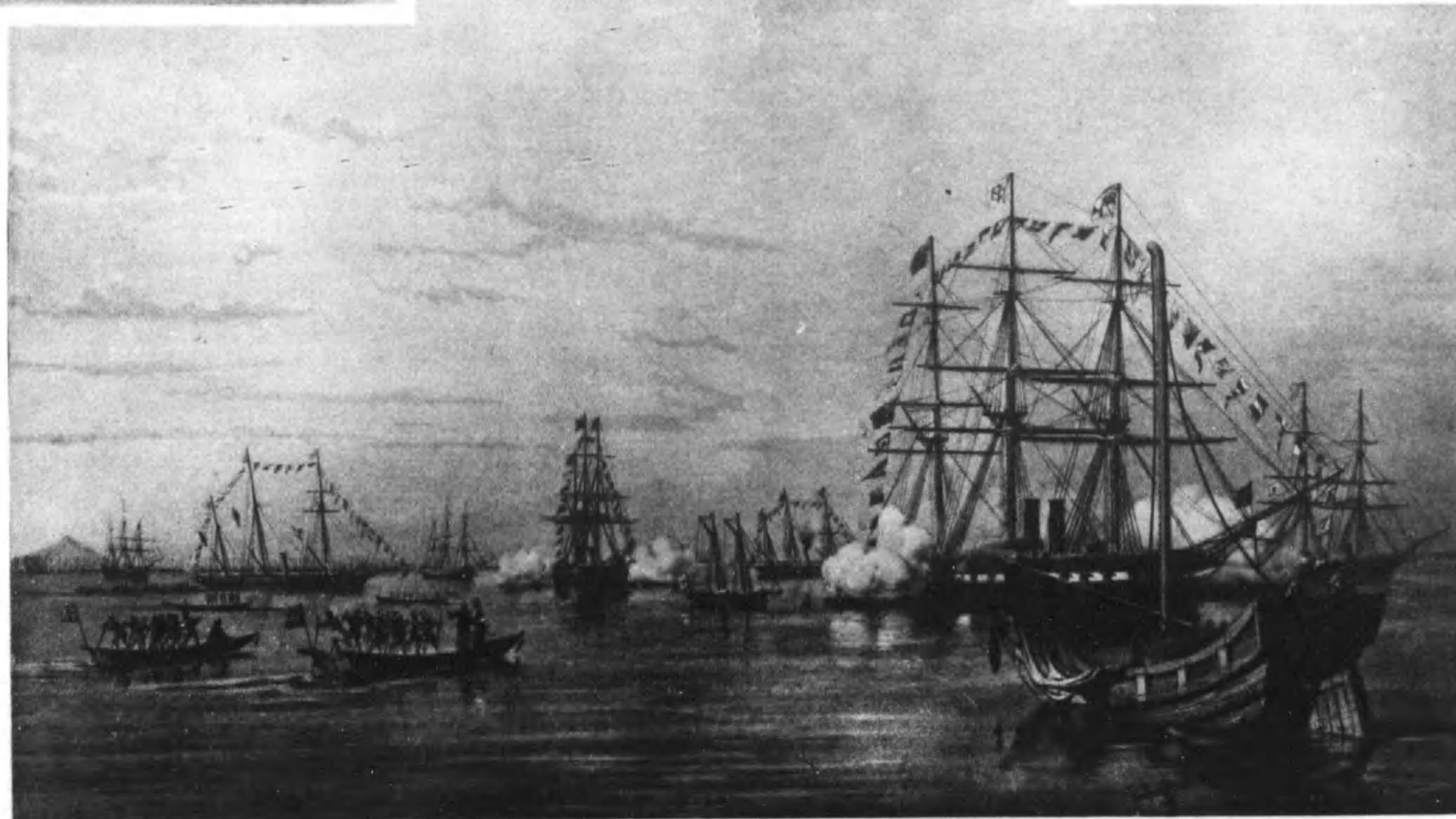
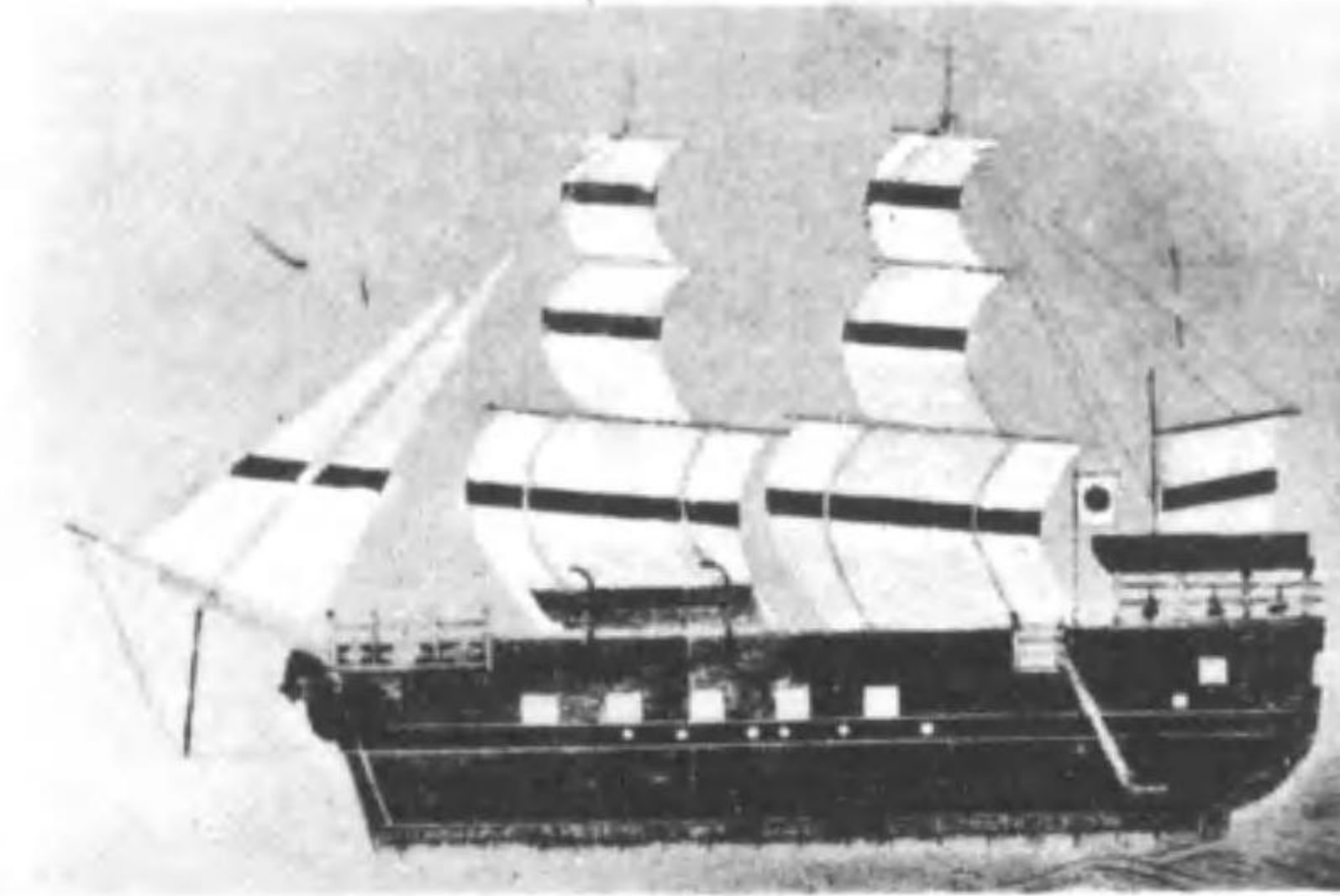


十し初愈に府幕てい露に大は守移豊田肥行奉。た來に崎長てし乘に號ダシテナ艦旗月九年元化文ひ從に事の船造軍海てつ來に東極後め勤を官記書院老元、人のヤシロはフノザレ・イラコニ
スラタキ月五年四化文てしとら歸に日本年三化文がたつ歸てし滞在に崎長迄度年翌はフノザレ、ためしせ去退てい説をきたがし許の商通し見會とフノザレてつよに命壽は晋景山遠付日月二
るあでのた來てつなく繁々益が渉交の露日りよ是。たし等りたし示表を事なる領露てけ付釘に刺漁を販銅き燒を所衛の高處てし侵を太樺我に後は人二友僚の時此。たし死病てにクスルヤ

め 始 の 舶 船 式 洋 ・ 式 上 献 號 龍 蟠



最初の洋式船
 鳳凰丸 (右)
 安政元年五月十日、幕府は西洋形船鳳凰丸(長さ三十二間、幅五間)を建造して浦賀にて進出させた。實に西洋形船の始である。
 君澤形 (左)
 安政元年十一月四日豆相地方の大地震にて下川淀中の露體アイナ船が大破損した爲に君澤郡戸田にて幕府はスライナー形二隻の建造を許した。此時其造船術を學びて後に邦人の手にて作つたもの即ち君澤形であつて鳳凰丸は外見は西洋式なるも内都は日本式であつたが君澤形にあつては内外部共洋式造船法に依つたものであつて實に我國に於ける洋式船の始である。



江戸湾に於ける
 英國女皇贈進の快走船
 蟠龍號献上式 (下)
 エフ・ルビ・ビエツドワエル筆
 (海軍省文庫蔵)

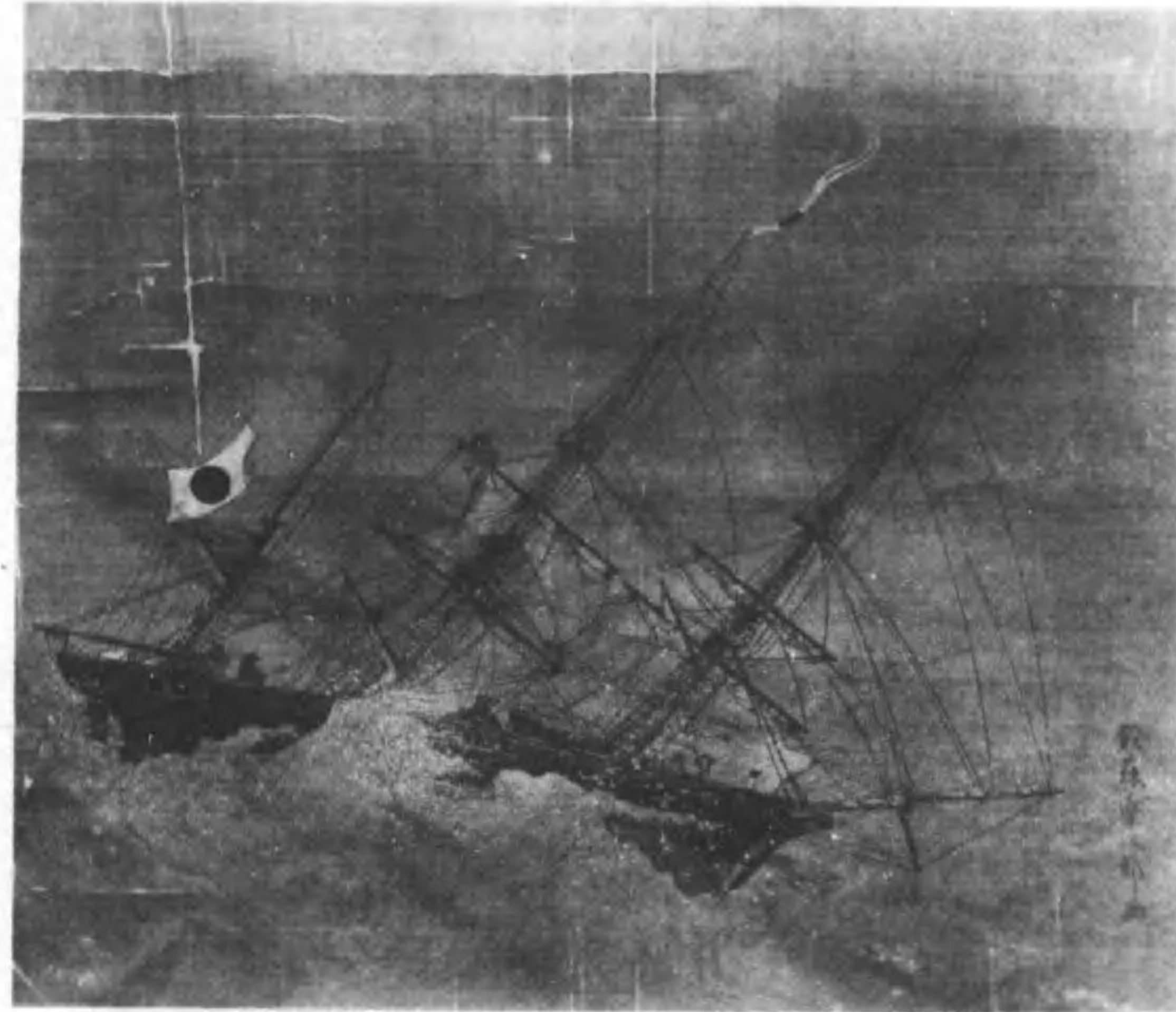
安政五年八月二十六日、日英條約締結の記念として英女皇より贈進されたるエンペロール號(蟠龍號と改稱)の江戸湾に於ける献上式。左より幕艦、献上のヨット、蟠龍號、英艦、英艦フェリアス號、幕艦、英リガンボート、英艦レトリビュション號及び幕艦。

チープし損破大は號ナイアテ船露に震地大豆伊の日四月一十年同に於る然。るあで初の船造式際るけ於に國我是。たつ作を丸鳳凰船瓦てめ始日十月五年元政安てつ悟を要の造建船瓦は府幕來以來波使奉蟠。るあで船船式洋西るた然続ひ云と形澤君を是。たつ作を隻六一ナータスの型同に後び學を術船造式歐り集に田戸てし名變く多人工の諸各時此。たし造建を隻二一ナータステに田戸郡澤君はンナヤ。たつあでトツヨの判評もで洲歐時當くし美だ甚飾裝で門四砲裝力馬〇六。尺三間三幅。尺一間三十二さ長。號ル・ロムンエ名原。たつあが式上試日六十二月八れら贈りよ王女英月七年五政安は號龍

問 訪 國 米 の 丸 臨 威



威氏吉浩村木(守津攝村木)行奉艦軍
(才十三) 影撮の前米波



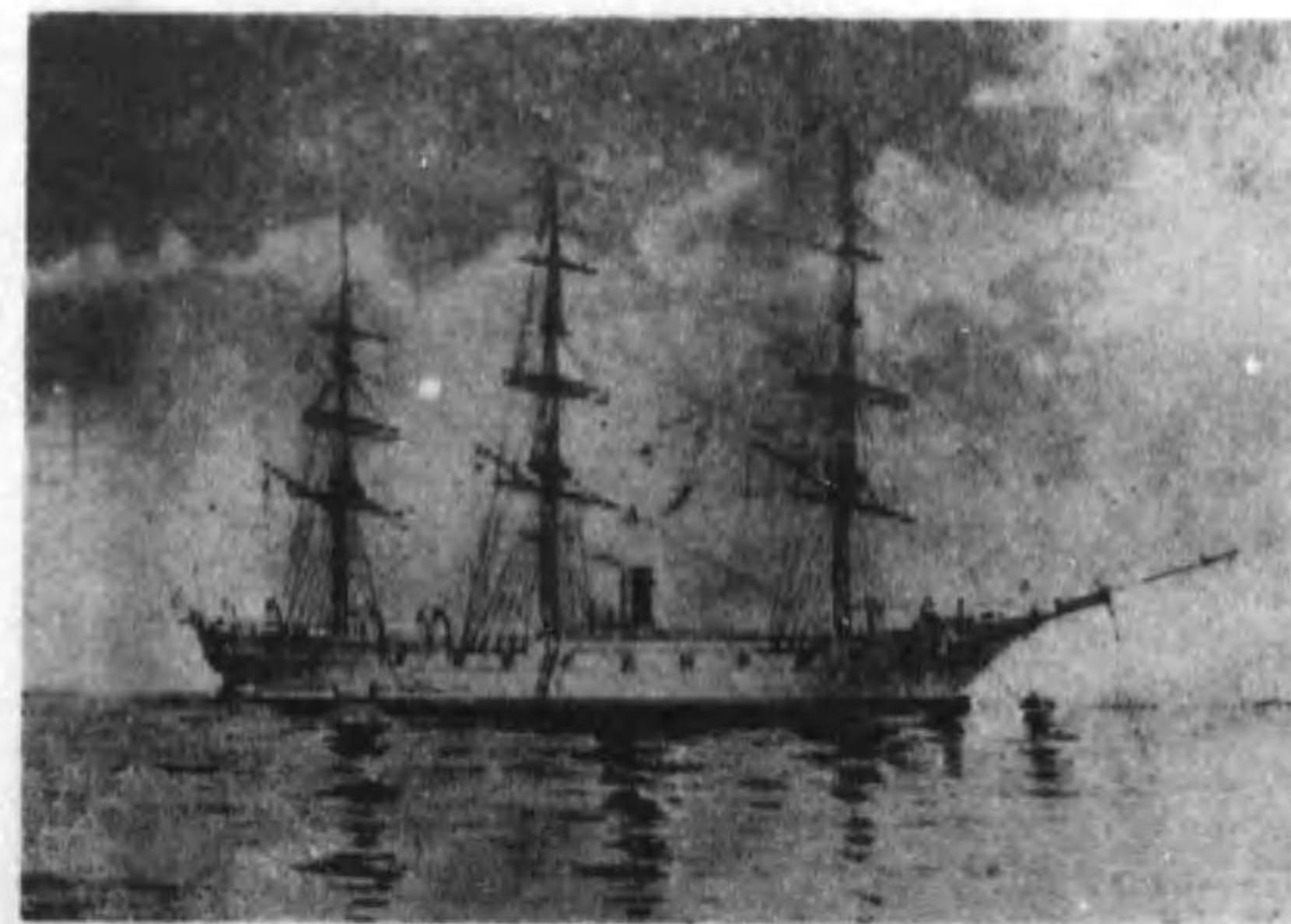
威氏吉浩村木(軍郎次勇木鈴)國丸臨威



木村津守一行の宿泊せる
曼港インターナショナル、ホテル寫眞。(下)
木村浩吉氏藏

ADMIRAL
KIM-MOO-RAH-SET-TO-NO-CAMI,
Japanese Steam Corvette
CANDINMARRUH.

(上) 刺名の守津攝村木
(藏庫文省軍海)寫眞丸臨威
クス、橋三造木力馬百、呎四二幅、呎七六一き長
船汽蒸形トツベルコ、一ナ



がたいつに港桑日六十二月二し發出を賀浦日九十月正年元延萬。るあで海航洋遠の初最たれき艦操てつよにみの官士軍海本日に實是。たし遣派を丸臨威は府幕に爲の御護節使米遣一行一守前豊見新
臨威け受を迎飲大の民官港桑。るあでのもたい吐を氣に大し換交を砲禮の發一十二々堂てし用使を計時砂は際の際入港桑。たつおも日のリ計んせ没比ど殆れき間に浪風は他其日數に僅日の天晴間此
。たつ行でん込乗で儀名ふ云と者從守津攝村木は吉論譯編中名餘十九行一。たし着歸に灣戶江事無日五月五てつ寄立にイマハ。發出港桑日九十月三てれ別と節使は丸

咸臨丸歓迎組乗員一行

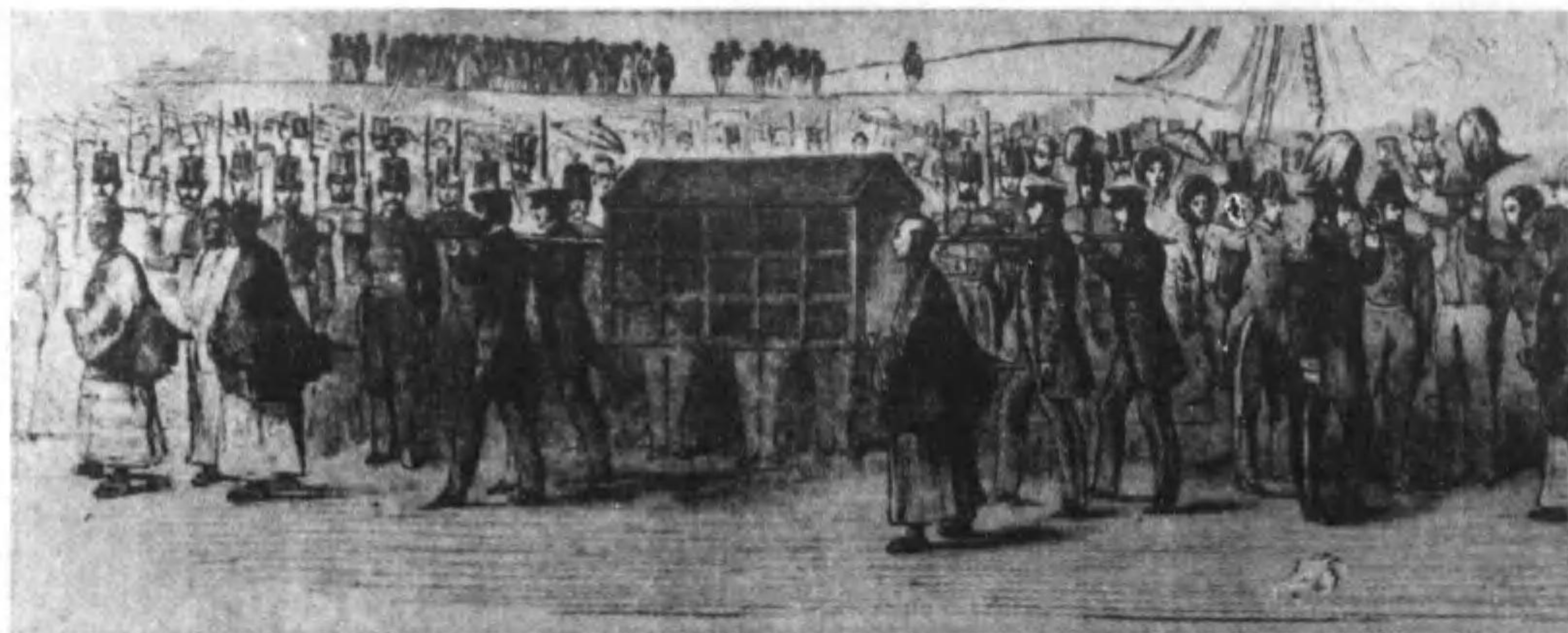


咸井田岡、吉津澤福、りよ右(蔵館書圖學大應慶)眞寫行一の込乗丸臨咸
(影撮てに港桑)郎次欽津根、門南有興口廣、郎八五井赤小、郎五濱田肥



(蔵氏吉浩村木)守津橋村木
のもるせ影撮の兵水組乗丸臨咸

(載所スーユニ・ドツテ・レトスライ) 関るす陸揚を書國りよ號ヤイフルデライフ



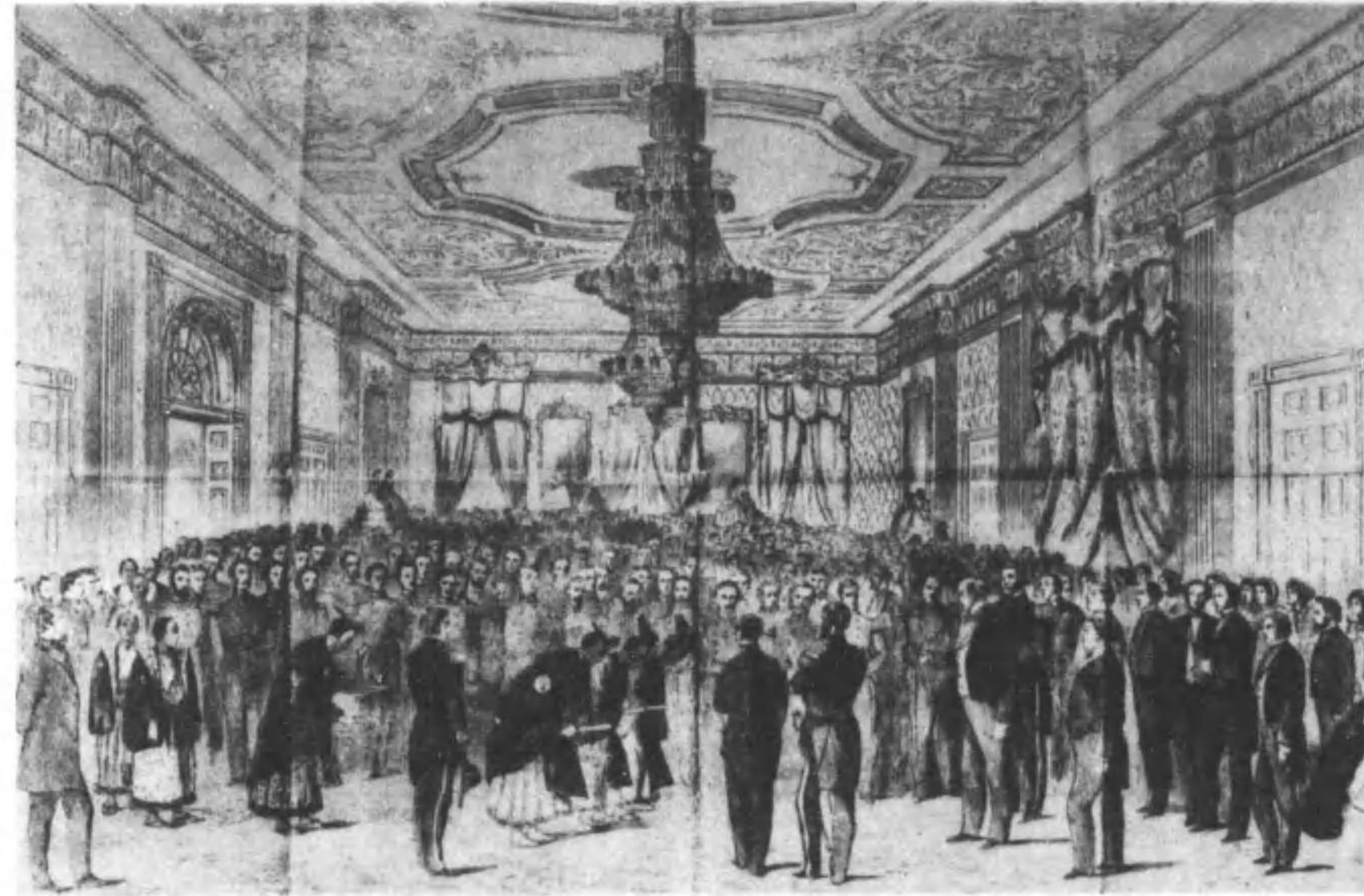
て是がのもたれらせ贈寄に學大應慶てし伸引でのたれらせ摘指を事るな吉津澤福福右際のみ波が氏吉榮田鐘年先、てつあて眞寫取り暗るかに館事領本日港桑は眞寫の行一組乗丸臨咸
奥の中陸場りよ號ヤイフルデライフ、るあでのもたし影撮の夫水其がたし朝歸てめ求ひ買を機眞寫、え聲を衝眞寫が夫水の中進乗申理修の丸臨咸てに港桑は眞寫の守津橋村木、るあ
るあでのもたれらせ車搦にスーユニ、ドツテ・レトスライ、ターローニの馬當、る居てい搦が査巡を後前てつ居てつ入道が書約條はに中々のもな様の



(上)文議決迎歡丸臨咸の會員委理監港桑
のもたし寫手部全に紙皮羊の寸九尺一横、分五寸一尺二縦は品原
は函、るあが名署の員委理監區各め始を氏一カメナテ長會に下で
(蔵館書圖學大應慶)るあてし施を色彩種に部外てに筒製製屬金

幕府の遣米使節

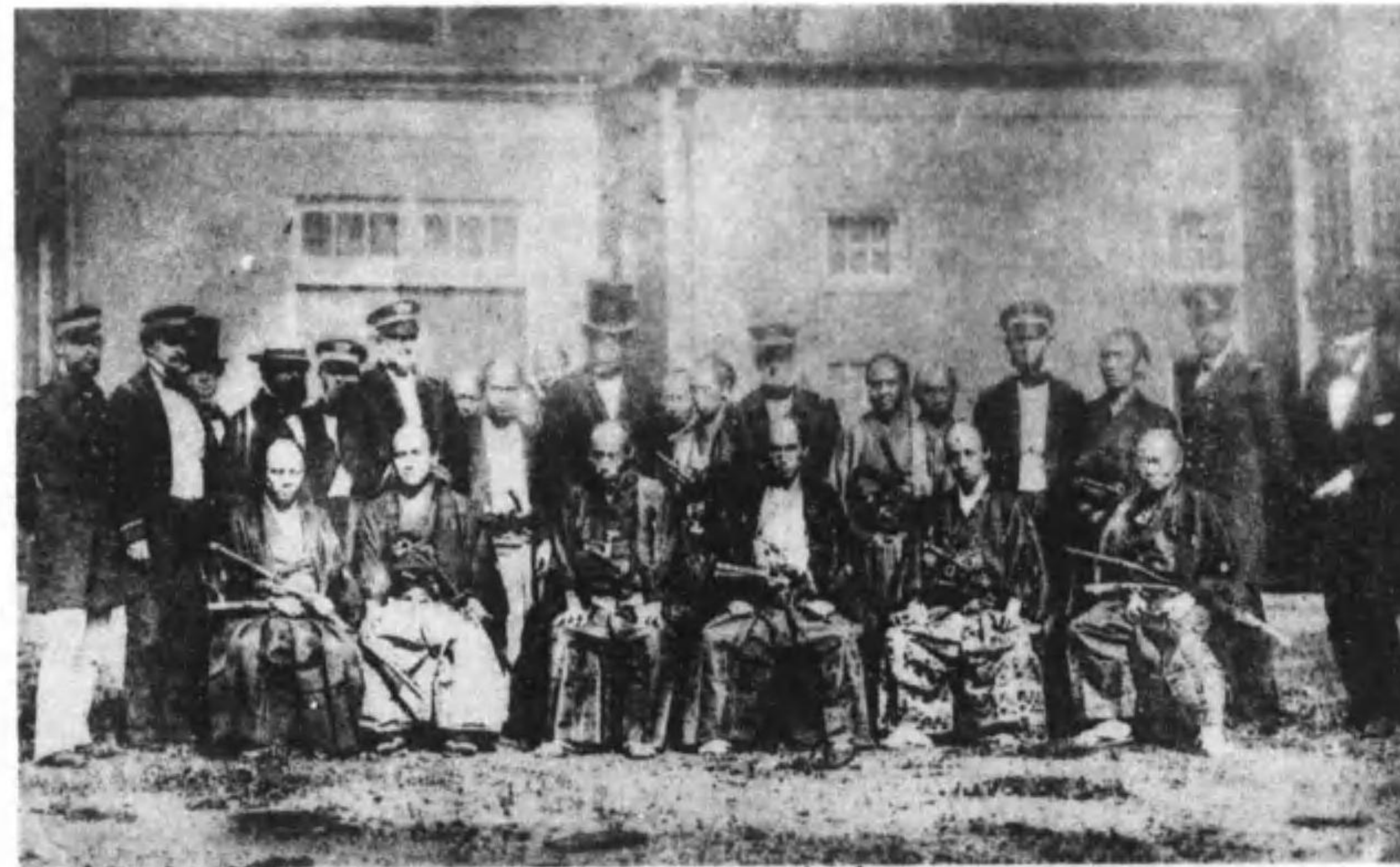
白聖館に於ける一行
 萬延元年四月二十八日一行はホワイト・チャペルに於て大規模な式典を以て開演し、
 國書を呈上し、同日同年四月二十八日正使一行は、
 輸入新聞に見られたアルフレッド・ウエーランドの著した「中央の正使の
 一行、其後方の同じ服装の人が成瀬善四郎正使、其の手に持った居るの
 である。正使に面して居るのがアカナン大使、
 ある。



遣米使節新見豊前守
 安政五年六月締結せる日米修好條約批准の爲め萬延元年英國に渡遊され、使
 節の一行、
 は監祭小栗豊後守、中央、正使外國奉行新見豊前守、左副使村垣清路守。



面裏の計時金同
 るあて蔵邸の氏武り田神野男故



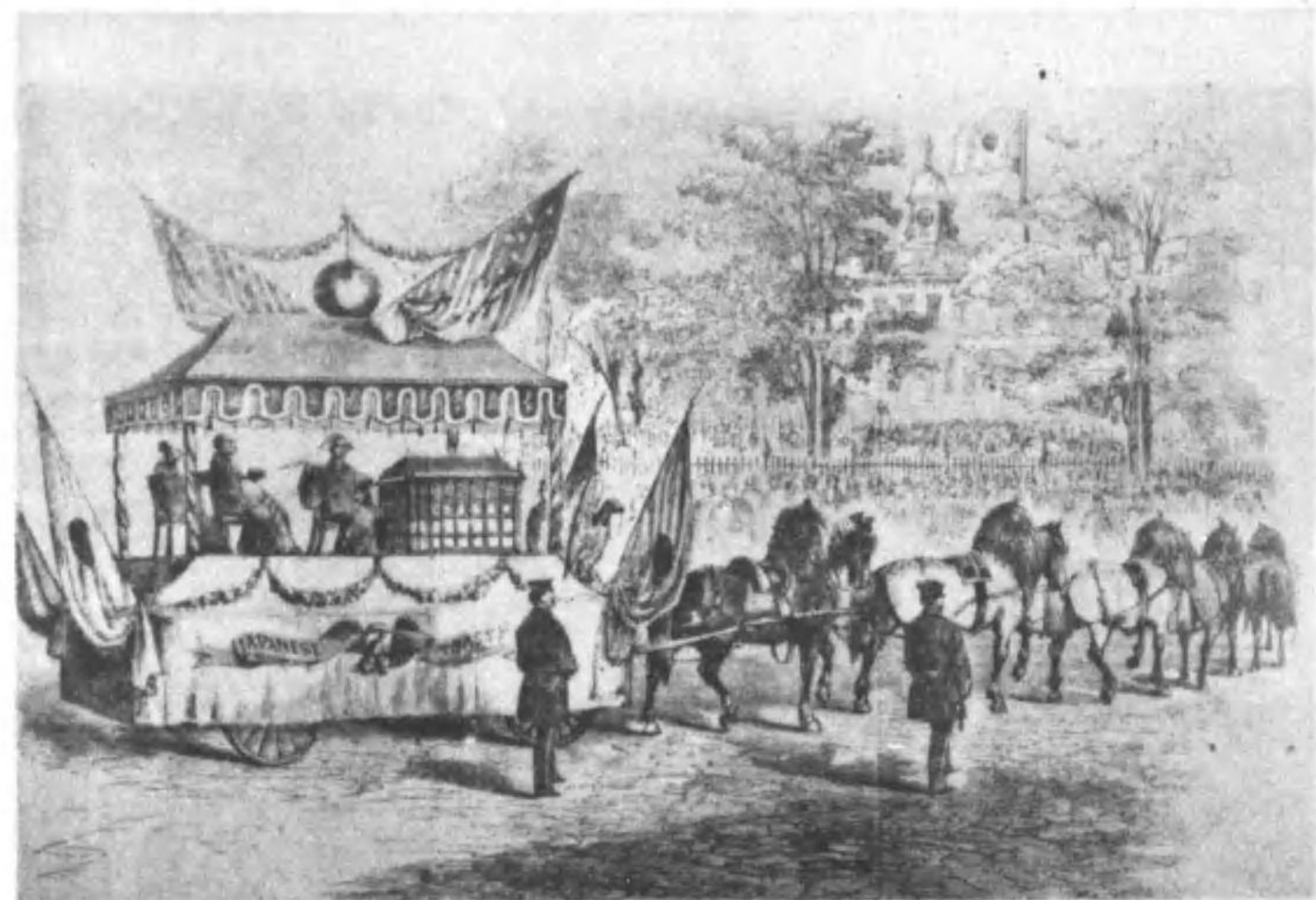
りよ右てつ向列前。影撮の氏-テラプで行一るけ於に所船造軍海ントンソ日五月四年元延萬
 るあて義昌原泉、典正細成、正範恒村、典正見新、順忠四小、行清那太岡田森



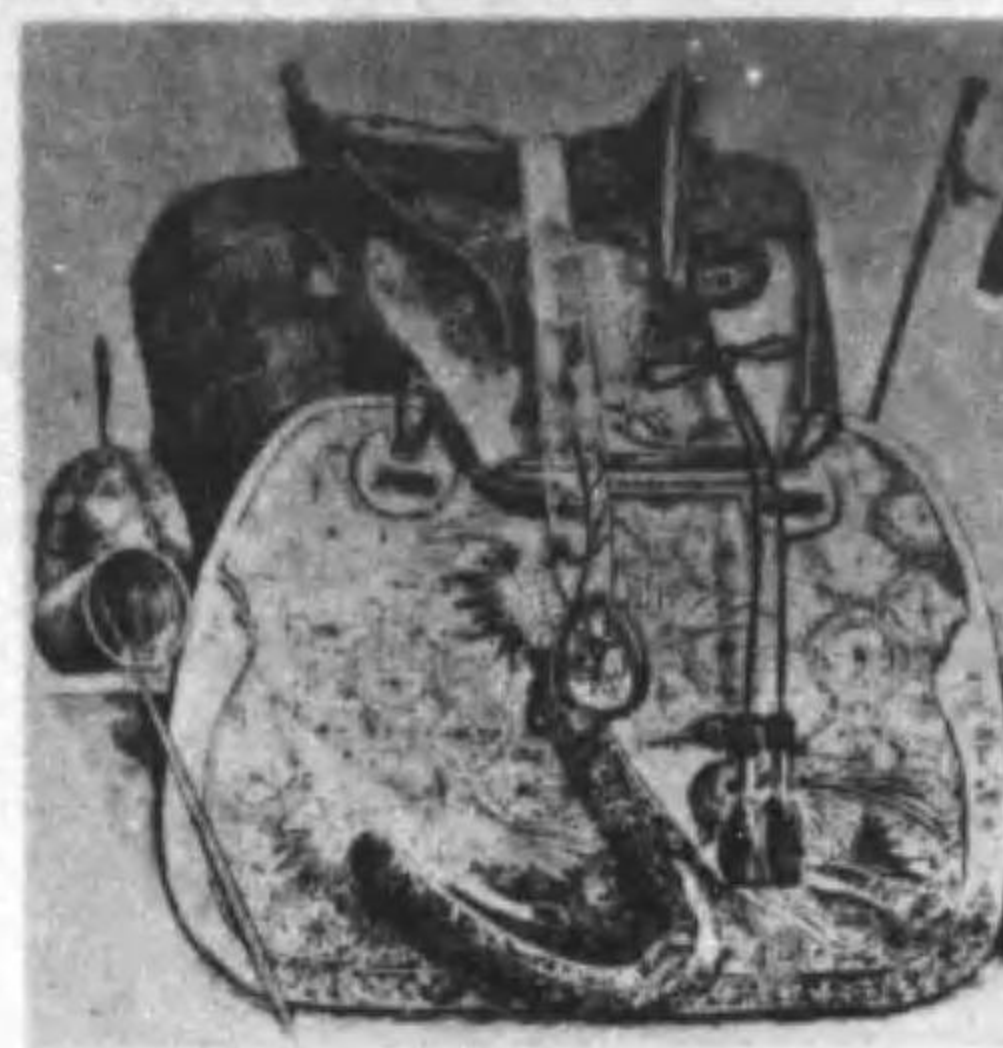
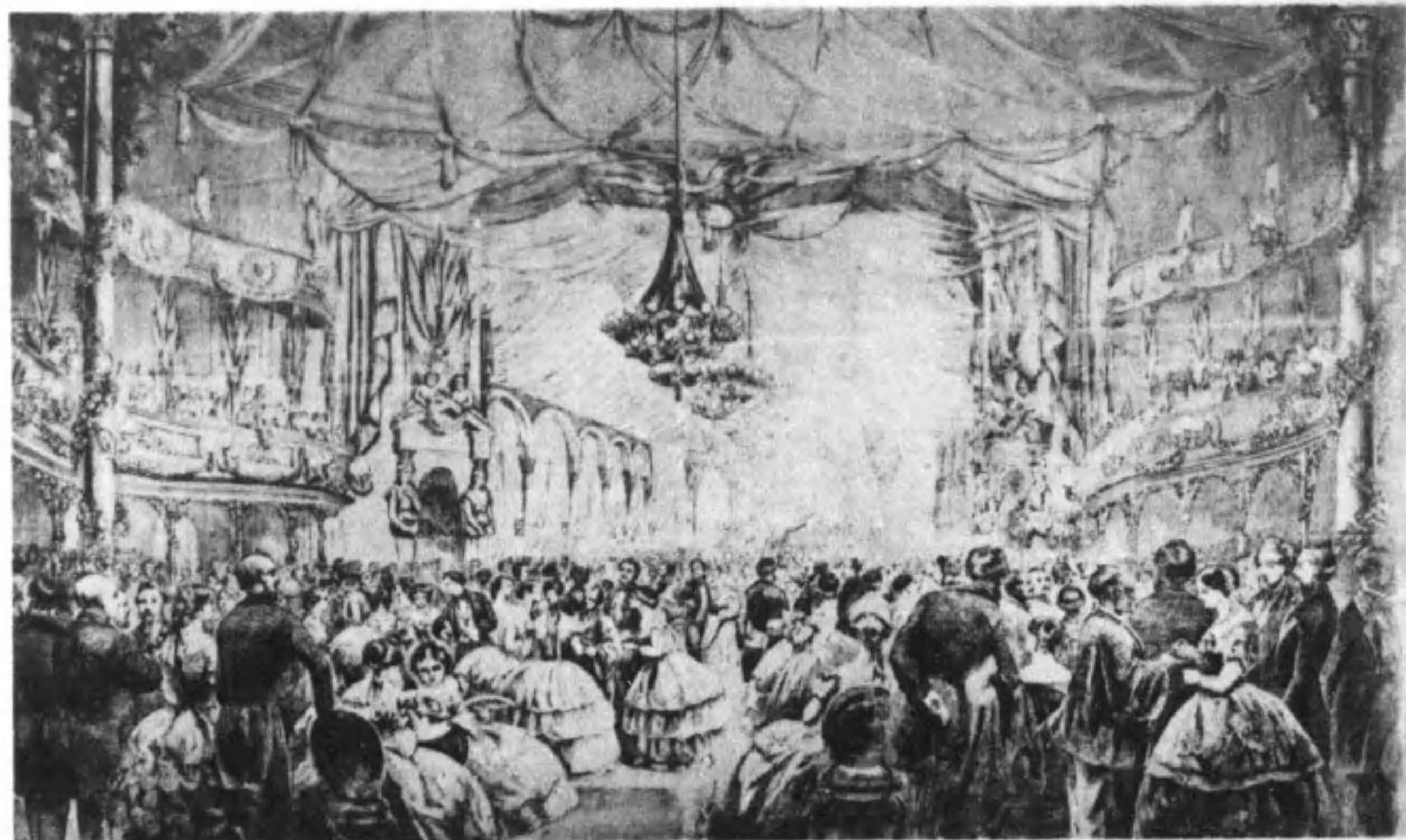
茂家川德軍特代四十第りよ領統人ソナカブ
 計時金をたれの贈に

米國に於ける米使節

維新五年四月二十八日波止場より馬車にて國書を運ぶ圖。



(F) 會踏舞大催主市育紐るけ於にルテホ・ンタリホロトメ



(E) 鞍馬の呈贈節使本日
(右) 鉢火と
蔵館物博ントンソ

(上) 宴饗の領統大
館聖白 (日五十二月五曆陽) 日六月四年元延萬
左の領統大ソナカブてつあて宴饗るたれさ催てに
が右其。ソレエ女趣はるせ對に領統大。順忠栗小
るあて田森は左の順忠。興正見新



あて振ソ・ダモふ云とたつ入に場會てし合み組を予と人婦の(人夫假の添介)トーコスエも節使本日よりあて宴饗大の領統大に(日五十二月五曆陽)日六月四年元延萬
★堂で安館ソヨサを是は行一節使本日は行が武兵親大で場廣ソオニユの育紐はに日八十二月四。ふ云とたつあて出人な標の祭で丸がたれら送て車馬たつ飾で花は書國らか場止波ヲーヨーユニ。たつ
たれらせ呈贈も雙十風屏。欄十物掛に外其。る居てれらけ附が章花菊はに足猫其で繪蒔金るな麗美は鉢火。りあに館物博立國府華に現は筒三鉢火び及鞍馬の呈贈へ領統大より節使本日。たし兵聞と

櫻田事變

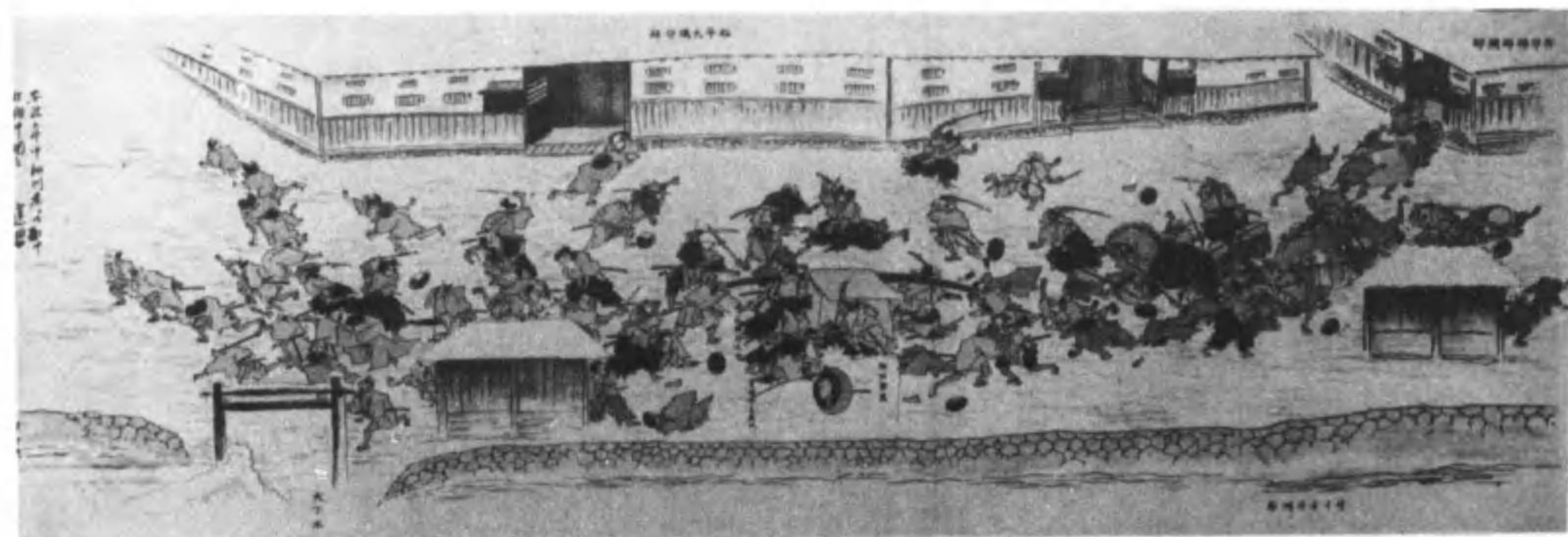


伊井直俊の肖像。其蹟蹟。在。野野野の永永の筆。て。最。も。信。す。也。
(蔵。寺。德。谷。田。世。京。東)。あ。て。の。も。き。



今日。今。て。伊。井。は。宅。邸。の。左。門。田。橋。は。右。畫。粉。胡。る。せ。賣。販。て。に。中。市。時。當。櫻。田。櫻。は。圖。原。置。位。の。離。遣。外。門。田。橋。
る。あ。て。の。も。た。つ。起。で。間。の。所。番。辻。の。つ。二。右。左。る。際。水。は。櫻。事。で。所。る。あ。の。部。本。謀。

(圖。右。の。下) 筆。遣。の。士。烈
摩。河。西。橋。本。日。戶。江。日。朔。月。三。年。元。延。萬
に。戶。永。が。中。編。加。し。毫。採。て。に。上。樓。崎。山
る。あ。て。の。も。た。し。荷。



(蔵。館。書。圖。學。大。田。稻。早) 筆。耶。五。市。田。蓮。圖。變。の。外。門。田。櫻

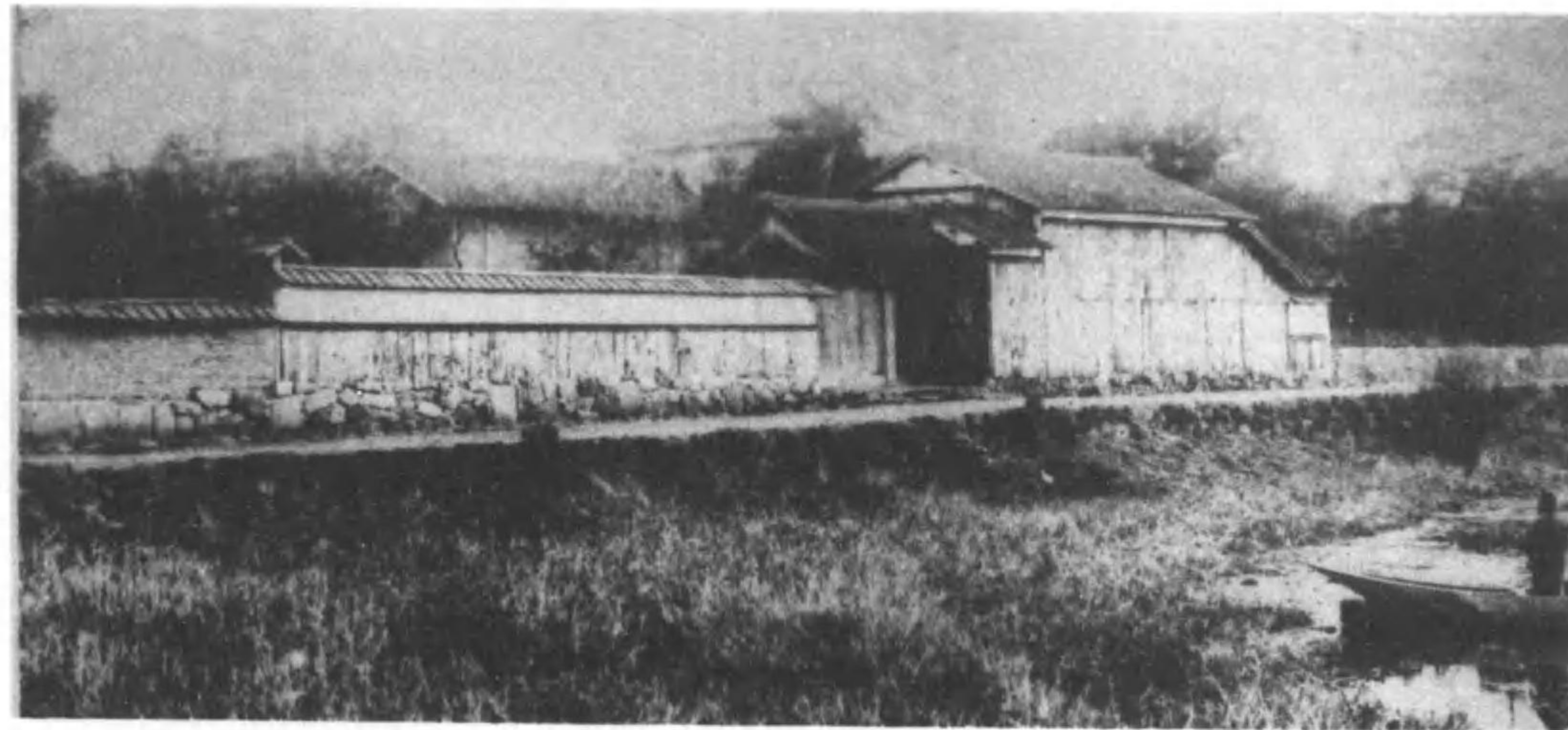


所。る。す。有。の。氏。正。本。樓。に。繪。が。た。し。歸。に。有。所。の。氏。本。三。威。姻。の。戶。永。は。繪。此。う。遠。に。里。郷。被。殺。て。つ。よ。に。言。遣。其。き。描。に。中。因。幽。に。宗。川。細。て。つ。あ。て。筆。の。耶。五。市。田。蓮。る。な。人。一。の。士。烈。は。繪。の。櫻。事。田。櫻
平。耶。二。忠。澤。黒。は。關。野。助。建。有。は。武。兼。助。之。謙。關。は。遠。平。助。之。竹。野。佐。は。明。光。物。監。藤。吉。は。文。門。前。左。治。村。有。は。清。兼。中。筆。遣。の。士。烈。居。て。れ。ら。せ。蔵。徳。に。學。大。田。稻。早。は。在。現。り。な。と
る。あ。て。耶。二。孫。子。金。は。教。孝

筆 遣 の 彌 直 伊 井

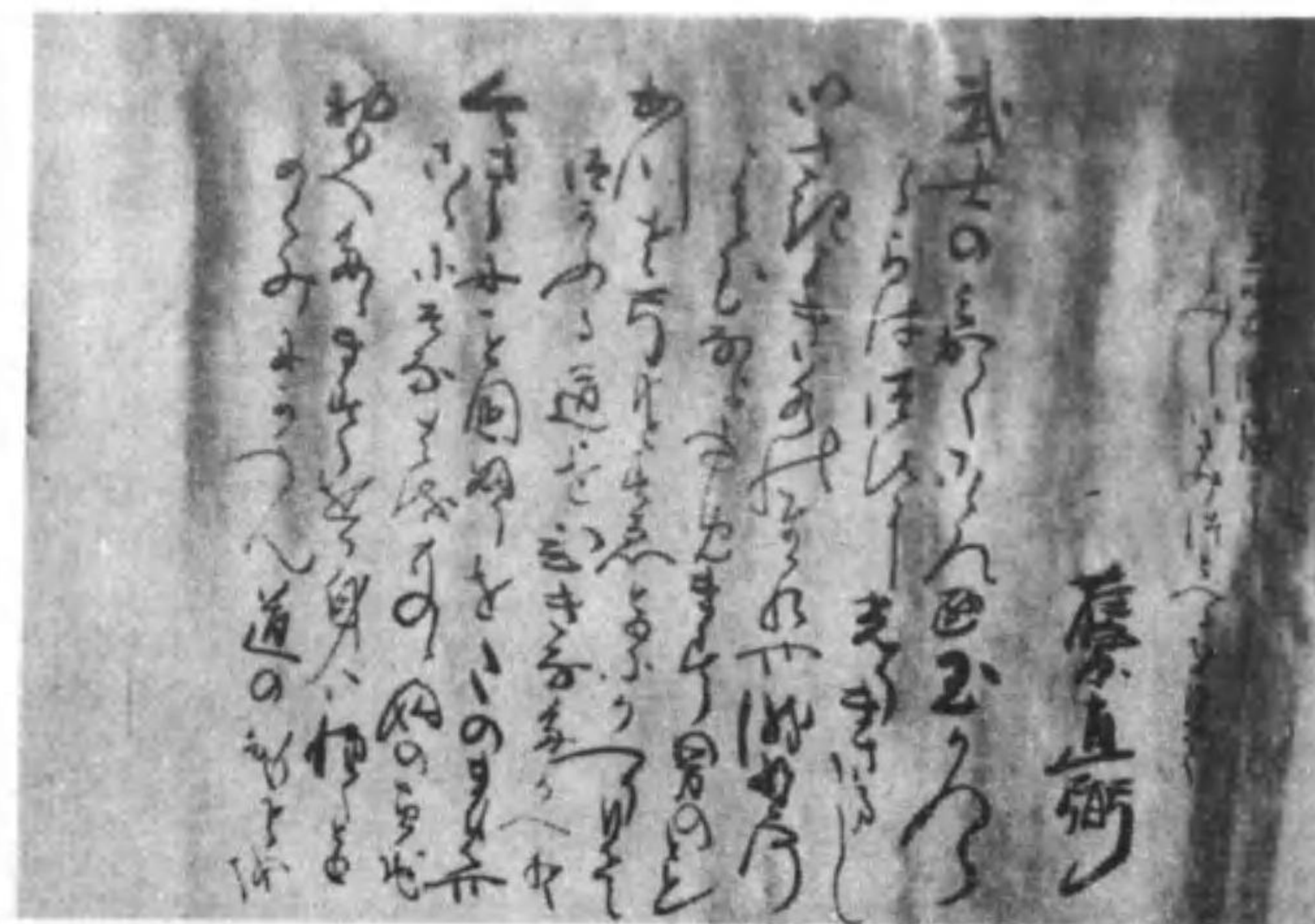


(藏家露伯伊井) 『世研君爲』歌和の彌直



たつあで居當の間年五十約後前へ稱と舍木埋が彌直てつあで敷屋北町末尾の丸の三椋産。舍木埋

井伊掃部頭銅像 (横濱掃部山) 藤田文藏作



開所武蹟前月々の戀兒も即日三月二年元延萬。歌和の彌直 (藏家露伯伊井) 歌るめ詠てみ臨に式講



直彌筆「鬼の寒念佛圖」 三居一氏藏

は夜し作勞勉勵しとんさ盡を分木ても立は時ある事朝一もどれけたつ絶に世當を望し擬に木埋をら自彌直。たつあで期時な要重てしと代時養終が彼は間年五十たつあに舍木埋が彌直
詔に彌直を之は通一て見をのるあてけ付に端左に共右左が趾母の鬼、でのもたへ興に 通一夫太孫居三に代時舍木埋は『圖佛念の鬼』。ふ云とため勉を道兩武文、間時二にか僅事る豈
。ふ云とたし問反と『かるあが事た見を鬼は汝』は彌直、所たつ

城 根 彦 城 居 の 彌 直 伊 井



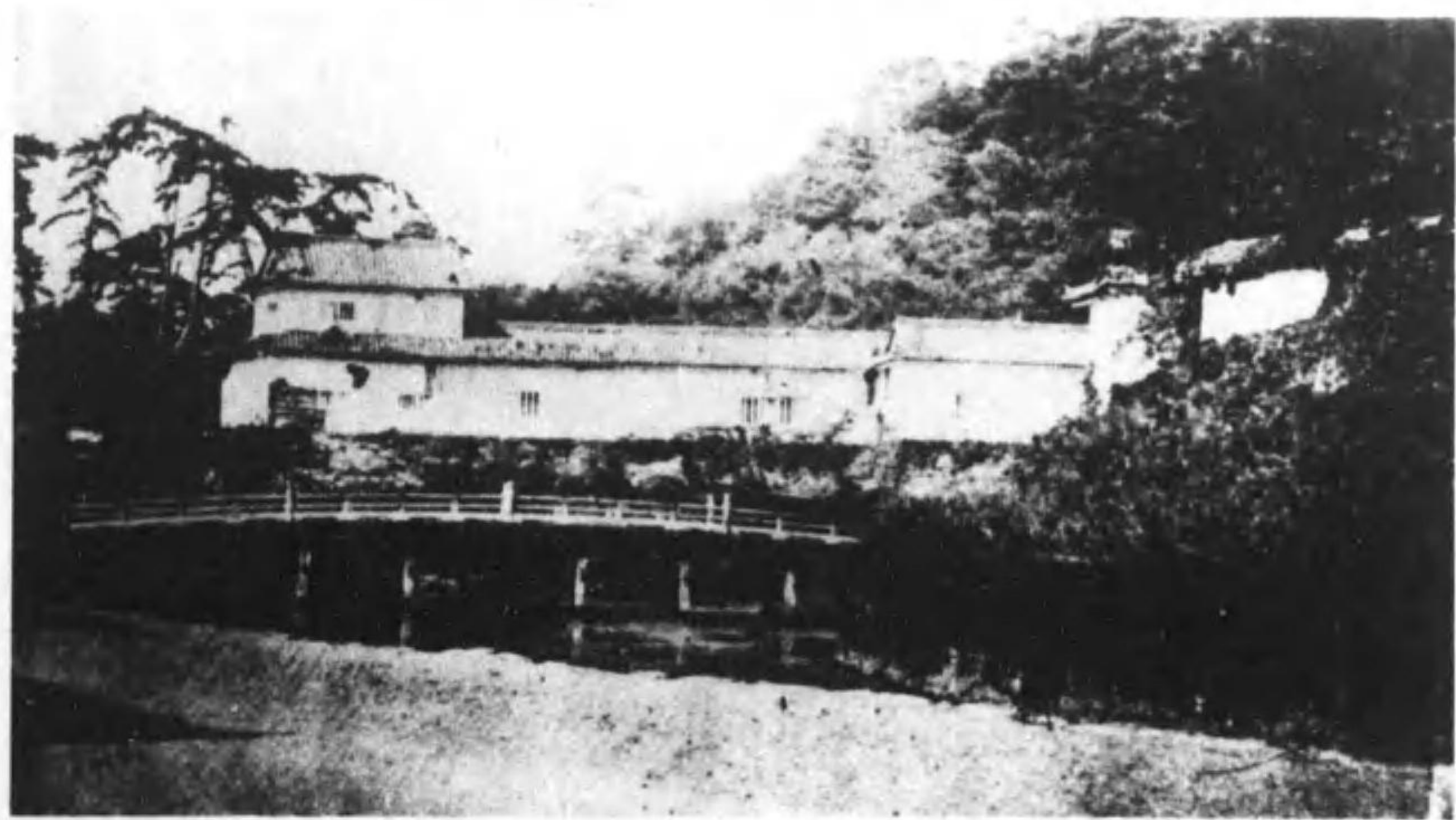
口 手 大 城 根 彦



址 舊 館 根 地 の 彌 生 彌 直



口 和 佐 城 根 彦



間 主 天 城 根 彦

慶三第に緒一と藤直弟に時の才七十年彌直年二保天。たつかな居てれきも望颯てし大に爲。たつあで子ツ末の中直父てれ生で（んてごきやけ）館樓の原二第城根彦日九十二月十年二十化文は彌直伊井
 代四十第し稱と頭部掃てつよに命幕日一十二月一十の年其でのたし卒で病が突直見るな主藩日朔月十年三永嘉。たつあで居住の程同年五十後前し稱と舎木塚を所此は彌直がたれき移に郡公の町末尾の
 。たつあで前年三にか僅の來渡りルへてつあで六十二年。たつたと主領の石萬十三城根彦の

案書見意港開と案書見意臺砲連川品の彌直

開港案の見書案一部
嘉永六年八月二十九日幕府に呈せし
もの。(井伊家藏)

見書案
下又

嘉永三年北前其時蝦夷地に於て是等
事あり
本國船楫の出入り制限の事
此等諸國に於ては自國船楫も亦亦
之を許さずしるべし
又此等諸國に於ては自國船楫も亦亦
之を許さずしるべし
又此等諸國に於ては自國船楫も亦亦
之を許さずしるべし

嘉永六年八月幕府に呈せしもの(井伊家藏)
品川連砲臺に就いての意見書案
(一部)

品川連砲臺に就いての意見書案
(一部)
嘉永六年八月幕府に呈せしもの(井伊家藏)

今般内品川連砲臺に於ては是等諸事
ありしに由りては是等諸事ありしに由りては
是等諸事ありしに由りては是等諸事ありしに由りては
是等諸事ありしに由りては是等諸事ありしに由りては
是等諸事ありしに由りては是等諸事ありしに由りては

一 砲臺の築造に於ては是等諸事ありしに由りては
是等諸事ありしに由りては是等諸事ありしに由りては
是等諸事ありしに由りては是等諸事ありしに由りては
是等諸事ありしに由りては是等諸事ありしに由りては

一 砲臺の築造に於ては是等諸事ありしに由りては
是等諸事ありしに由りては是等諸事ありしに由りては
是等諸事ありしに由りては是等諸事ありしに由りては
是等諸事ありしに由りては是等諸事ありしに由りては

を館防海の府幕なる息姑に快痛のめたい説をるな急の事す安を心人の下天ろ幕もりより事く樂を砲連きな力致に分時今れた分に項五は書見意の十開に造築臺砲連川品が彌直伊井
『書寄存段別』の二第でん及にるあ間詳より府幕でね重し是を書の一第づ先でのめたし是に府幕に日九廿の月じ同は書見意港開。るあでのめたし是に老開部阿に月八年六永嘉し評論
事の易交てひ憂を世時猶てしとんは云を可の易交も然々堂議論。るあてし早上に日九廿月八でのもの時たし微を見意てし示に侯諸を文譯の書々國米が府幕。たしを書上の密機ふ云と
る居てしとづ出にるさ得をひ止の勢時

和宮内親王の降嫁

和宮御首像

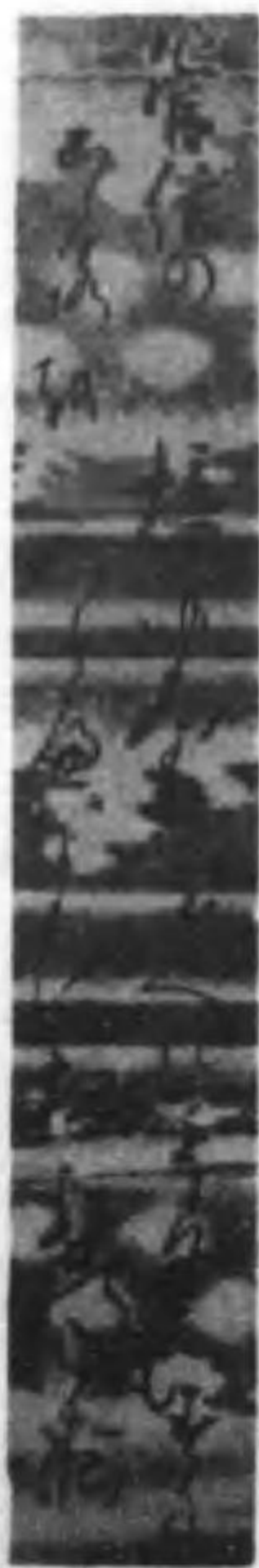


内願を書め遊ばる



和宮御筆

和宮御筆



四十代將軍徳川茂家

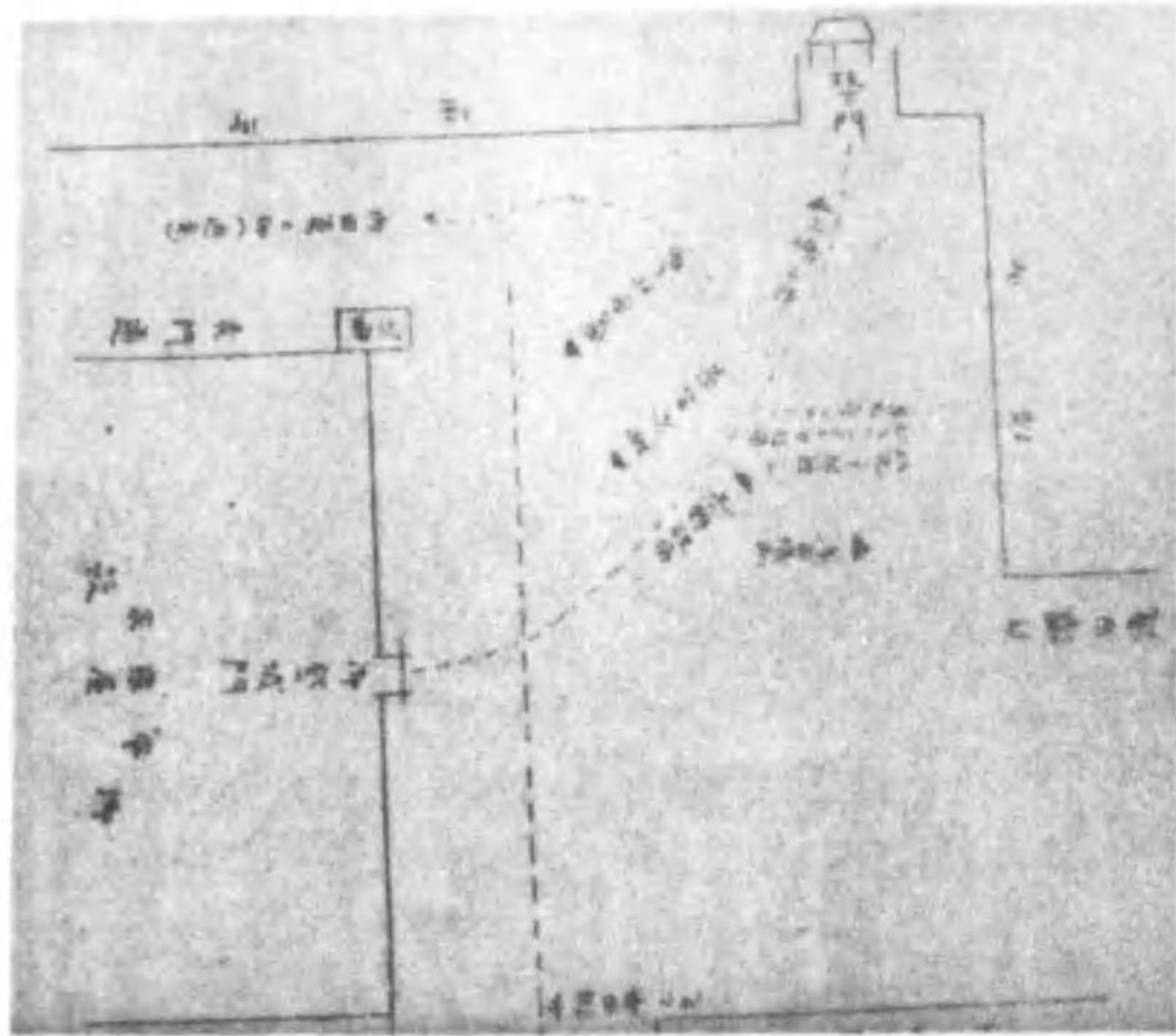
短冊
管絃のこころを
梓ゆみ春をさへつるうぐ
ひすにしらへかよはす松
かせのこゑ



御降嫁行列の圖

和宮御首は、元禄十一年十月二十日、御着に邸水清戸江日五十一月一十。御通を道仙中に候を都京日廿月十年元久受は王親内宮和妹令御皇天明孝、たふ給せら成と性懐の體合式公に裡の業人新維
新發御月八年十治明。たつあでのもな當非はるたれさ儀を力てつあに面裏きつにし波引城戸江。ふ給せらなと婦意てしに年五にか僅様御のと茂家軍將。才六十に時年御、たれらせ
ふ給せらは終を生一き多瀧波てつ以を才二十三年御日二月九

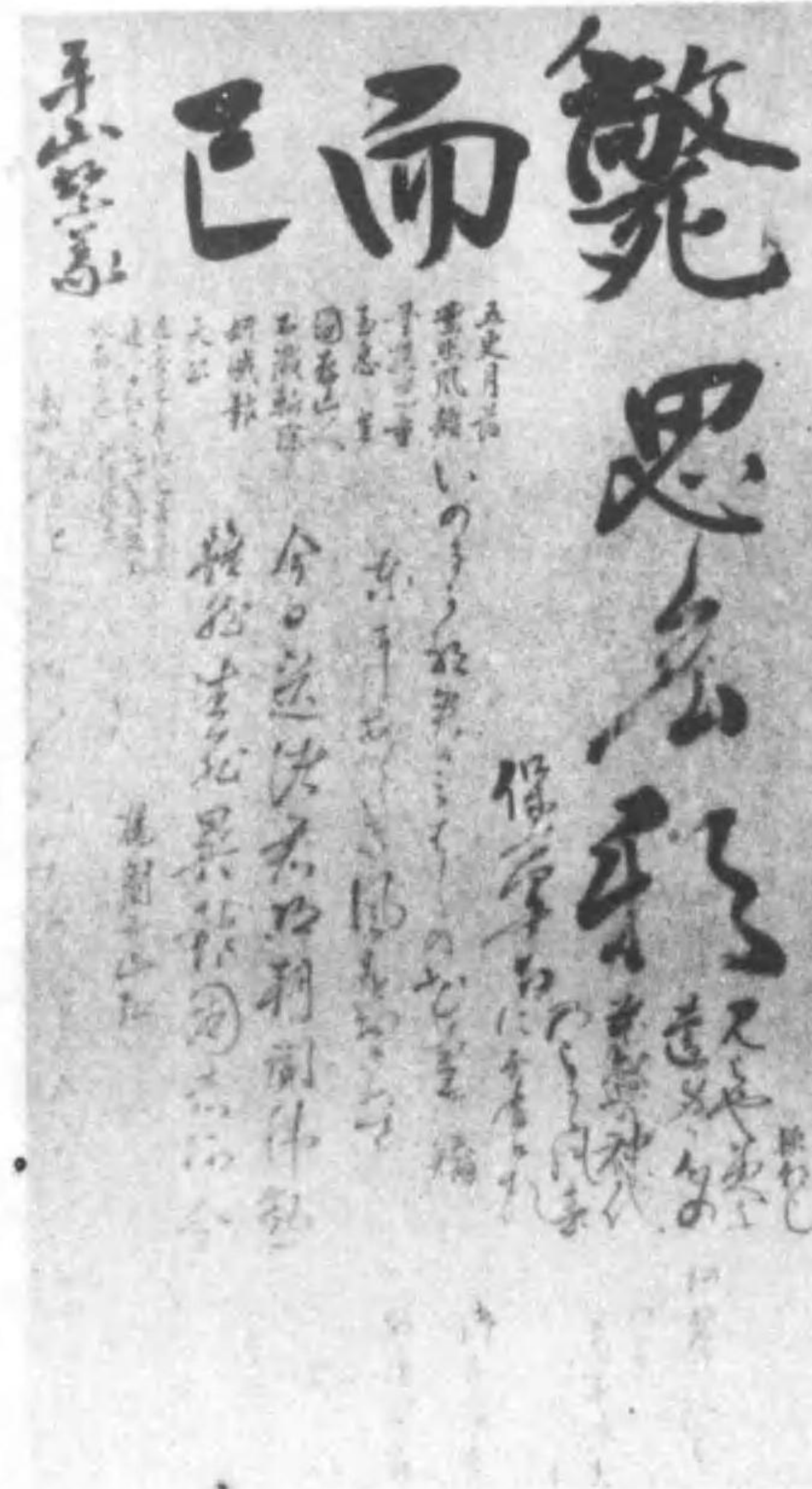
阪下門事變



阪下門事變現場見取圖

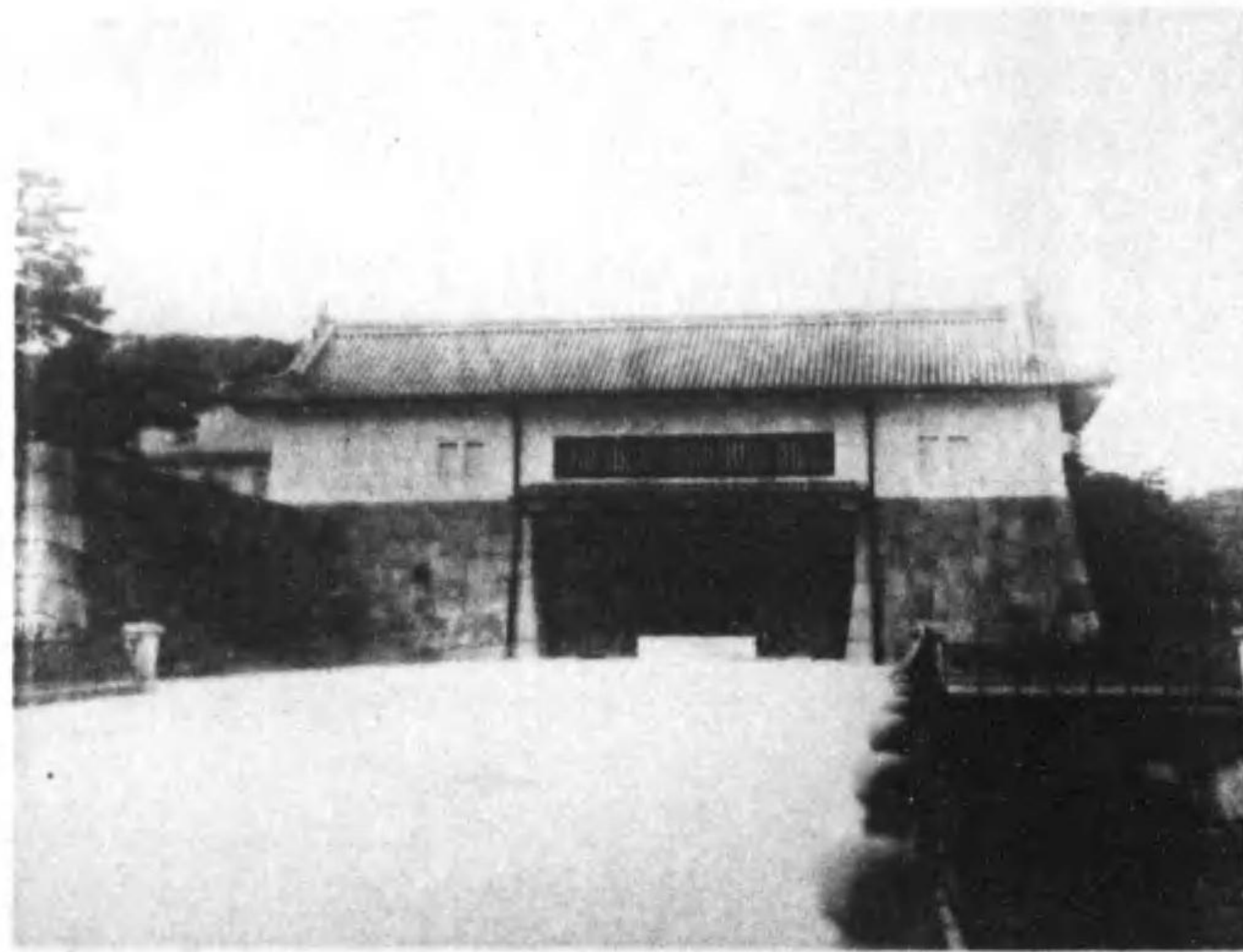


安藤守馬肖像



安藤守馬筆蹟圖下

下阪門寫眞



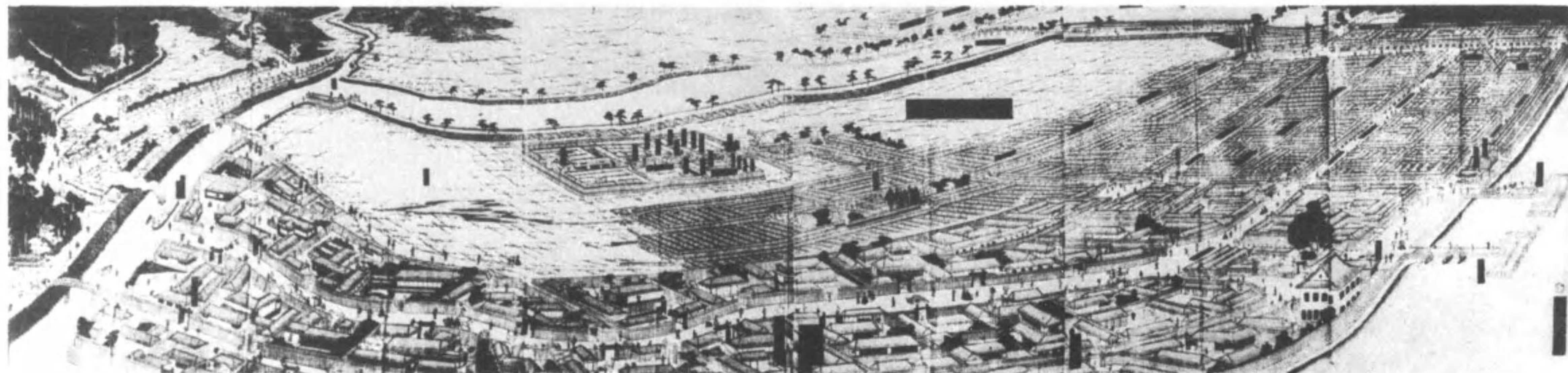
下右圖 小塚原坂下烈士の墓



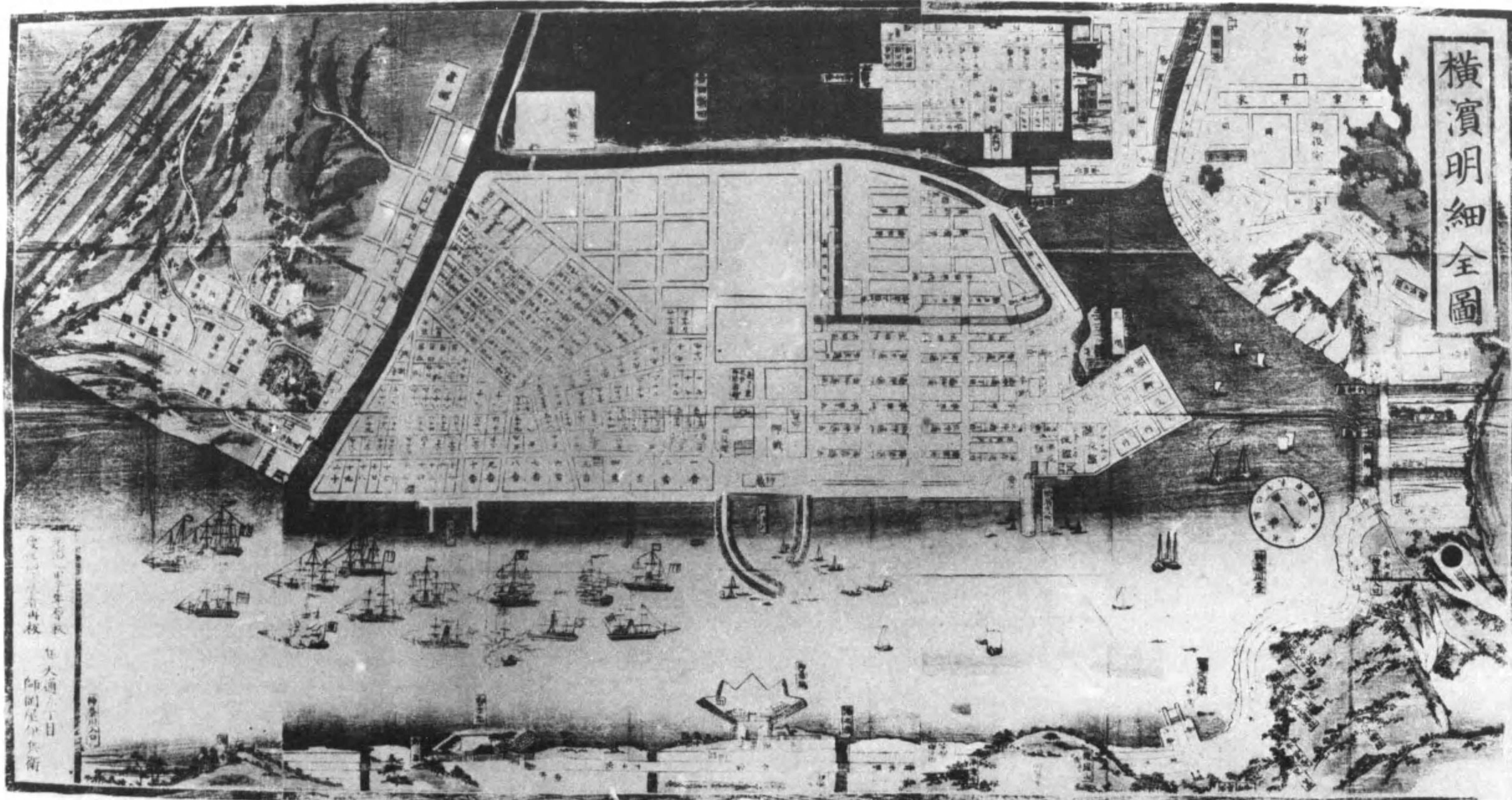
上圖 坂下烈士遺筆
 坂下襲撃前日、即ち文久二年正月六日宇都宮角樓に會して訣別の宴を張り席上合作せしもの「二擊前」(平山兵介)「五世月落」(川邊元吉)の詩に「小山春山の代筆」の「いのるかた六云」見島強介「今日汝諸君」小山春山「あなうれし」得能漢雲「更無邪」黒澤五部二見よやみよ小田彦三郎「たをれて」河野蘭三

皇 三顧野河、郡三彦田小、郡五澤黒 介兵山平、り張を宴の別訣して會に樓角宮都宇は士志日六月正し決に事るす擊要に門下阪てし期を日五十月正年二久文は擊要守馬對藤安老開大伊井に前、かたし擊要に門下阪てし擁を城登の守馬對藤安日五十月正は士六、からは加に舉義てに氣病は介強島見てし際に行決よ愈、滴淋飲痛名七の雲漢能得、山春山小、介強島利也、爲しれさ行決擊要中歩散近附爲るざらま集だ未が志向がたつ至に門下阪く如の約物早は門衛治佐邊河がたし死戦てべ並を杖は士六に鑑爲るため極を重嚴衛聖後變の田園の老。たて果し賢居てに場其の會に郡五小桂てつ至に郡

開港當時の横浜の図



萬延元年の横浜風景
開港二年目の横浜洋風景、原圖は貞秀筆の六枚
繪の大錦繪である。



元治元年の横濱明細圖
元治元年版を改訂修補して明治元年に發行せるもの
横濱市史料編纂掛蔵

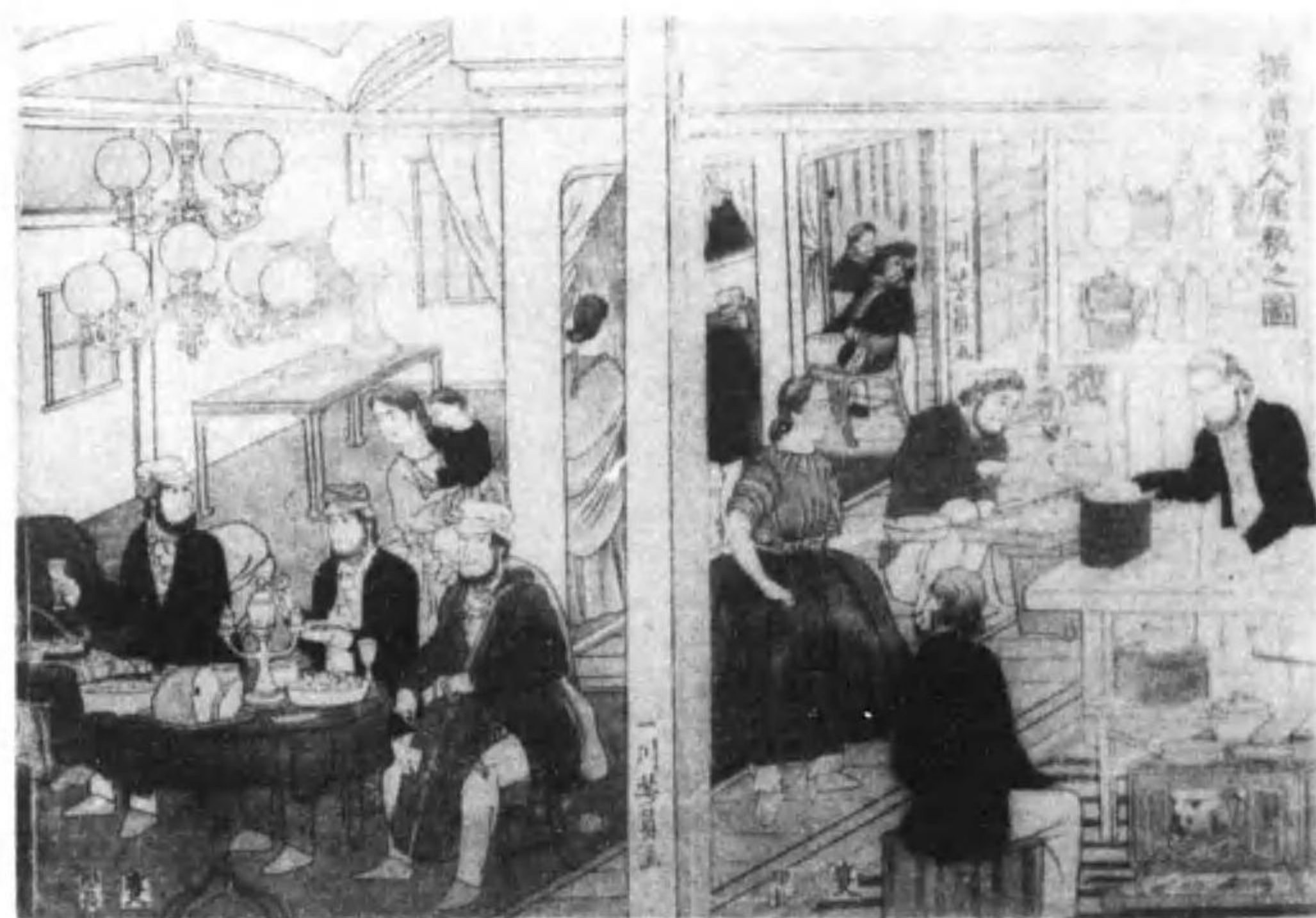
開 港 後 の 横 濱



横濱異人館 (版年久文 筆重寛) 圖之館人異濱横
 るあて繪錦ためしき濱横を調情濱横所てし配を人外内で様有の通界を濱横



横濱純宅 (版年久文 筆秀貞) 圖之宅純濱横
 ンツ) Zondag の語陀聖和は (タタンド) 『宅純』。るあて行刊の年元久文
 半』を 認士。るあて様有の弗散人外に日曜日は圖で事の日曜日で (タタ
 るあて語米外製和の時當てつあて『タタンドの分半』も即ものふ云と『ソンド

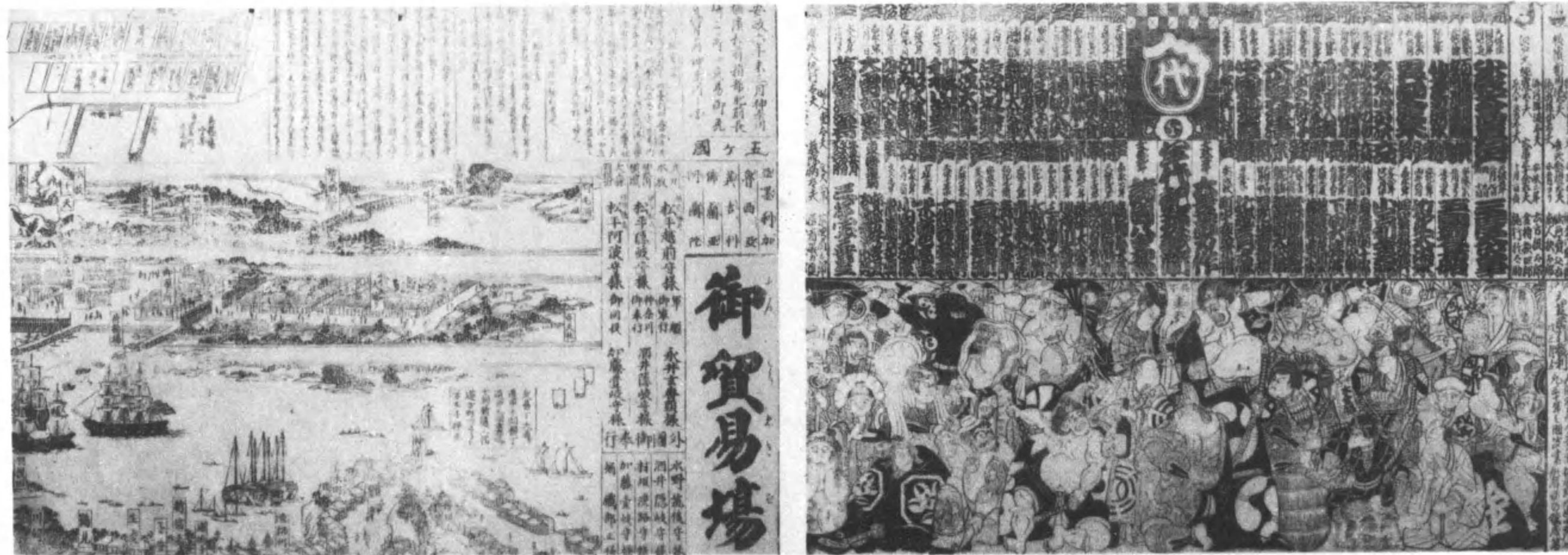


加山道之 (版年元久文 筆貞芳) 圖之敷座人異濱横
 るあて繪錦のき々つ枚三は圖原で景の場理料と部内館人異



横濱商人館敷座 (版年元久文 筆秀貞) 圖の敷座館商人異濱横
 るあて畫版木のき枚枚三るな麗麗たい畫を態状活生の部内敷屋人異

米 艦 渡 來 後 刊 行 の 印 刷 物



<p>○同(一) 諸島</p> <p>○同(二) 諸島</p> <p>○同(三) 諸島</p> <p>○同(四) 諸島</p> <p>○同(五) 諸島</p> <p>○同(六) 諸島</p> <p>○同(七) 諸島</p> <p>○同(八) 諸島</p> <p>○同(九) 諸島</p> <p>○同(十) 諸島</p> <p>○同(十一) 諸島</p> <p>○同(十二) 諸島</p> <p>○同(十三) 諸島</p> <p>○同(十四) 諸島</p> <p>○同(十五) 諸島</p> <p>○同(十六) 諸島</p> <p>○同(十七) 諸島</p> <p>○同(十八) 諸島</p> <p>○同(十九) 諸島</p> <p>○同(二十) 諸島</p> <p>○同(二十一) 諸島</p> <p>○同(二十二) 諸島</p> <p>○同(二十三) 諸島</p> <p>○同(二十四) 諸島</p> <p>○同(二十五) 諸島</p> <p>○同(二十六) 諸島</p> <p>○同(二十七) 諸島</p> <p>○同(二十八) 諸島</p> <p>○同(二十九) 諸島</p> <p>○同(三十) 諸島</p> <p>○同(三十一) 諸島</p> <p>○同(三十二) 諸島</p> <p>○同(三十三) 諸島</p> <p>○同(三十四) 諸島</p> <p>○同(三十五) 諸島</p> <p>○同(三十六) 諸島</p> <p>○同(三十七) 諸島</p> <p>○同(三十八) 諸島</p> <p>○同(三十九) 諸島</p> <p>○同(四十) 諸島</p> <p>○同(四十一) 諸島</p> <p>○同(四十二) 諸島</p> <p>○同(四十三) 諸島</p> <p>○同(四十四) 諸島</p> <p>○同(四十五) 諸島</p> <p>○同(四十六) 諸島</p> <p>○同(四十七) 諸島</p> <p>○同(四十八) 諸島</p> <p>○同(四十九) 諸島</p> <p>○同(五十) 諸島</p>	<p>○同(一) 諸島</p> <p>○同(二) 諸島</p> <p>○同(三) 諸島</p> <p>○同(四) 諸島</p> <p>○同(五) 諸島</p> <p>○同(六) 諸島</p> <p>○同(七) 諸島</p> <p>○同(八) 諸島</p> <p>○同(九) 諸島</p> <p>○同(十) 諸島</p> <p>○同(十一) 諸島</p> <p>○同(十二) 諸島</p> <p>○同(十三) 諸島</p> <p>○同(十四) 諸島</p> <p>○同(十五) 諸島</p> <p>○同(十六) 諸島</p> <p>○同(十七) 諸島</p> <p>○同(十八) 諸島</p> <p>○同(十九) 諸島</p> <p>○同(二十) 諸島</p> <p>○同(二十一) 諸島</p> <p>○同(二十二) 諸島</p> <p>○同(二十三) 諸島</p> <p>○同(二十四) 諸島</p> <p>○同(二十五) 諸島</p> <p>○同(二十六) 諸島</p> <p>○同(二十七) 諸島</p> <p>○同(二十八) 諸島</p> <p>○同(二十九) 諸島</p> <p>○同(三十) 諸島</p> <p>○同(三十一) 諸島</p> <p>○同(三十二) 諸島</p> <p>○同(三十三) 諸島</p> <p>○同(三十四) 諸島</p> <p>○同(三十五) 諸島</p> <p>○同(三十六) 諸島</p> <p>○同(三十七) 諸島</p> <p>○同(三十八) 諸島</p> <p>○同(三十九) 諸島</p> <p>○同(四十) 諸島</p> <p>○同(四十一) 諸島</p> <p>○同(四十二) 諸島</p> <p>○同(四十三) 諸島</p> <p>○同(四十四) 諸島</p> <p>○同(四十五) 諸島</p> <p>○同(四十六) 諸島</p> <p>○同(四十七) 諸島</p> <p>○同(四十八) 諸島</p> <p>○同(四十九) 諸島</p> <p>○同(五十) 諸島</p>	<p>○同(一) 諸島</p> <p>○同(二) 諸島</p> <p>○同(三) 諸島</p> <p>○同(四) 諸島</p> <p>○同(五) 諸島</p> <p>○同(六) 諸島</p> <p>○同(七) 諸島</p> <p>○同(八) 諸島</p> <p>○同(九) 諸島</p> <p>○同(十) 諸島</p> <p>○同(十一) 諸島</p> <p>○同(十二) 諸島</p> <p>○同(十三) 諸島</p> <p>○同(十四) 諸島</p> <p>○同(十五) 諸島</p> <p>○同(十六) 諸島</p> <p>○同(十七) 諸島</p> <p>○同(十八) 諸島</p> <p>○同(十九) 諸島</p> <p>○同(二十) 諸島</p> <p>○同(二十一) 諸島</p> <p>○同(二十二) 諸島</p> <p>○同(二十三) 諸島</p> <p>○同(二十四) 諸島</p> <p>○同(二十五) 諸島</p> <p>○同(二十六) 諸島</p> <p>○同(二十七) 諸島</p> <p>○同(二十八) 諸島</p> <p>○同(二十九) 諸島</p> <p>○同(三十) 諸島</p> <p>○同(三十一) 諸島</p> <p>○同(三十二) 諸島</p> <p>○同(三十三) 諸島</p> <p>○同(三十四) 諸島</p> <p>○同(三十五) 諸島</p> <p>○同(三十六) 諸島</p> <p>○同(三十七) 諸島</p> <p>○同(三十八) 諸島</p> <p>○同(三十九) 諸島</p> <p>○同(四十) 諸島</p> <p>○同(四十一) 諸島</p> <p>○同(四十二) 諸島</p> <p>○同(四十三) 諸島</p> <p>○同(四十四) 諸島</p> <p>○同(四十五) 諸島</p> <p>○同(四十六) 諸島</p> <p>○同(四十七) 諸島</p> <p>○同(四十八) 諸島</p> <p>○同(四十九) 諸島</p> <p>○同(五十) 諸島</p>	<p>○同(一) 諸島</p> <p>○同(二) 諸島</p> <p>○同(三) 諸島</p> <p>○同(四) 諸島</p> <p>○同(五) 諸島</p> <p>○同(六) 諸島</p> <p>○同(七) 諸島</p> <p>○同(八) 諸島</p> <p>○同(九) 諸島</p> <p>○同(十) 諸島</p> <p>○同(十一) 諸島</p> <p>○同(十二) 諸島</p> <p>○同(十三) 諸島</p> <p>○同(十四) 諸島</p> <p>○同(十五) 諸島</p> <p>○同(十六) 諸島</p> <p>○同(十七) 諸島</p> <p>○同(十八) 諸島</p> <p>○同(十九) 諸島</p> <p>○同(二十) 諸島</p> <p>○同(二十一) 諸島</p> <p>○同(二十二) 諸島</p> <p>○同(二十三) 諸島</p> <p>○同(二十四) 諸島</p> <p>○同(二十五) 諸島</p> <p>○同(二十六) 諸島</p> <p>○同(二十七) 諸島</p> <p>○同(二十八) 諸島</p> <p>○同(二十九) 諸島</p> <p>○同(三十) 諸島</p> <p>○同(三十一) 諸島</p> <p>○同(三十二) 諸島</p> <p>○同(三十三) 諸島</p> <p>○同(三十四) 諸島</p> <p>○同(三十五) 諸島</p> <p>○同(三十六) 諸島</p> <p>○同(三十七) 諸島</p> <p>○同(三十八) 諸島</p> <p>○同(三十九) 諸島</p> <p>○同(四十) 諸島</p> <p>○同(四十一) 諸島</p> <p>○同(四十二) 諸島</p> <p>○同(四十三) 諸島</p> <p>○同(四十四) 諸島</p> <p>○同(四十五) 諸島</p> <p>○同(四十六) 諸島</p> <p>○同(四十七) 諸島</p> <p>○同(四十八) 諸島</p> <p>○同(四十九) 諸島</p> <p>○同(五十) 諸島</p>
--	--	--	--

上右圖、年代記珍説(文久二年版) 青山賢太郎氏蔵
芝居見立の番附で、異國人渡來、五國貿易始等の文字あり、又張出として横濱新聞港大夫等あり、實に興味津々たる番附である。
下圖、神奈川 太平 余 編(文久元年版) 横濱史料編輯係蔵
文久元年に於ける武鑑即ち職員録の一部である。官民外人等の一切が判つて甚だ面白い。

上左圖、御貿易場圖 經部篤三郎氏蔵
當時横濱見物をしたものが必ず土産物に買求めたものである。開港は安政六年六月二日より實施され、横濱市街が急に出来上つた事も是でよく判明する。

崎 長 と 濱 横 の 末 幕

横濱青木町台關門(右)



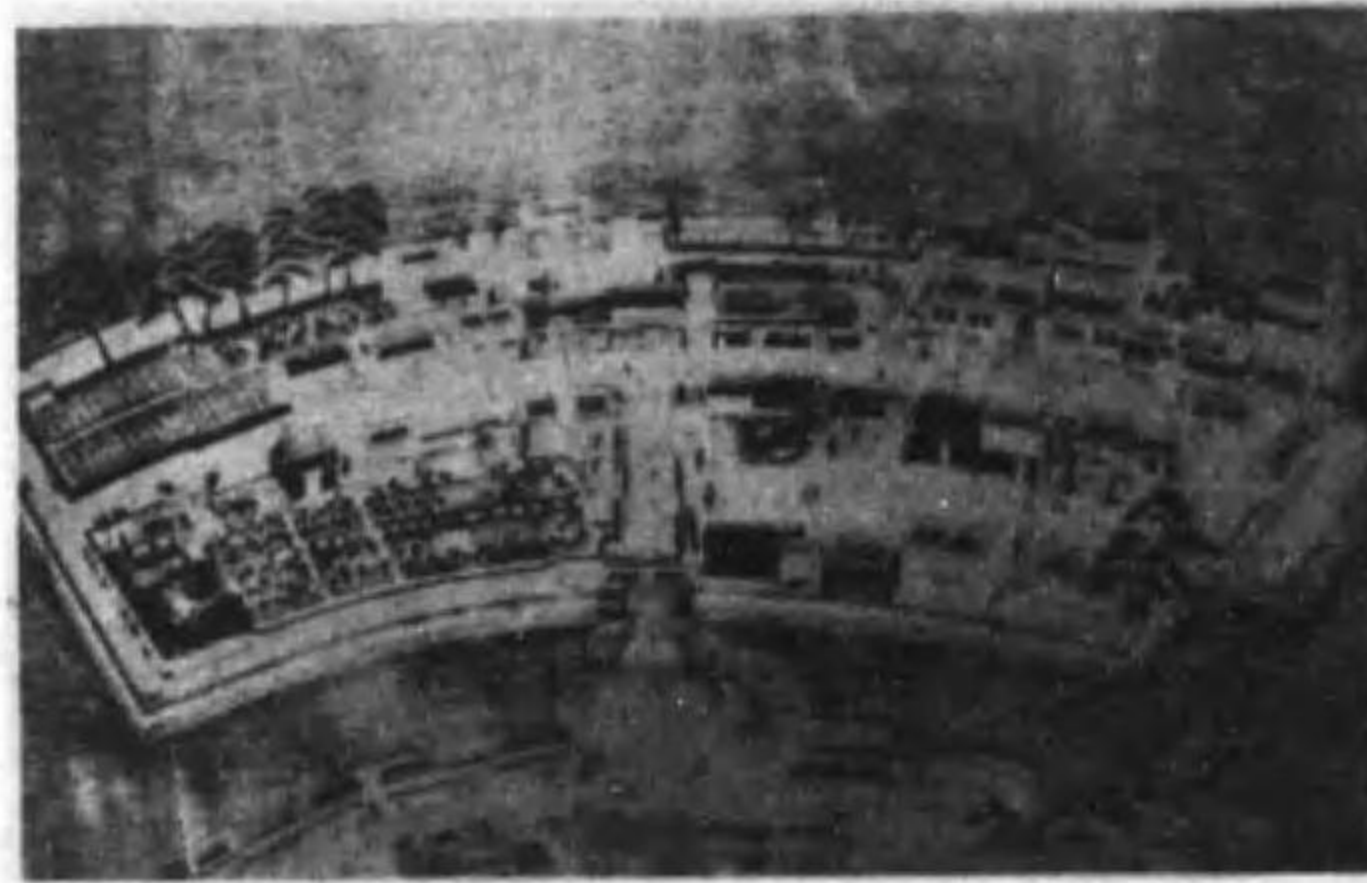
外人の影を映せる横濱(左)



(F) 眞宮館蘭島出崎長



(F上端左) 蘭島出と眞宮島出



(E) 島出崎長見た見りと岸海



間夜じ禁をのる入立の者刀帯け設を所番び及門關に所要の濱横川奈神てし議協と事館總國英年元政安に爲ぐ防を危跋之士浪黨夷挫後各港開は門關台町木青。るあて影撮の外人の年三應慶は眞宮の濱横
るあて影撮の年元應慶てつあて影撮の外人も眞宮の島出崎長。たれき廢撤に月九年四治明は門關し戻取に我父年三應慶がたせ任に外人を爲事察警らか年元治元。たつかなき許を行通はのもの灯提無も
。たつあが物建の軒四十四に内もでのもたい築に形扇へ海年八十永竟は島出

維新時代の列侯



島津久治



伊達宗城



德川昭武



坂倉周防守勝靜



毛利元德



松平容保

士 志 る せ 躍 活 に 末 幕



齋 田 東 朝



齋 藤 川 四



菊 池 原 戸



原 國 野 平



齋 藤 川 四

當周桓王之際政綱頗弛諸侯自立不軌仲天
 子羊延多智有力之士秦楚趙齊韓魏皆以之
 相傾吞於是乎謀勇之士如商鞅吳起孫子田
 忌游說之士如蘇秦張儀觸牙說者今日
 奔奔明日赴秦互以說論邪說誘引其君各以
 地橫攻伐為賢欲壽其欲以地己欲其所欲為
 以暗天理人道故橫行我聖人之法其國其
 欲為所志而不滿者有書著而以快一時者卷
 聃莊周其魁也平項說莊周之書十餘篇言其
 概寓言其言洗滌自恣玄理深遠人無能知其
 意之所置焉然指事類情用此聖人之道或亦
 不測不枉折為政近世儒者立行之曰是外道
 也吾則之楚非可目擊者加於机者未遂還不
 知莊周之志非夫時勢者也予按備曰莊周書
 為秦漢周史因此觀之莊周之初志欲以地橫
 之說而橫行天下而權將蘇秦張儀之說重其
 風行莊周之志不行焉以此憤激而述欲若書

書 耶 三 德 三 報



照 月 僧

維新時代の志士



品川彌二郎



山岡鐵舟



勝安房



桂小五郎(木戸孝允)



(47)

岡本健三と佐々木高行



前原一誠

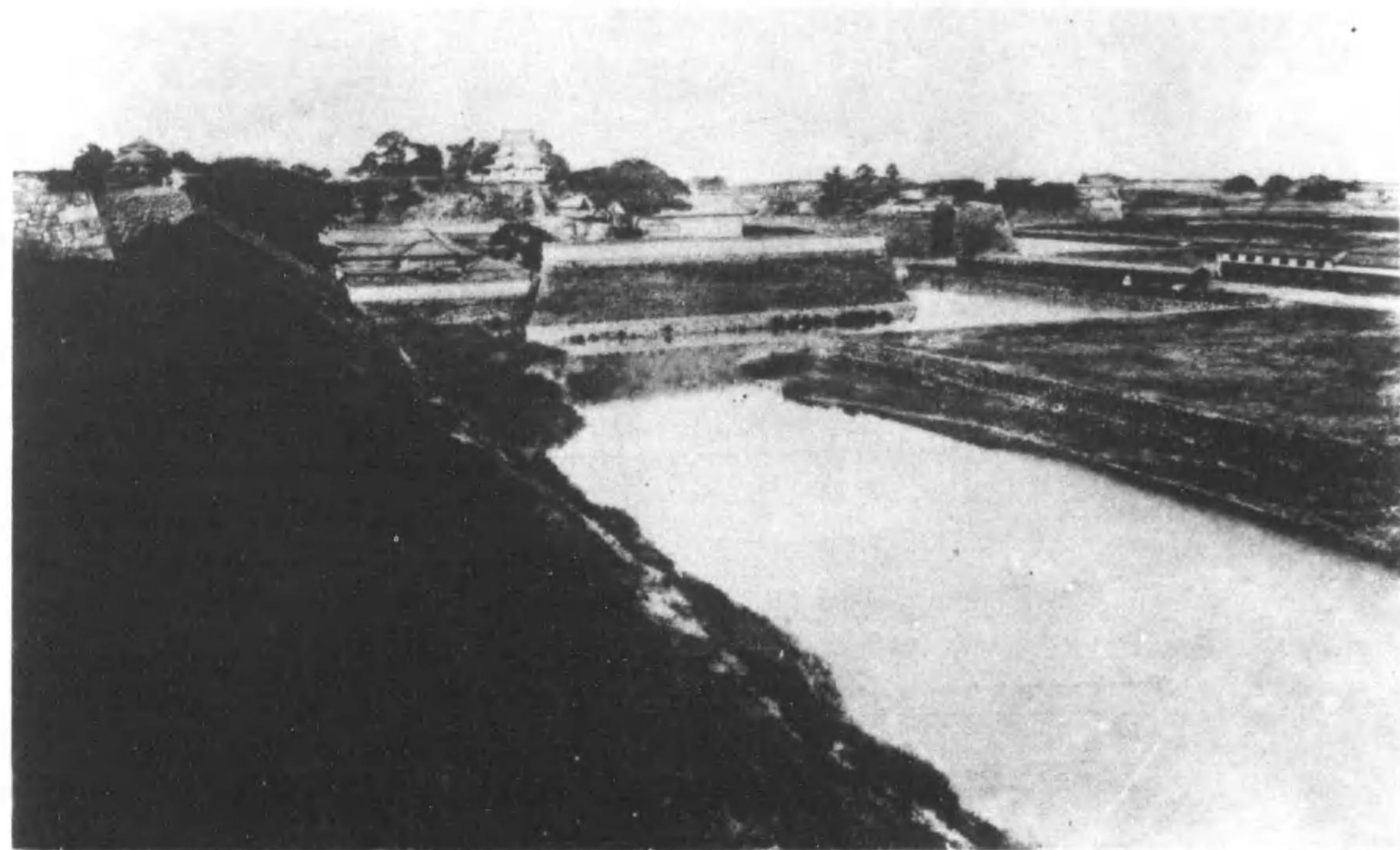


坂本龍馬



曲直瀬道策

江 戸 城 の 舊 観

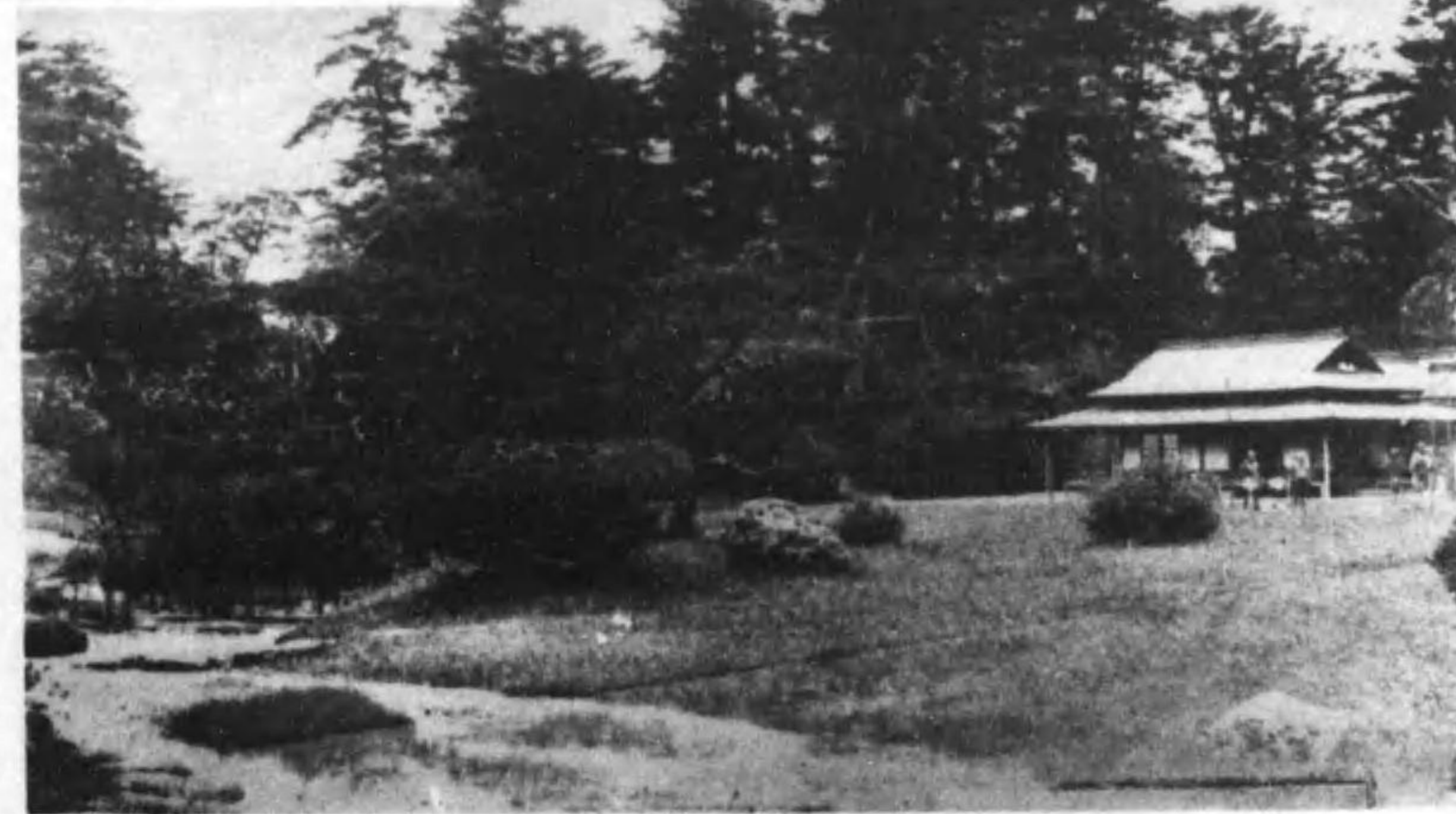


天 主 臺



四丸大手より北方を見る
中央三重橋富士見櫓と云ふ。其右下の城門
は坂下門。其右の二重橋は舊三の丸の一角
今の内閣。右端遠景は和田倉門。

二 重 橋 正 門



下 四 郎 杖 攝 影 (中 村 竹 四 郎 氏 殿)

吹 上 御 苑

江 戸 城 の 舊 観



銀 冶 橋



清 水 御 門



昌 平 橋



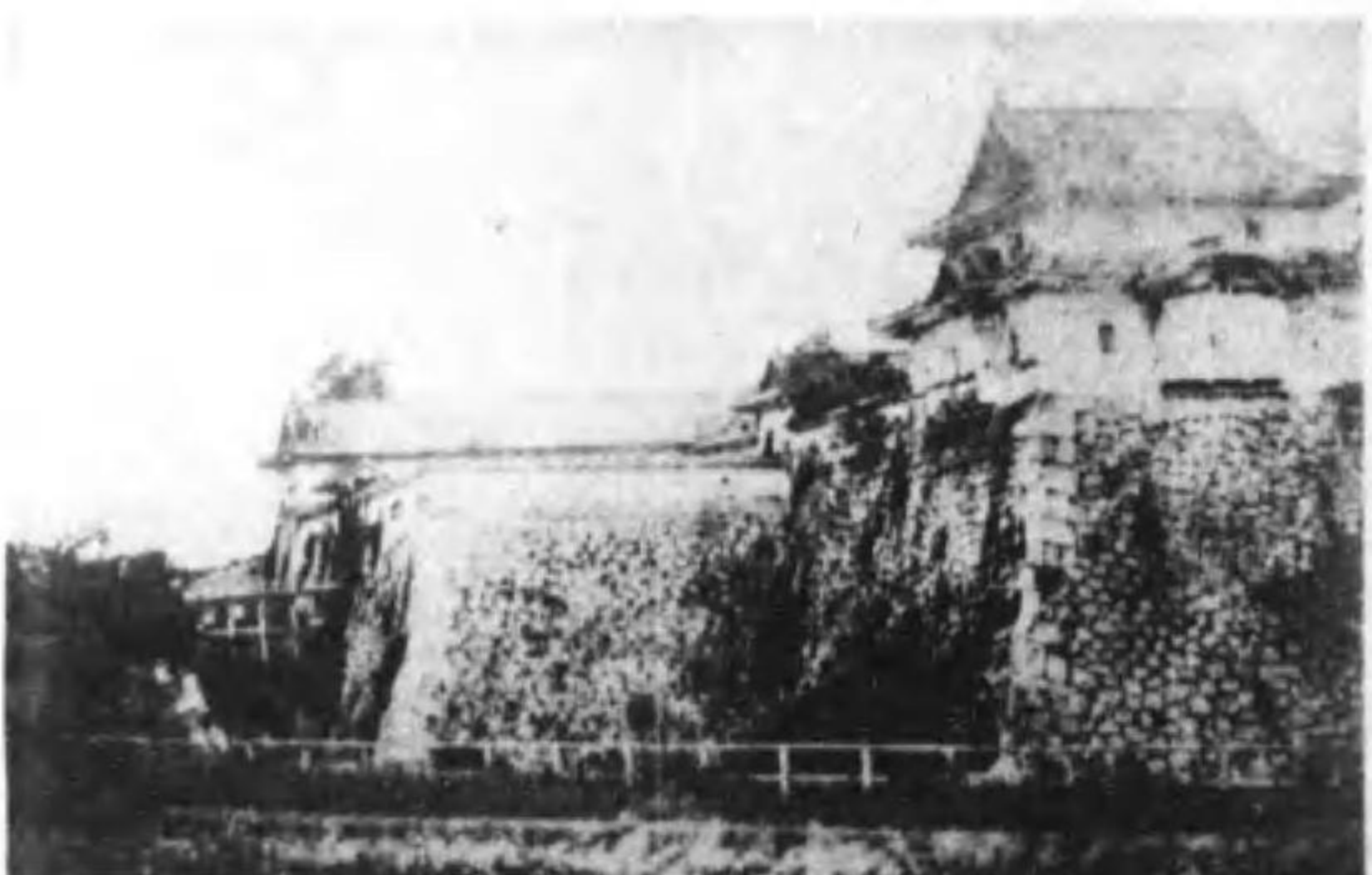
御 本 丸 青 院 二 重 櫓



日 比 谷 見 附



百 二 重 櫓 寺 深 二 及 三 重 櫓



本 丸 乾 二 重 櫓



二 丸 下 乘 門 及 百 人 門



二 丸 巽 二 重 櫓

俗 風 の 頃 年 初 治 明

(藏氏耶四竹村中) 影攝氏杖蓮岡下 屋 傘



影攝ザーロケ年初治明 籠駕山の越襦箱

俗 風 の 頃 年 初 治 明



備
器
町
者
器
者
(上)
者
(下)

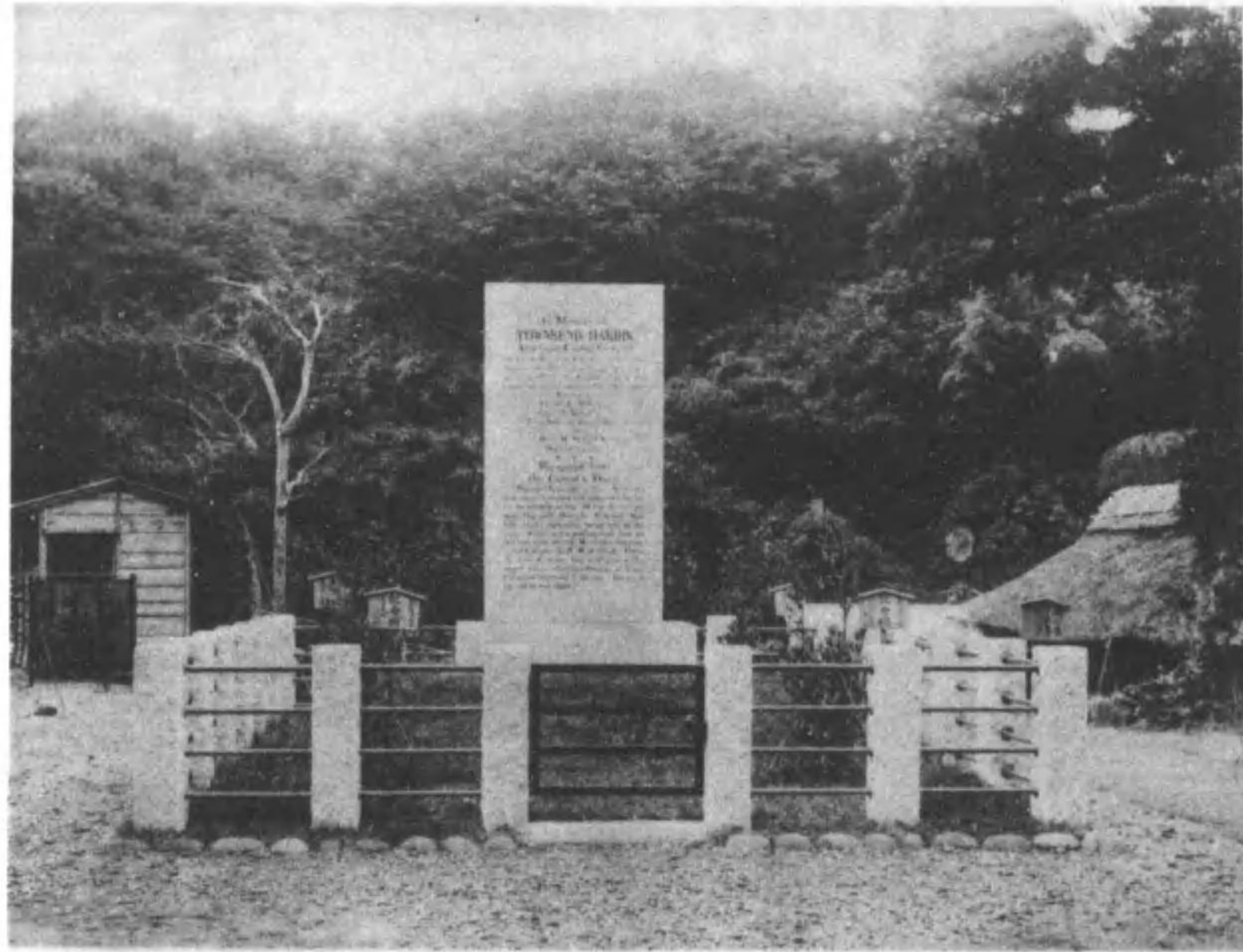


會
守
生
小
上
屋
(下)



下 四 座 杖 操 影 (中 村 竹 四 郎 氏 蔵)

跡 遺 の ス リ ハ る け 於 に 田 下



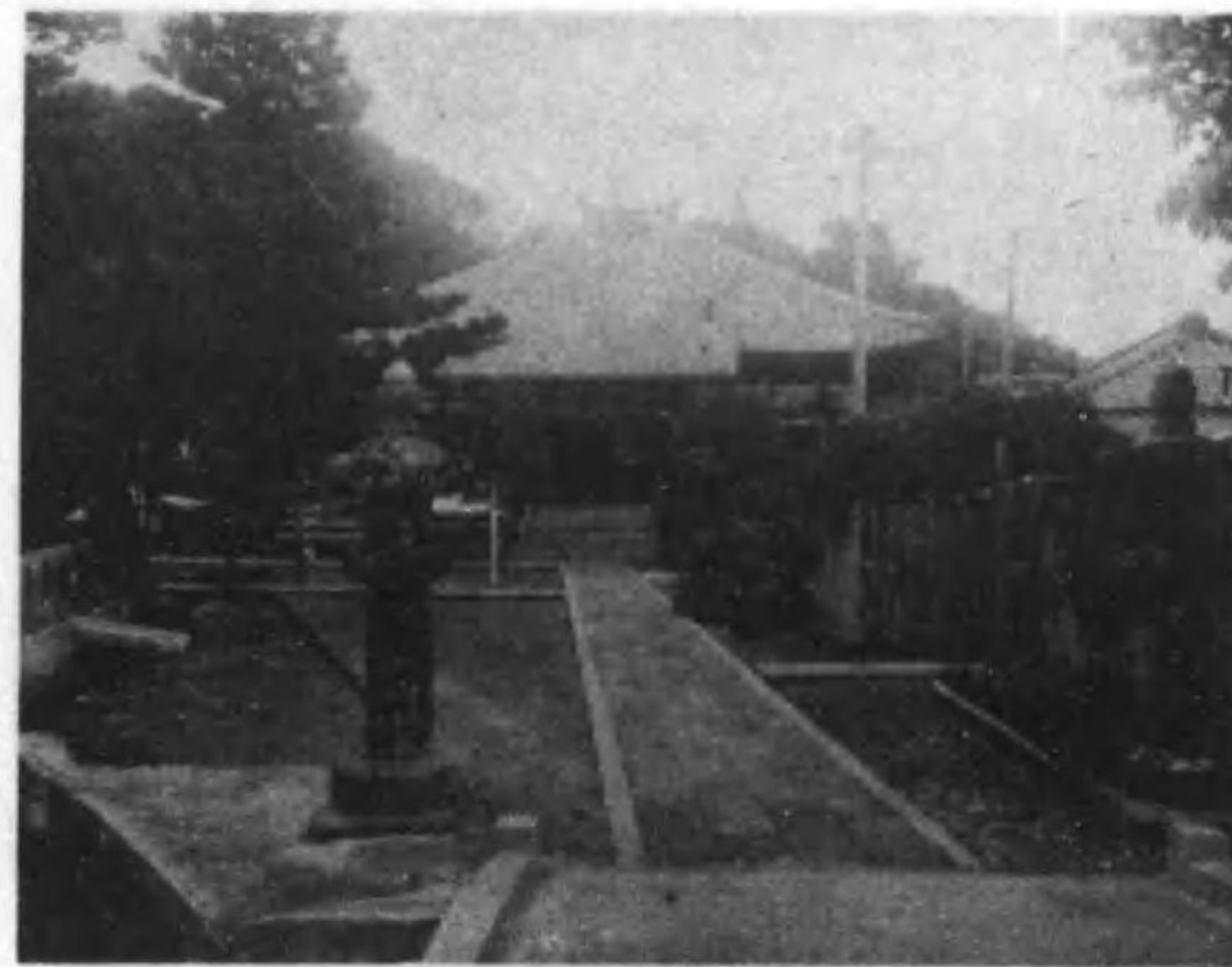
右圖。玉泉寺(下圖)
日本に於ける最初の米國領事館で、ハリスの駐劄した所である。
左圖。玉泉寺ハリス記念碑。昭和三年七月四日故津澤子爵、故米大使エ
ドガー・パンタロフ、氏等の手によつて建てられたる記念碑。



右圖。下田了仙寺ハリスの部屋
左圖の部屋がハリス及び吉の部屋である。
右方の山は武山。本頁の寫眞は東京海汽船會社藏。



(内寺福寶)墓の吉お
墓の吉お人唐しりた姿のヌリハ
(のもの方左)



左圖。下田了仙寺
日本に於ける最初の條約締結地である。

故はに址遺其目今。たつ居てし住居に所此迄日三十二月一十し揚掲を旗々原米に所此ため初日四月七年五政安てしと館事領を寺泉玉田下し器駐に本目てしと事領國米の初最はスハ
。るあて所たし棲同と『吉お人唐』てつあて地結締(約條田下も即)約條川奈締謂所の初最本日仙了。たれらて建が碑念記てつよに手の等氏トフロクンバ使大國米日駐故、子爵 津
。る居てつ新を福冥の人住の命憑て立を碑に別は今りあに寺福寶は墓の吉お

藤田東湖の歴死

江戸の大地震にて幾萬の生靈を亡ぼしたるが中に名士を失ひたるは頗る惜むべく殊に震災に於て水戸の名臣藤田東湖及び戸田忠太夫の兩士が此災厄に罹れるは最も痛惜に耐えず、藩主水戸齊昭は左右の兩腕を失ふたと言はれた。

藤田東湖は名は彪、字は斌卿、通稱誠之進、東湖と號した。水戸の世臣、藤田一正（幽谷）の二子にて幼より奇穎を以て稱せられ、文學武技に長じ父幽谷の歿後、家を繼ぎ、彰考館編修となり、同館の事務を總裁し、藩主齊昭の薨後、齊昭繼で藩主たるに及び漸次重用せられ、天保元年郡奉行となり、後諸職を経て、十年側用人に轉じ深く藩主の眷遇を蒙り、常に其機密に參し、或は藩政の改革に、或は弘道館の建設に、或は兵器軍艦の造營等、文武の獎勵鼓吹に盡し、藩主を輔佐し、尠からざる功績を挙げたるが、其施政中、往々幕府の忌諱に觸れたので、弘化元年幕府は齊昭に致仕謹慎を命じ、東湖また之に對して瑩居を命ぜられたが、嘉永二年赦され、同六年再び側用人となつた。此時米艦の來航あり幕府は齊昭を起して海防の議に與らしめたるが故、東湖また齊昭を輔けて畫策する所多かつたが、其主唱は尊王攘夷に在つたので、常に閣老等と意見合はなかつたが、其の堂々たる攘夷論は全國志士の渴仰する所となり、水戸藩は攘夷の本家本元として目せられ、東湖の名聲は嘖々として天下に傳へられ、苟くも國事を論ずる諸藩の俊才、志士は東湖を訪ふて其教を乞ふもの日々其門に集るの有様であつた。然るに安政二年十月二日突如として起りたる大地震に際し東湖は當時江戸小梅の寓居に在つたが、家屋倒壊の爲め遂に壓死を遂げたのであつた。享年五十、水戸常磐原に葬つた。明治二十三年正三位を贈られた。

高島秋帆と江川英龍

嘉永六年以降、國事多端の時に際して、其の新知識を發揮して最も活躍したるは高島四郎太夫と江川太郎左衛門とであつた。而して此の兩者は交情最も親密で、師弟の關係を有して居つた。

高島秋帆は名は茂敦、幼名は糾之丞、通稱四郎太夫と云ひ、秋帆と號した。長崎の人で、世々外國貿易に従事し、所謂頭人であつた四郎太夫父祖の業を繼ぎて長崎の取締役となつた。夙に鐵砲の改良に志し、之に關する書籍、器械等を和蘭より購入し、蘭人に就て其不審を質問し、斯くして大に得る所あり、遂に鐵砲の制、及び隊伍編制の法を得て自ら之を實地に試み、又之を其門人に授け、旁ら造船術及び種痘法をも研究し、苟くも海外の事物にして我國に有益と認むるものは力めて之を傳習し、之が爲めに亦私財を費消すること尠くは無かつた。天保の末年、清國に鴉片の變亂起るに及び、之れが隣邦たる我日本は海防の一日も忽諸に付すべからず、且つ日本從來の兵制火器等は何れも現今使用に耐ゆるものに非ることを痛論し之を奉行に建議すること數回に及んだ、茲に於て幕府は高島の才識頗る用ふべきことを知つて江戸に召致し、其火技及び歩操法たる所謂太陽陣なるものを試みさせた。尋で高島を與力格に登用し、主として幕府の士を教授せしめた。此時伊豆菫山の代官であつた江川太郎左衛門は高島の門に入つて其蘊奥を究め高島流の高足であつた。然るに其後四郎太夫は町奉行島居甲斐守の爲めに讒訴する所となつて獄に下され審決の後弘化三年七月武州岡部藩に幽閉さるゝ事となつたが、嘉永六年米艦の入航するに及び遽かに其罪を赦され、再び江戸に召されて江川太郎左衛門の附屬となり、銃砲及び歩操法の教授に任じたるが當時其の門に入るもの數千人に上つた。斯て幕府にては講武所を設け、四郎太夫は之が師範役となりて布衣に列するに至つたが、慶應二年病を以て歿した。享年六十九。明治廿六年十二月特旨を以て正四位を贈られた。

江川太郎左衛門は名は英龍、字は九淵、通稱を太郎左衛門と云ひ、坦菴と號した。江川英毅の三子で、世々伊豆國菫山の代官である天保六年父の歿後其職を襲いて代官となつた。時恰も徳川十一代將軍家齊の末年にて天下擧げて騷擾に耽り風俗紊亂の甚だしき見、慨然として匡世の志を起し、先づ自ら範を示さんとして節儉を守り以て士民を教導したので、管内の風儀大に革まり頗る治績を挙げた。此時に方り外船の邊海を窺ふもの漸く多く、憂國の志士は漸次海防に注意を拂ふ様になつたが、太郎左衛門夙に此點に留意し、天保八年正月始めて伊豆國海防策を幕府に建議し、六月外船近海に現はるに及び屬吏及家人を率ゐて下田に赴き、十年の春、豆相房總の沿岸、外寇防禦を要する地方を巡察するの幕命を受けて其途に上つたが、同行の目付島居甲斐守と其意見を異にして一致を見なかつたが歸後防禦策を上り、四月外國事情及び伊豆警備策を上書し、又鯨嶽の諸間にも答ふる所あつた。其後島居甲斐守の爲めに忌まれたので、其讒禍に觸れんことを恐れ、幾干もなく病と稱して菫山に引籠つた。

天保十二年に至り高島四郎太夫の門に入り、砲術を研究し技術大に進んだ。後四郎太夫が島居の爲めに讒せられ幽閉の身となるや、太郎左衛門は百方救解を圖り嘉永六年四郎太夫の特赦せらるゝや之を迎へ待遇するに師弟の禮を以てした。是より先、太郎左衛門は天保十二年幕府に稟請して始めて菫山に於て鐵砲を鑄造した。現に残存する菫山の反射砲は即ち當時を語る遺物である。十四年拔擢されて鐵砲方兼勤を命ぜられたが、弘化元年兼勤を免じ嘉永六年勘定吟味役格となり海防の議に參し木多越中守に隨行して武相房總の沿岸を巡察し、八月品川砲臺の築造、大小砲鑄造の監督を命ぜられた。安政元年再び鐵砲方兼勤の命を受けた。同年十一月下田附近海嘯を蒙り露艦沈没し戸田村に於て新船製造の舉あるに及び太郎左衛門は幕命を受けて是れが一切の事務を擔當した。翌二年正月十六日病を

以て江戸本所の居邸に於て歿した。享年五十六であつた。

物故せる名士

此の年名士の物故したものが少くなかつた。六月二十三日には常陸の國學者として知られた色川東海（名は三中、通稱彌三郎又三郎兵衛と稱し諸葛翠臺の門人、享年五十四）十月二日には有名な和學者にて醫を兼ねたる葦の屋檢校（名は麻績、東洋堂と號し江戸兩國藥研堀に住した、享年五十）同月四日には國學者本居閑遠（本居太平の養子、本姓濱田氏、初名健次郎孝園又は久次郎と稱し、木綿垣、綠園など、號した、享年六十四）同月二十日には勤儉力行の大家として著名な二宮尊徳翁（享年七十）十二月十日には當代の劍客として隠れなき千葉周作（仙臺の出身、江戸神田お玉ヶ池に住し北辰一刀流の劍法を教授し多數の門人を養成し、後水戸藩の指南役となつた享年六十三）又藝術方面では七月に講談師二代目伊東燕凌（本名漆畑新介、初代燕凌の門弟、享年五十五）十一月には四代目杵屋六三郎（初代及三代目の門人、晩年蓬髮して六翁と稱した、彼の有名な長唄勸進帳を作曲した、享年七十）等であつた。

安政三年

幕府の對外方針

七月米國總領事タウンゼント、ハルリス下田に來航し直ちに幕府に通り將軍に調して國書を呈せんことを請ひ、若し容れられずば已むなく直ちに砲火に訴へんとの狀を示したので、幕府にては大に恐怖し、兎も角も米使の要請を容るゝ事とし明年十月を以て審議せんことを約した。斯くて幕府は十月老中堀田正睦（初め正篤と云ふ）に外交事務專任取扱を命じ、同時に外國掛跡部甲斐守、土岐丹波守、松平河内守、川路左衛門尉、水野筑後守、岩瀬修理太夫、大久保右近將監、塚越藤助、中村爲彌の諸人に外國通商貿易許可に對する取調掛を命じた。

此際、和蘭の甲比丹より「英國は此程支那との戰に於て厦門を奪ひ、廣東を焼き連戦連捷したので、其餘威を以て直に兵を以て日本に向ひ通商談判を強請する筈である」と幕府に忠告するところあつたので、幕府の老中等は極度に恐怖し凝議の結果、「當時外國人取扱振り、事情に協はざることは我が國人も粗ぼ相分りし程の事故、漸く彼が怒りを積みなば、廣東の覆轍を踏まんも計り難く、尤も警戒すべき事にて、既に寛永以來の祖法を變通し、和親締結したる上は、寛永以前の舊例もあり、取扱ひ方も隨つて改革せでは叶ふまじく、兎も角奮格に拘泥して、瑣末の事まで事々しく拒絶し、外人の怒を醸さんは無算の至なり、萬々一砲聲一たび響きなんには、はや取戻しも叶はざれば、外人の待遇を寛慢にし、長崎、下田、函館の三港は諸事同一の取計ひとし、文書の往復、應接の禮とも、都て外人の信服する様、處置なくては叶はざる時勢なれば、此上の取扱ひ振を勘辨熟慮し、至急取調べ申し聞けらるべき云々」

の旨を評定所一應、海防掛、並に三港の奉行に向つて發令した。

攘夷論の擡頭猛烈

幕府の對外方針は斯く如く決し、是より先に於ても既に亞米利加との下田條約も締結を見、對外和親の空氣は漲りつゝあつたので當初より鎖國攘夷を信條として一步も譲らなかつた水戸藩を始め、各地愛國の志士は、外夷打ち拂ふべしとの意氣込み益々猛烈となり、各藩の志士は漸次入浴して、盛に攘夷論を唱道絶叫し、幕府の處置を以て不當となし、反抗の氣勢は最早や抑制不可能に至つた。而して是等に對する幕府の處置も亦強壓的に出づるの已むなきに至り、兩者の反目嫉視は日を逐ふて愈々激烈に赴くのみであつた。當時、朝廷に於ける意向も亦攘夷に傾き、殊に幕府が勅許を得ずして妄りに開港通商を許して條約を締結したる件に就ては、甚だしく幕府の處置を憤りつゝあつたが、而かも堂上公卿の中には幕府に好意を寄せ居る向きも無きにあらず、是等に對しては攘夷黨の志士は大いに其行動を憎むの傾向を生じたのは已むを得ざる状態であつた。此年八月關白鷹司政通の職を罷められて、九條尚忠の之れに代つたのも其の消息を語るの一つであつた。

諸制度設備の漸變

幕府の諸制度、若しくは諸種の設備は當面の狀勢、時代の推移に伴ふて、漸次一變し來るの必要を感じた。而して其の實現せるものとしては、此年正月深川越中島に砲術訓練場を築造した。又同月築地に講武所を設置した。翌月從來の翻譯局を改めて蕃書取調所と稱するに至つた。更に令を發して新刻開校の洋書並に翻譯書は總て同所に於て檢閲せしむる事とし、尙所藏の洋書、及び其の著作の紀年等を同所に届出で翻譯出來のものは一部づゝを撰出せしめ、又幕府麾下の子弟にして經書に通ずる者に限りて蕃書調所へ通學する事を

許した。九月江戸諸城門に備置されたる兵器具は都て西洋銃に改められた。
更に時節柄、世相の現はれの一つとして興味を惹きたるは、麹町の練馬場に於て催されたる馬術稽古であつた。开は小笠原家門人馬術稽古の爲め砲礮訓練といふので、厨事に使用する大形の砲礮にはあらで、直径四寸許の土器を頭上に戴き、劍術稽古の面を被り、馬上にて隊伍を定めて打ち合ひ、土器の破れたるを負者とするのであるが、珍らしく興味ある催しなりとて夥しき見物があつた。

洋書の翻譯書續々刊行さる

審書取調所の制度確定されて以來、識者、研究家の此の方面に頭を向けるものも漸く加はり來り、廣瀬元泰は「人身窮理書」を、飯島慈齋は「草木圖説」二十卷を、宇田川榕庵は「地震豫防説」を、林洞海は「藥性論」を著はした。
廣瀬元泰は津侯の醫員であつて、頗る蘭學に通曉し、又兵制、砲術を講じて有名であつた。明治維新の際、病院を京都に設立して其の院長となつた。
飯島慈齋は名は長順、字龍夫、後年専ら吾慈齋と號した。伊勢龜山の人、寛政年間小野蘭山に就て植物學を學び、後洋醫學を修め、名聲嘖々として傳へられ當時蘭山と共に斯學の二傑と稱せられた。慶應元年五月八十四歳で歿した。
宇田川榕庵は江戸の人、作州の侍醫宇田川玄眞の義子となつた。幼より物産學を好み自ら山野を跋渉して研究し、長ずるに及び蘭學を馬場穀里に受け、頗る斯學に精通し、文政九年革命によつて洋書を司天臺に譯した。天保四年「植學啓原」を著し、同年「合密開宗」を完成した。弘化二年六月四十九歳で歿した。其著前掲「地震豫防説」は其歿後安政三年に至つて刊行された。

安政四年

米使登場と將軍繼嗣問題

三月米國使節ハルリスは書を老中に寄せて義日の請求に對する回答を幕府に逼つた。幕府は之に對して五月ハルリスと條約を定めて下田及び箱館に米國人の在留する事を許した。即ち是れ下田條約なるものである。尋で七月下田奉行井上信濃守清直及び中村出羽守時萬の兩人は下田にハルリスと會してハ氏の奉呈せんとする國書中の大意を聽かんと求めたが、ハルリスは聽かず直接將軍に謁して呈せんと頑張るので已むなく、幕府は渡議の上、ハルリスに登城せしむる事とし、此事を尾張藩主徳川慶勝、紀伊藩徳川慶福、水戸藩徳川齊昭、所謂親藩三家に米使登城を内議する所あつたが、果然大紛議を起して容易に纏まるべくも無かつた、兎も角幕府は鋭斷を以つて米使の登城を許す事に決定して此の趣き諸侯及び麾下の士に告げた。然るに當代將軍家定には襲職すべき子がないので當然の成行きとして茲に將軍繼嗣問題が持ち上つた。閑老堀田正睦は此際全國志士の崇拜する水戸齊昭の一子一橋慶喜を立て、十四代將軍と爲し以て天下の信望を幕府に繋ぎ、而して其間に外交問題を處理するを以て上策とし、此方針を以て主張したが、幕府の奥向き一橋慶喜の嗣立に對しては甚だ喜ばず、當時大奥第一の勢力者たる老女歌橋等は極力慶喜擁立に反對し、紀伊慶福を迎へて繼嗣ならしめんとし、井伊掃部頭また慶福を迎へんと之れが謀主となつて、其の議を遂行すべく劃策しつゝあつた。

幕府和親の勅許を奏請す

十月十八日米使ハルリスは遂に登城して國書を將軍に呈した。然して其後數回に涉つて完全に條約を締結し、次で十二月を以て下田港を閉鎖して之が代港を開きて米公使を駐在せしむることを朝廷に奏上したが、朝議は之に對し朝旨を渡し深く將來の處置を戒むる所あり、代港としては近畿の地を除かしめ給ふた。尙此月幕府は林大學頭、目付津田正路を京都に遣はし、外國と通商和親の勅許を得る爲め、京都所司代に於て、傳奏廣橋光成、東坊城總長と會見せしめた。此の時林等の奏聞せる大要は左の如くであつた。

今度私共兩人上京したるは、從來外國の事ありし毎に、書面を以て仰せ進じたりしかども、書面のみにては其意を盡さず、且今回米國吏人が言ふ所に就て、詳かに事實を上申せん爲めなり(中略)方今の時勢到底鎖國の舊制を守らるべくもあらず、去りて米國其他一國との戦争ならんには、或は勝算もあるべけれど、歐米の各國聯合して、我が諸港に寄來りなば、戦ひ勝つとも、皇國の疲弊は免るべからず、殷鑒近く清國にあり、されば外人の待遇は寛永以前の舊に復し、外商の來復を自由ならしめん云々。

一方朝廷にては、此際九條尚忠、鷹司政通、近衛忠勳、鷹司輔熙等の諸公卿參朝し幕府奏問の因由を聽取し、何れも憤然として幕府の所奏に反對し、朝議は一も二もなく決定して、幕府は案に相違の教旨が降下されたので、林大學頭は驚愕憂懼措くところを知らず急ぎ歸幕して其趣を復命した。是に於て閑老堀田正睦は最早事茲に及んでは、自ら上京して勅許を仰ぐの外、他に途は無しと深く決心したのであつた。

(安政年間における諸大名勤期間割一覽)

年次	支	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
安政元年
安政二年
安政三年
安政四年
安政五年

始めて種痘館を設立す

此年五月蘭醫伊東玄朴、幕府の許可を得て始めて江戸下谷御徒士町に種痘所を設立して大いに斯術を實施して其の神効を認められ名聲全都に傳へられた。尋で種痘學の傍ら一般西洋醫學、解剖學の二科を設け、後ち幕府之を官に收めて醫學所と命名した。是れ蓋し我國に於ける醫學所の嚆矢である。始め玄朴は其郷國肥前に於て醫學を修め尋で佐賀の蘭醫島本柳昌に就き、後長崎に赴きシーボルトの門に入りて蘭學を研鑽したが、當時西洋にて牛痘を人身に接種し天然痘を豫防する術あるを聞き、之を其藩主鍋島閑叟公に建言し幕府の手を経て痘苗を和蘭本國に請求し痘苗を傳來し蘭人モンニウクは先づ其居宅に於て之を日本人に種々試みて完全に効を奏したので、玄朴は直ちに其傳法を受け同志と謀りて種痘所を設置するに至つたのである。

因に種痘の起原に就ては、詳でないが、文献の記すところによると西曆紀元一千七百九十八年即ち我が寛政十年エドワード、ゼネルの發明に係るといふ。種痘所開設以前安永年間、文化六年、嘉永二年にも痘苗は我邦に傳來したる事はあつたが是を一般に施種するに至つたのは實に安政四年の五月である。

製鐵工場の嚆矢

安政改元以來、世勢の必須に鑑み幕府にては海防策を講ずると共に、軍艦操縦運用法を講習せしめつゝあつたが長崎奉行荒尾石見守、川村對馬守等は目付永井玄蕃頭尙志と協議して製鐵所設置の必要を建議して幕府の納るゝ所となつたが、恰も安政四年七月和蘭より器械職工をも船載し來つたので、更に水野筑後守、荒尾石見守、岩瀬肥後守、松平久之丞等は共に幕府に上申して、長崎の西方秋浦に一地を卜して製鐵工場を起し、直ちに工事に着手した。而して同工場は文久元年三月に至つて全く竣功を告げた。同工場には製罐場、燒磚爐、官舎、倉庫等一切を具備し、是れが工費は實に五萬八千餘兩を要したと言はれた。是れ我邦に於ける製鐵所の嚆矢である。尙幕府にては此の製鐵の事を掌る役人を製鐵所奉行と稱し、老中の所管に隸屬し祿高二千石を食み、奉行並は千石であつた。

安政五年

閣老堀田正睦の失意

閣老堀田備中守正睦は内外忙雜多端の間に於て正月十二日米使ハリスとの通商條約を締結した。即ち是れ所謂江戸城約なるものである。斯くして一方朝廷の勅許奏請とし

て京都へ派遣した林、津田の兩使は不成功に終て歸幕したので、自身直接勅許を仰ぐ爲め正月二十一日川路聖謨、岩瀬忠震等を隨へて江戸を發足して京都に赴き、廣橋、東坊城の兩傳奏を本能寺に招請して條約奏問を乞ふ所あつた。之に對し朝廷にては、皇上直ちに公卿を會して議せしめられたるに、應司太閤、九條關白の兩卿は此際堀田の請ふ所を幕府に委任すべしとの議に對して三條實萬は之を排斥し、列藩諸侯の意見に諮ひて後措置せんとし、衆議決定の上、左の答案の草案を奏聞した。

一、應接假條約の趣、無餘義次第にて、開港候とも、舊冬十二月廿四日、被仰下候通り、畿内及皇居近國被相除候様に被思召候間、攝津兵庫被相除候には、相成間敷哉。

一、當今皇居定以御手薄の儀、御不安心に被思召候間、畿内並御近國の内、皇居四方に可然大祿大名、堅固に警衛出來候様に被遊度思召に候との趣に有之候事。

一、開敷港建商館候様、當時の處、尤制法も御行届の事に候得共、往々無憂の夷情、追々相募、終には反亂に及候儀無之哉、見込の處、可申上候事。

午二月二十三日

(別紙一通)

今度の一條不容易奉神宮始、御代々へ被爲對候ても、可有如何哉、被爲惱寂慮候、至此期候ては、人心居合、國家の重事に候間、則三家已下、諸大名の赤心被聞食度思召に付、今一應被下臺命、各々所存被書取、被入敷覽候様取計可有之旨、被申入度、關白殿太閤殿被命候事。

午二月二十三日

(別紙)

一、萬世御長久の御良策の事。

一、諸夷取扱方、後患無之様、可被取計事。

一、墨夷の申立は、御國體に拘候間、寂慮の趣を以、御國威相立候様、被爲遊度、思召候事

一、下田條約の儀、難被成御許容、諸藩屏防禦の計略、被聞食度との事。

二月

(別紙)

一、墨夷申立の假條約の趣、逆も難被成御許容、如何様にも取領中斷、其上にも承伏不致、無禮等の所爲候は、無是非次第、可及職争、被思召候事。

二月

堀田は如上の勅答に接して大に驚き、直ちに飛報を以て此の趣を關東に告げ、更に一方朝議の制可を請求したので、朝廷にては再び會議を開き、應司太閤は左の草案を議定した

「今度の一條不容易、奉神宮始、御代々へ被對候ても、深被惱寂慮候、至此期候ては、人心の居合、國家の重き事に候間、三家以下諸大名の赤心被聞食度思召候、今一應被下臺命、各所存被爲書取、被入敷覽候様、御沙汰の趣、及言上候處、寂慮の趣御尤の御事に被思召候得共、人心居合の儀は、如何様とも關東にて御引請可被遊との事、及言上候處、人心居合の處は、先以御安心被遊候得共、神宮始御代々へ被對候ては、何共恐多、東照宮以來の御制度を御變革被爲在候儀は、天下の人望如何と思召、再度被惱寂慮候間、何とも御返答の被遊方無之、此上は於關東、可有御勤考様、御頼被遊候事。」

三月十日

然るに此の草案中、結末に「何とも御返答の被遊方無之、此上は於關東可有御勤考様御頼被遊候」との語あるを見て、中山忠能以下八十八卿は大に憤激し結局此の末文を削除する事に決し、皇上其の直言を嘉みさせられ、之を改めて左の勅命を降し給ふた。

「墨夷の事、神州の大患國家の安危に係り候、誠不容易、奉始神宮、御代々へ被爲對、恐多被思召、東照宮以來の良法を變革の儀者、國人心の歸向にも相拘り、永世安全難計、被惱寂慮候、尤往年下田開港の條約、頗不容易の上、今度假條約の趣にては、御國威難立、被思召候、且諸臣群議にも今度の條約殊に御國體に拘り、後患難測の由、及言上候、猶三家已下諸大名へも被下臺命、再應衆議の上可有言上被仰出候事。」

此の勅答降下を得て堀田は最早施すべき術なきも尙ほ稟申書を呈したが、朝議は儼として動かず二月二十四日左の勅諭を賜はつた。

一、永世安全、可被安寂慮候事。

一、不拘國體、後患無之分、計略の事。

一、下田條約の外、御許容不被遊候節は、自然及異變候儀難計候に付、防禦の所置被聞食度候事。

右の條々衆議可有言上事

(別紙)

衆議官の上、歡慮猶於難被決候節、伊勢神宮神慮可被爲伺定儀も可有之哉の事。

午三月二十四日

斯て堀田は四月二十日江戸に歸り、二十四日ハリスを白邸に引見して條約の事未だ勅許を得ざるの故を以て調印を七月まで延期せんと乞ひしもハリスは頑として聽かなかつたが強て調印に關する回答を七月二十七日まで猶豫を乞ひ、其間に於て行掛りの將軍繼嗣問題を解決せんとしたが井伊はじめ慶福擁立派は堀田の上京中該問題は全く紀州派の勢力に歸し、慶福を繼嗣たるに決定したので、堀田は今更施すべき術なく、且つ六月朔日を以て幕府は公然慶福繼嗣を發表し、堀田閣老を以て慶福養君御用掛りの名義の下に政權に遠ざからしめ、井伊は茲に大老となつて確實に政權を其手に收むる專斷一切の政治を遂行することゝなつた。茲に於て堀田は已むなく政治の圈外に立つ事となつた。

密勅水戸藩に降下す

井伊掃部頭直弼は大老職に就くや六月十九日を以て銳意勅許を待たずして條約に調印し二十一日之を朝廷に奏上し、翌日天下に發表した。茲に於て全國の志士は痛く幕府の所置を非難し、徳川齊昭、徳川慶恕、松平慶永の三氏は急遽登城して違勅の罪を鳴らし井伊大老を責めた。

一方朝廷にては公卿諸公の憤怒一方ならず、幕府の所置僭越を極めたので、此儘には拾置かれずとて七月四日勅命を以て徳川三家并に大老中一人の上京を促し給ふたが此時十三代將軍家定は臥病中であり、露、英兩國の軍艦品川に入航投錨中であつたので大老井伊は上京すること能はず、去ればとて三家のみ上京せしむる時は將軍繼嗣にも或は變更を來さんも計り難く此際如何なる方法を採らんかと井伊大老は苦慮しつゝあつたが、越えて六日將軍家定薨じ事態は益々難きを加へたので、井伊は堅く衷を秘し、突如として水戸齊昭、尾張中納言、松平春嶽の三侯に對して謹慎を命じ、且つ一橋慶喜の登城を禁止せ、京都へ對しては親藩三家は罪ありて閉居中の由を告げ獨り閣部下總守詮勝を上京せしめ、其間に於て蘭、露、英、佛等の條約締結を斷行し、又將軍繼嗣たる慶福を徳川家茂と改名したのであつた。茲に於て朝廷の震怒は倍々甚だしく朝幕の軋轢は愈々極度に達した。

公卿中、九條尙忠は穩和派として開港説に傾いたので、強硬派の近衛、應司、三條等の攘夷鎖港論者は九條關白に逼つて其職を辭せしめんとし、水戸藩の鶴岡、安藤、薩藩の目下部等の志士は、會融法親王及び三條、中山の諸卿に説きて、幕府の專恣を責め、井伊大老を斥け、一橋慶喜を將軍たらしめんとした。然して又梅田雲濱、梁川星巖、頼三樹三郎、吉田松陰、西郷吉之助、僧月照、橋本左内老女村岡局等の尊王攘夷黨は、鶴岡等の説を贊し轉旋甚だ力むる所あつたので、遂に八月八日を以て朝廷は左の密勅を水戸藩に降し給ふ事となつた。

「先般黒夷假條約無餘義次第にて於神奈川調印、使節へ被相渡候儀、猶又委細閣部下總守上京可被及言上趣に候へ共、先達て敕答諸大名衆議被聞食度被仰出候誰も無之、誠に皇國重大之儀、調印之後言上、大樹公歡慮御伺之御趣意不立、勅答之御次第に相背き輕率之取計ひ大樹公賢明之所有司心得如何と御不審に被思食候、右様之次第にては、蠻夷之儀は、姑く指置き、方今御國內之治亂如何と大に被惱寂慮候、何卒公武御實情を被盡、御合體永久安全之様に、偏に被思召候、三家或は大老上京被仰出候處、水戸、尾張兩家憤中之趣被聞召、猶又其餘宗室之向にも同様御沙汰之由、被聞召及候、右は何等の罪狀に候成計難候共、柳營羽翼之面々、當今外夷追々入津不容易時節、既に人心歸向にも可相拘、旁た被聞食度、被仰出候は、全く永世安全、公武御合體にて、被爲安寂慮候様、被思召候儀外思計り之事には無之、内憂有之候ては、殊更被惱寂慮候、彼是國家之大事に候間、大老、閣老、其他三家、三卿、家門、列藩、外様譜代共、一同群議評定有之、誠忠之心を以て特と相止し、國內治平、公武御合體、彌御長久之儀、徳川家を扶助有之、内を整へ、外表之侮を不受様にと被思召候、早々可致商議、敕答候事。

午八月八日

- 近衛左大臣忠勳
- 鷹司右大臣輔熙
- 一條内大臣忠喬
- 三條前内大臣實萬
- 二條大納言齊政
- 近衛大納言忠房

(御別紙)

敕諭之趣被仰出、右者國家之大事者勿論、徳川家御扶助之思召候間、會議有之、御安全之様、可有勘考之旨、出格之思召を以て被仰出候間、猶同列之方、並兩卿家門衆以上、隱居に至る迄、列藩へも御趣意相心得候様向々へ傳達可有之旨被仰出候以上。

朝廷にては此詔書を禁裏附大久保忠實(一翁)に命じて其副書と共に、幕府に送達せしめられた。幕府への御別紙は左の如くである。
「今度被仰進候趣、三家始相心得候様、別段水戸中納言へも被仰下候、此段爲心得申入候事。」

副書

御沙汰之趣、尋常之御事に候へば、御斟酌之御次第被在候へ共、何分蠻夷之件にて、猶關東も大改革之御時節に候へば、萬一此上公武御隔心間敷儀有之候ては、甚以被惱敷慮候間、格別之儀を以て、無御隔意被仰進候間、此段不惡御聞取に相成候様被遊度、御沙汰に候事。」

所謂安政の大獄

水戸藩に下賜さるべき密勅は八月七日の夜に決定したのであつたが、之を幕府に下す時は塞閉されんことを慮りて傳奏は直ちに之を水戸の巨魁鶴岡吉左衛門に齎らして水戸に致さしめんとしたるに、生憎當時鶴岡は病臥中であつたので、其子幸吉が父に代つて八日の拂曉使命を奏じて京都を發し、日下部三次は別路を取り仲仙道を経て東下し、滞りなく之を水戸侯に傳達した。然るに大老井伊は此の密勅を以て水戸藩の内奏に由るものなりとし、水戸邸の警衛を嚴にし、其重臣岡田、武田、大橋、安島、尾崎等に致仕退職を命じ、又聞部詮勝に上京を命じて悉く尊王攘夷黨の志士を捕縛せしめた。此際志士の捕縛されたものは京都に在つては

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 鶴岡 吉右衛門 | 頼 三樹三郎 | 梅 田 雲 濱 | 吉 田 松 陰 |
| 小林 民部之輔 | 高橋 兵部大輔 | 三 國 大 學 | 浮 田 一 惠 |
| 兼 田 伊 織 | 伊 丹 藏 人 | 山 田 勘 解 由 | 飯 田 左 馬 |
| 若 松 奎 頭 | 入 江 雅 樂 頭 | 丹 羽 豐 前 守 | 守 寺 因 幡 守 |
| 團 若 狹 守 | 富 田 織 部 | 春 日 讚 岐 守 | 藤 井 但 馬 守 |
| 小 倉 小 倉 人 | 山 科 出 雲 守 | 老 女 村 岡 | 鶴 岡 幸 吉 |
- 又江戸に於ては
安 島 帶 刀 茅 根 伊 豫 介 橋 本 左 内 日 下 部 伊 三 次

等であつた。而して是等の志士を悉く江戸に送致して直ちに獄に投じた。所謂これ安政戊午の大獄と稱せられ、井伊大老が積極的辣腕を揮つたものであつた。

傳馬町牢屋の状況

已上の志士は大抵江戸傳馬町の獄舎に投ぜられたのであつた。本記事の機會に於て當時に於ける同獄舎の状況一斑を記す事とする。
(但し此の状況は小山春山氏が洋々社談に記せる稿に據る)

「舊幕府の時を追想すれば殆ど隔世の如く、人多く其晩季の弊政を見て概して徳川氏の暴虐を言ひ合へり。然れども元和以來、前古比なきの泰平を致すもの其由なきに非ざるなり。故に其良法美事倣指するに暇あらざるも、晩年に至り陵遲頹壞して衆庶の怨苦を招きしは皆後の有司の罪なりき。其の一事を擧げて之を言へば囚獄の設けに心を盡し、事是れより前には有るまじきなり。余嘗て罪を幕府に得て傳馬町の獄に下るもの兩度、一年半の月日を経て頗る景況を悉せり。蓋し邸内に牢舎十餘所あり、大なるは六七間、小なるは三四間、棟高く林厚し、士若くは僧侶を置くものを揚屋と云ひ、其他平民と婦女とを分ちしなり。監察、徒目付、囚獄奉行等時々臨視して疾病を問ひ、冤枉を驗し、飯食汁菜、藥餌に至るまで、能く心を用ひたり。獄舎の外に室と稱する廣き土間あつて大なる浴槽を置き、冬は一月に三四次、夏は六七次若くは八九次、囚徒を出して沐浴せしむ。醫員兩人毎日病者を來診す。又寒暑兩度に衣服を給す。然れども有籍者は之を用ひず、親戚故舊より贈遣せん事を乞へば輒ち監視して之を與ふ。但し必ず嚴禁して納事を聽さざるものは、刀刃と火氣とのなり。都べて囚徒を保護するの設は備らざる無し。然るに晩季に及び司管の吏胥大卒斗符の小人にして囚徒を保重するの念なく、舊法遺規も徒らに虚名を存し、司炊の丁夫は米鹽を竊み、不學の庸醫は藥劑を粗惡にし無識の有司は裁判を速にせず、至て輕罪の囚徒、若くは竟に無罪に歸する者も合て、忘るが如く、囚人日々に重積して疾病を生じ斃るゝ者相踵ぐに至る。人或は言ふ、獄中に一種の毒藥を具へ、之を一服と稱し、到れば則ち服せしめ立どころに死亡すと。此事は決して事實にあらざるなり。死亡の多きも、執務の有司等人命を重んぜず、舊法を奉守せざるの致す所なり。亡友岡田眞吾と云ふ者余と共に此獄に在り、恒に謂て曰ふ、徳川氏の囚徒を保護するの厚きを見て、其降治を致すの偶然ならざるを知り又其の遺法の壞るゝを見て衰亡の兆を知るに足れりと、余聞て知言なりと贊したり。其後吉田松陰子の獄中に在て筆記せし回顧録を聞するに江戸獄舎の法規に美を盡せる事を稱嘆せり。世人知らず唯だ其の酷虐慘毒なるものと做すは大に然らず。夫れ囚獄は政事の重んずる所、民命の繫る所にして、徳川氏の盛時には良司輩出し、大小事柄に心を用ひ、囚獄の設も此の如く備はりしが、其の衰ふるに及びては亦此の如き弊害を生ぜしは歎す可き事なり云々。」

コレラ病の流行

此年七月コレラ病流行し日を逐つて益々猖獗を極めたが同九月に至つて稍々終熄に近づくを得た。同疫のコレラ病たることを知らず、病勢猶烈にて罹病後僅かに三日にして斃るゝので、是れを「三日コロリ」と稱した。全く現今の虎列刺病であつた。七月以降九月に至り三ヶ月間に於て同疫に罹り死亡せる者は、各隠亡の火葬場で取調べるものみにも拾六萬の壹百十九人に達した。左に其詳細を示す

千住	六萬三千〇七十八人
目黒	壹萬二千〇三十六人
砂村	九百七十五人
靈岩寺	二萬九千〇五十八人
白金	壹萬一千〇六十八人
桐ヶ谷	二萬六千〇五十人
狼谷	九百七十人
落合	六千三百五十人

右は各焼場の調査に係るもので、此中には無論各寺院の埋葬死者は算入されて居らぬ。以て其の如何に猛烈であつたか、窺はれる。殊に千住焼場の如きは、莫大なる死者であつた爲め一時焼却する事は到底不可能で、死者を入れたる棺桶は數日間も出府の路傍に積み重ね置くの已むなき状態であつたが、時期は夏季である爲め、桶中の死體腐敗して膿汁など流出して路傍に氾濫した、之が爲めに、此膿汁を吸収した田市は意外にも多大の施肥となつて翌年非常に豊作を示した事であつた。

此のコロリ流行に際し、種々なる際物出版が續出したる中に、左の流行嚙があつた
「胸はしきりに苦しむる、病氣がおもひさらで、どうぞ肥立ちていつふだんもと身にかへる疑げ顔、まだ口まづいじやないかいな。」

「醫者さまが、匙をかまへて薬をもつて、おんやキコクはまだ早し、おつつけ全快なされた上で、腹が大層くだります、心痛、胸痛、おれくちのしぎ、いつか近所でよくなりしまい丈夫にはだかやあなめでた。」

當時此の悪疫の犠牲となつた名士も尠くなかつたが、文藝家、藝術方面のみにも左の人々を亡つたのである

- | | | | |
|------------|-------------|------------|------------|
| 山東京山(小説家) | 歌川廣重(畫家) | 市川米庵(畫家) | 柳下亭種員(小説家) |
| 綠高川柳(小説家) | 大竹薄塘(畫家) | 惺庵西馬(俳人) | 青々共一(畫家) |
| 樂亭西馬(小説家) | 柁屋六左衛門(聲曲家) | 清元延壽(聲曲家) | 五返合半九(小説家) |
| 六 朶 圓(狂歌師) | 貞山(講談師) | 宮 龜 年(石刻家) | |

安政六年

勤王志士の處刑

幕府は去年、京都、江戸及び其他の地に於て捕へたる尊王攘夷黨の志士を審決して夫々處刑したるが、其の重なる者に就て記さんに吉田松陰、橋本左内、頼三樹、芳根伊豫之助、鶴岡吉右衛門、同幸吉、飯泉嘉門等を死刑に處し、安島帶刀には切腹を命じ、鮎澤伊太夫、六物空滿小林民部を遠島に、老女村岡、伊丹、丹羽、三國、入江、森寺、春日、山科、飯田、山田、富田、飯泉等を押込に池内大學浮田一惠を追放に處した。而して攘夷黨の頭目と見られたる越前小濱の藩士梅田雲演は小倉藩邸の獄に投ぜられ居つたが病を以て獄裡に歿した。

幕府は前記志士等を處刑せる外、一橋慶喜に隠居謹慎、水戸齊昭に永蟄居、徳川慶篤に差控へ、山内容堂に謹慎を命じたが、後九月慶篤の差控を免じた。

二朱銀を鑄造す

幕府は往時貨幣鑄造として常是銀座を江戸に設けたる以降、寛永、寛文、元祿、寶永、正徳、享保、元文、明和、安永、寛政、文政天保等の年間に於て各種の通貨を鑄造し、米艦來航後に在りては、嘉永六年十二月に南銀を以て一朱銀貨を鑄造通用せしめたるが安政六年五月二十四日更に必要に應じて、二朱銀を鑄造し、翌二十五日海外貿易開始したるを以て金銀通用の制を定めた。米國との通商交易は此より實行されたるが、幕府にては貿易交換算上、貨幣の釣合不足に鑑み、必要上改鑄するに至つたのであるが、是れが爲め

古金の價值頗る昂上し、保字小判一兩を以て新鑄金三兩一分二朱に換へ、正字小判一兩を以て新金二兩一分一朱に換算するの令を發したので、江戸市中の物價は急激に騰貴を來し下級民は多大の困窮を感ずる事となりたるゆゑ怨望の聲到る所に叫ばれ、悉く是れ井伊大老の苛政なるが故であると密かに怨み罵らぬものは無かつた。

因に、安政六年五月新鑄發行した二朱銀は之れを天保年間の一分銀に比して約二倍の大形で、文政及び嘉永の一朱銀の約三倍に匹敵する大さである。

開國の方針は諸侯の一致是認



天保年保字の一分銀と二朱銀

米艦來航以降、米使の和親通商要請に對して幕府が是れに許諾を與へたるに就ては、議論百出輿論俄かに沸騰し、是れには、一面勅許を待たずして幕府が僭越にも、妄りに外國通商を許したるも大なる理由ではあるが、勅許問題を別にしても、寛永以來多年の制禁であつた外國通商を許すことの不可を論じ我が神國をして外夷の蹂躪に委するを憤り、鎖港攘夷の論は、到るところに叫ばれ、所謂「尊王攘夷」の熟語は此時に於て、始めて世に行はれ來つた、之れを絶叫し、之れを實行せんとする志士は勃然として出現するに至つた。而して攘夷鎖港を唱道するものは特に諸國諸藩の藩士、浪士等の志士に止まらずして、徳川家の親藩其他、大諸侯の側にも亦鎖國攘夷を激唱したのであつた。米艦來航の當初に於て、當時最も外國事情に精通して居つた岩瀬肥後守忠震が、江戸城に於て各大藩諸侯の面前に和親開國の顛末を縷述したる際は、滿座悉く傾聴して其説を讚したのであつた事は、栗本錦雲翁の「宛庵十種」中岩瀬肥後守の事歴中に於て明らかに見る事が出来る。左に其の事歴中の一節を掲ぐ。

「幕廷にては軍國の仕來りにて、殊の外に目付の役を重んじたり、抑も此官は祿甚だ多からず、位甚だ高からずと雖も、諸司諸職に關係せざる無きを以て、極めて威權あり、老中始め三奉行の重職と雖も鑑察の同意を得るに非ざれば事を決行する能はず、或は其見を殊にする有るを顧みず、斷行するあれば、鑑察は直に將軍或は老中に面して啓陳するを中阻する能はず、去れば人の以て仕途の榮とする者、鑑察に過る無し、但其漢土古人の諫言に關はらず、硬直敢言を以て職としたれば、其罷黜轉運も亦極めて亟かなりき、鑑察の權、此の如く朝に行はれしかば、政事の改更ごとには必ず先づ此局を一變し、然る後諸司に及びたれば、諸司風を聞て廷旨の有る所を迎へて自ら釐革するを得策と爲すに至れり、其人を得ると得ざると一世の盛衰に關するの職たるを知る可し。

嘉永年間、米舶渡來する日の如き外國關涉一大變事に當り、滿廷震動し、始めて非常の撰を行ひ人材登庸せざる可からざるを以て、父子共に職に在れば其子たる者、賢と雖も、父に超ゆる能はざるの舊規を改めて、堀織部、永井玄蕃、岩瀬肥後の三人を擢んで鑑察とせり、此時に至り廷上二三の人始めて九州の外、猶ほ九州ありとの説全く妄ならざるを悟しし程なりき。

岩瀬君、初の名は愿、後改めて震字は百里、其築地に居るを以て鑿洲と號し、官を擬はれ墨水中に蟄するに及びて鷗所と號せり、人と爲り明斷果決にして、胸次晶潔、更に崖岸を見ず、其朝に立つや知て言はざる無く、言て盡さざる無く、人才を鑑別して各々其伎倆を展るを得せしめしかば、人の之に歸嚮する者多く、隨つて亦派を殊にする輩の之を疾惡する者も極めて多かりしが、其幕末萎靡不振の日に方り、士氣を鼓舞し、俊才を擢拔して一時天下をして踴躍憤起せしめたるは、其功推して第一等に置かざるを能はず。

今その一二を語れば、荷蘭の觀光船を贈りしや、矢田堀景藏、勝麟太郎を不動の小普請より拔擢し、其人に従て其技を學習せしめ、其他平山謙二郎、河津三郎太郎を收めて配下に置き、下曾根金三郎、江川太郎左衛門に洋砲訓練を任し、箕作玄甫、杉田玄瑞を擧げて醫書調所(後開成所と改む)の教官とし、儒官古賀謹一郎(筑後守沙翁)が漢儒にして傍ら横文に涉るを以て其督と爲すの類、殆んど枚擧に暇あらずして、松平河内、川路左衛門、大久保右近、水野鏡後、竹内下野の類、宿耆長者、比肩、濟輩と雖も、尙も志經國に存する者は、誠を推して親交せざる無く、傍ら各藩有爲の人物を延き城府を撤して協心戮力し、以て國威を擴張せんことを一身に擔負したり。

當時英佛魯米を概して一に之を毛唐人と稱する曖昧の政廷に立て、繡縫周旋し、衆を闡明に導き、國を無缺の金甌に全くせんと企圖する其推心努力幾何なりしや、今日之を想ふも決して千百の十一に至る能はず、此時全國の横文學者僅に荷蘭一國の書を讀み得て、譯司も亦其國語に通ずる者ののみなりしかば、多方開説して世間の學者に英書を讀み、英語に通ずるを創めしめたり。

初め米國ハルリス來航して和約貿易の條例を議定せんとするに方り、滿廷逃避を以て高趣となし、振つて一人の能く負擔する者無く皆手を拱して盡く君を推す、君於此斷然一身を抛つて犠牲と爲し、自ら任し辭せず、往復論辨、燭以て晨に繼ぐもの數閉月、始めて稍や貼定する所のもの乃ち安政年の條約なり、今日より之を見れば、其加酬を要する者數十にして止まざれども、顧みて往時に遇れば、一身の利益得失を忘れて國家に點汚せざらんと謀る苦心の一端を見るに足る可し。

條款草成るの日、大に諸侯伯を大城に召し、大老井伊掃部頭直弼代りて旨を演べて云く、今日各々方を徵すは他の故に非ず、和親貿易は當今世界公同の事。避る能はざる而已ならず、其法を得れば富國強兵の基と爲すに足り、之に反すれば禍亂立處に至る、其間髪を容れず、委細は鑑察岩瀬肥後に演述せしむれば、得と聽かれて後、各伏藏なく其意を述べられよと演べ、於此大老退き、岩瀬君代

り進て其顛末條理を細説するに、言辭明朗、少も訛晦なければ聽衆悦服し、唯々諸々、敢て一辭を措く者なく、皆其説の時世に適して宜く、然らざる可らざるを讀し、其旨を謹領して退かれたりしが、何ぞ料らん、既退の後、數日各自意見書を出すに及んで、盡く前日の言に反し、粗糲輕忽前後を顧慮せず、殆んど乃公の事を破らんとする者多かりしかば、君大に驚き、始めて其書の悉く臣下の手に成り、君侯と雖も之を制壓するの權なきを悟り、衆侯伯中に就て其聰明にして威權あり能く臣下を服従して共に當世の大事を談ずるに足る者を得て、其力を假るに非ざれば濟す能はずとし、水戸老侯、松平春嶽、鍋島閑叟、薩摩世子、土州寄堂諸公に説きしに五公能く其説を容れ、其人を敬信せしかば、君の聲望於是漸く世間に高し。

然るに一大珍事の出来して君が禍を得しは全く深く國家を憂慮するの誠心より出て、尤も憫むに餘りある事にして、之を言ふも猶ほ餘潛に勝へざるは十三世將軍家定公(溫廟)性多病にして言語了々たらず、此多事の日に中り、内は列藩の人心を鎮めて、外は各國に應ずる能はず、宗室中を歴觀するに、能事望に叶ひて以て今日の任に勝ゆべき者、唯一個の一橋君あるのみ、特に天下翹望する所の水戸老君、現に其親父なれば意を決し、諸官一同上請して以て溫廟老を告げ、一橋入りて嗣君となり玉へば、政令途を殊にせず、賞罰多門に出でず、以て始めて此屯蹇を経て康衢に達するを得べしと親を立るの衆議を排して、賢且長を立るを今日の急とするを進言し、閣老參政も大半嘉納し、天下有志の士も亦粗ば泄聞して大に喜び國威一たび屈するに似たれど又伸び、日月晦からんと欲して又再び明なるに至らんと、瞻望冀仰して、其時の至るを待ちしに、何ぞ料らん、其言未だ上つるに及ばざるに、溫廟脚氣病は嬰り玉ひ、俄に大漸に及ばれては實に千歳の遺恨なりし、此に於て前に君に排せられし説再び勢を得て、遺旨を奉じ、賢且長を置て親を立つるに決したるなり。

是より前、米國ペルリの始めて浦賀に渡來する日に先だち溫廟は強く替に中り玉ひ衆醫手を盡したりと雖も追々疲勞し、自ら起つ能はざるを知り玉ひたれども、押て老中に接し此回の大事は開闢以來の珍事にて實に深く憂悶せるが不幸にして大病に侵され如何ともする能はず、付ては水戸隱居は年來海外の事に苦慮熾熟する所なれば定めて能き了簡も有るべければ、予死後外國所置の件は隱居に謀つて所置あらば大過無かるべきなりと言置かれしが、其夜米船内海に乘入りたるに付、深更に及び宿直側より唯今伊勢登城(老中阿部)引續き唯今備後登城(老中牧野)と上申するを聞玉ひ直に此へ呼べと言なから肩衣々々と呼求め玉ひたり、此時憤懣體既に疲れ神既に困して漸く恍惚たられしかども、猶ほ扶けられ玉ひ強て端座し、肩衣を着て直ちに老中を召し、其言ふ所を聞くと爲し玉ひしが、米船又乍ち外海に出るの再報を得て兩老調を請ふに及ばずして退き、憤懣翌日休息の室に薨じ玉ひたり(休息所は所謂路寢便殿の類にて老中と雖も入るを得可らず又肩衣を着ざれば病中と雖も老中に接する能はざるを見るに足る)夫より遺命を以て水戸老公を召し老體大義ながら隔日登城し、新將軍外事の顧問に備はる可き旨下り、老公委々命を奉じて城に登られたりしが、如何にせん、公は年來士を練り卒を調へて外國を默齋視し唯志を膺懲の一邊のみ向けありしより、圓孔方柄にして其説また當世に適せざれば、幾くも無くして止め、軍艦旭丸(俗に厄介丸)を製造するを督せられしが、岩瀬君屢々見へ、漸を以て開説するに、今日の外國は古我狄に非ざるを以てせしかば、老公固より英明の質大に感悟せらるゝあり、始めて己を知らず、彼を知らざる無謀の戰を爲して、徒らに國家を慘害するの甚だ畏るべきを回顧せられ、和親交易の斷乎として易ゆべからざるを允し、君に語られしに、譬へば良家に美女あり、人の強て婚を求むる者あるも我之を拒み、辭する再三に至り彼の求むるの情願益懇に益迫るに至り漸く始めて之を許せば其仇讎却て厚く、多情の人の速に應ずる者に優るが如し、我國外交を拒む二百年の今日に至り始めて之を許せば、彼此の交誼必ず濃厚に至るの益ある可しと申されたり。

考公既に自ら外交の止む可からざるを許す、此に於て宗藩外藩に説くに尾州越前を始め、皆大に其説に信從するに至る、乃ち前に舉る數侯の如し、然るに老公の股肱にして大義を知り、一藩の信服を得て能く之を率導するの士に藤田虎之助(東湖)戸田銀次郎(蓬軒)せるなる者あり、共に是迄老公を左右し、鎖環の説を唱へしが、老公説を改められしより二人も其高見に服し、己が説も亦改め力めて衆士を説論するに時勢然らざる能はざるを以てし、漸く腐者の體を換へしめんとするの日に方り、非常の大震あり藩邸家屋を傾覆し兩人一時に壓死せられ老公の意、終に漏く一藩に敷くに及ぶを得ずしより其一朝にして俄に兩翼を失ひたるを此上も無く歎息せられたりし。(下略)

最初の渡米使節

幕府は曩に亞米利加合衆國と通商條約を締結したるが、是れが批准交換を了する爲め、十一月二十四日を以て遣外使節を詮衡決定して、新見豊前守、村垣淡路守、木村攝津守、小栗豊後守に出發を命じた。仍て是等使節は翌萬延正月十九日米國より回航せる迎船ボツハタン號に乗じて出發した。

◎第二輯豫告◎

口 繪

- ◎「王政復古大號令演説」(宮中御學問所) 五姓田芳柳畫伯謹畫
- ◎「鳥羽伏見の戦」(總督仁和寺高進出) 五姓田芳柳畫伯謹畫

玻 璃 版

- ◎歐洲派遣修好使一行
- ◎新撰組の活躍と池田屋騒動
- ◎寺田屋騒動・薩藩九士の殉難
- ◎生麥事件と英公使館襲撃
- ◎英艦隊鹿兒島灣海戦
- ◎四國聯合艦隊の下関砲撃と英艦の鹿兒島灣砲撃
- ◎鎮港談判委員
- ◎鎮港談判委員池田英後守と其隨員
- ◎しゅうの都落ち
- ◎大誅組の義舉
- ◎甲子禁門の變
- ◎坂本龍馬・中岡慎太郎の遺體
- ◎徳川慶喜の大政奉還
- ◎徳川慶喜のおもかげ
- ◎ヘボン博士の來朝
- ◎江戸城々門と見附(一)
- ◎江戸城々門と見附(二)
- ◎江戸城々門と見附(三)
- ◎明治初年の風俗
- ◎明治初年の風俗
- ◎維新大業を輔佐せる公卿
- ◎維新時代の新聞紙
- ◎大名屋敷の面影
- ◎大江戸の面影を残す町並
- ◎幕末の藩札

記 事

萬延元年より慶應二年孝明天皇の崩御に至る波瀾重疊にして宛然、走馬燈の如き幕末の狀勢を精細に活寫して興味津津として盡きず。

本第二輯に入りて愈よ最も興味ある維新の全局面を描出し、黒船來航に刺戟されて開鎖論の勃興より、或は咸臨丸の波來となり、チョン艦、帯刀、金襴の袴に堂々として米國に渡り白聖館に大杖頭に接見した痛快なる場面より櫻田事變となり、公武合體、阪下門事變等、上下互に國を思ふの赤誠よりして遂に流血の慘事を見た時代で維新の礎石は眞に此時機に確乎として置かれたものであります。

◎本輯の口繪は五姓田芳柳(第一世)畫伯の筆であります。五姓田氏は第一世五姓田氏に師事し其跡を嗣いで第二世を名乗り最近「芳柳」號を返納されたのであります。明治神宮聖徳記念繪畫館のなるや、奉納の八十枚の繪畫の畫題について精しく精査し其考証圖を作られた方であつて、明治維新より今日までの古實及び事蹟に精通し、又多く親しく目撃されたものが多いので、此種の繪畫については實に適當な方であります。繪畫館の「樞密院會議」の壁畫も謹寫されたのであります。

◎「江戸城の舊觀」は本輯及び第三輯のものによつて殆ど其全部を網羅したと云ふ位で、今日のものと比較して轉た其變化の劇しいのに驚かされると共に又興味の湧然たるを覺えるのであります。撮影者は下岡蓮杖及び内田九一、横山等であります。

昭和八年十二月十日印刷納本
昭和八年十二月十五日發行

「幕末
大正
回顧八十年史」第二輯

定價 金壹圓貳拾錢(郵購、滿洲、小笠原、樺太、臺灣及海外は送料別)

發行所 東京市京橋區銀座五丁目四番地 大澤 米 造

編輯者 東京市神田區神保町一番地 東洋文化協會印刷所

印刷所 東京市神田區神保町一番地 早川 右三郎

印刷者 東京市小石川區西江戸川町十番地 井口印刷合名會社

發行所 東京市京橋區銀座五丁目四番地 東洋文化協會

電話 銀座(57)二六三九番
振替口座東京三八三〇八番

大阪市北區堂島上三丁目三番地 萬 伸 社

電話 北二二八、二一九番
振替大阪三九八番

關西一千 發賣元

終

